

99-47



佐藤藏太郎著

豐後史蹟考 全

豐後大分 甲斐文書店發行

明治  
88 5 20  
内交



豐後史蹟考序

按上古王政時。國置守介。又立史生。錄事之制。是故歷世之事蹟。可徵之於史上者。非復如後世之無所可據也。中古以還。政權移武門。百度隨廢。海內之豪傑割據于四方。龍蟠虎踞。互競其雄。於是乎。天下之史傳屬蕪莽。狎近而遺遠者有焉。精於內而疏於外者有焉。如我豐國之事。亦坐於此者多矣。例之如大友義鎮。勇略智謀。不出信玄謙信之下。而如彼甲越戰爭。嘖嘖喧傳于世。而至如義鎮之偉業。以史家不傳之之故。泯不聞于世。凡我



豐國之偉蹟。不顯于世者。此類甚多。是真可爲遺憾耳。加之古來所傳邦記。多罹天正之兵火。其事蹟可證于今日者。亦頗爲難得。唯賴有先世典籍之二三存者。如延喜式。風土記。倭名鈔。及圖田牒等。按此校彼。則郡鄉村里之區別。粲然可觀也。然此等諸書。亦安保無失其傳乎。予是以首据六國史。旁及野史私乘。參考彼此。輯其真可據者。編爲一篇。題曰豐後史蹟考。是固非爲歷史而示於世者。而不過欲供禦史蹟湮滅之一助耳。書以爲序。

明治三十七年六月 佐藤藏太郎撰

凡例

一本書編纂の目的は、主として我豊後國の歴史を明彰ならしめんが爲めたるには非ず、歲月久ふして事蹟遺聞の漸く湮滅に歸せんとするを恐るゝが爲めに在るものなり、故に此書を以て、直ちに一貫して豊後國古來の變遷を知り、其沿革を詳らかにせんとするが如きは、到底望み得可き所に非ず、然りと雖も、事蹟は歴史の證據にして、遺聞は又其參考たるなり、事蹟滅し遺聞傳ふる所無らんか、歴史は何を以てか其根據を確にし、史論は何に憑りてか其眞偽を辨ぜん、是れ予が本書を編纂して、我豊後國古來の歴史事實を將に湮滅せんとするの今日に防ぎ、併せて他年完全なる郷國歴史編纂者の爲め、聊が材料に資せんと欲する所以たるを以て、



一予不敏、雖も意を我豊後國歴史事實の防滅に注ぎ、之れが保持存在に心を用ゆるもの一日に非ず、前年豊國史談會を組織し、雜誌豊國史談を發刊したるもの微意亦た焉に出でずんば非ず、此編は予が年來讀書の際、記事の豊後に係るもの有毎に之を抜記し、以て考證の資に備へたるもの、將た雜誌發刊の當時蒐集したる諸種の材料、及び多年自から實地搜索に獲たる諸家の舊記、古文書、系譜等に依り編成したるものにして、初稿の成りしは實に今より數年前にありしなり、爾後尙ほ材料を發見する毎に脱漏を補ひ、誤謬を正し、隨て得れば隨て改め、稿を更ゆるもの前後十二回、每稿貼箋塗鴉殆ど完膚無きに至らずんば非ず、本編尙ほ未だ完全を闕ぐもの尠なからざることを知る、雖も寧ろ之を公にして是正を博識家に俟ち、疵繆を衆目に質さんか、其利却て寡聞予の一己の補修に優るもの萬々なる可きを信ずるを以

て遂に活版に付するには至りたるなり

一本書先づ郡を分ちて名官人物を其下に記し、舊時の郷村に由て名山、大川、勝區、舊跡、神社、佛閣、古城址、古墳等の所在を挙げたるものは、一は變遷沿革の跡を知り、一は搜索に便ならしめんが爲なり、蓋し維新後に於ける制度の變更は、幾回か郡村の遷徙廢替を行はしめしが爲め、人として容易に其定る所の境界名稱を記憶せしめざるが如きもの無きにあらざればなり、

一本書每郡其記事を分つ、雖も甲郡中の事を、乙郡に於て論じ、乙郡中の事を、丙郡に於て辨するが如きもの無きに非ず、例令は大分郡の寒川に於て、白龜を獲たる事を記するに當り、速見郡里屋に在る龜冢の事を論じ、大野郡眞能、長者の條に、姫島の故事を引くが如きは、是辨明上勢ひの止むを得ざるに出づるものなり、其他にも斯る類少なからず



一 同一の事柄にして諸書記する所を異にし所見を同ふせざるものは、兩説若くは衆説を列擧し力めて異聞を存す。雖とも其甚だしき妄誕に屬するものに至りては、間正史を引證して辨駁を試みたるもの無きに非ず。

一 本書毎記事に必ず引用書目を擧げたるものは、成る可く出所を明らかにし、以て正確を證せん。欲するが爲なり。

一 神社佛閣の縁起及び舊家の系譜等には、動もすれば年代事實に適はず、又正史に據らなき妄誕の事柄を捏造して、世俗を欺瞞せんとするもの無し。させず、斯る無稽の所傳に對しては、設令歲月久ふして、人已に異しまざるも、予は忌憚なく論難駁撃を試み、以て正否を史家の公論に決せん。努めたるなり。

一 本書固考證に資する主とす。故に行文の如き、務めて修飾を避け、只簡約要を擧ぐるを専らなせし。も記述するところ、皆な引據

あらざるはなし、且引書は大抵原文を擧ぐ。雖とも時に數書を湊合して文を成せしもの無し。させず。

一 郷村の名稱に施したる訓點は、明治六年從來の郷村を廢し、更に大小區を置くに當り、本縣にて實地精査の上、公布せられたる豊後國區畫村町一覽に據り、尙ほ漏れたるものは、該地方の人士に諮詢し、最も正確と認るものを以てしたるなり。

一 本書挿む所の圖畫は、實物に就き、摸寫したるもの。書籍上掲ぐる所のものを、復寫したるもの。ごあり、書籍上既載のものは、原圖より多くは縮小したるものなり。

一 予が此書の編纂に對し、大に便誼を與へられたるは、友人日名子太郎氏なり。本編に引用せる史籍、其他參考に資したる舊記古文書等氏の好意に得るもの鮮し。させず、加之氏親ら予が爲めに古書を取調らべ予をして記事の脱漏を補ひ、誤謬を訂さしめたる



もの一にして足らず此書の成るや日名子氏の翼與りて大なる  
 を知る是れ予の深く氏に謝する所なり  
 一予淺學不才加ふるに邊土史書に乏しく涉獵極めて福し輯録の  
 遺漏序事の錯雜固より多々なる可きを知らずんばあらず斯の  
 如きは他日を期し増補訂正する所あるべし看者幸に諒焉  
 明治三十七年六月

著者誌

引用書目

日本紀	日本紀纂疏 <small>一條兼 其著</small>	釋日本紀 <small>下部兼 治著</small>
續日本紀	日本後紀	續日本後紀
文德實錄	三代實錄	古事記
古事記 <small>齋藤 佳著</small>	舊事紀	舊事紀 <small>出口延 佳著</small>
古語拾遺 <small>齋藤 進著</small>	古語拾遺句解 <small>藤原 實著</small>	類聚國史
歷代皇紀	扶桑略記	本朝編年錄 <small>林羅山 著</small>
神皇王統記 <small>北島親 房著</small>	王代一覽	榮花物語 <small>赤坂衛 門著</small>
貞觀儀式	延喜式	神名帳考證 <small>慶會延 經著</small>
令	令義解	神社考 <small>林羅山 著</small>
神代卷口決 <small>忌部正 通著</small>	神名略記 <small>出口延 佳著</small>	鎮座本紀 <small>一名三飛鳥 本紀</small>
職原抄 <small>北島親 房著</small>	職原句解 <small>白井宗 因著</small>	大日本史
公事根源	八幡本紀 <small>貝原好 古著</small>	大系圖
日本州名紀原	大宰管内志	上記鈔譯



姓氏錄王著

姓氏錄考證栗田寬著

日本釋名具原高親著

百鍊鈔

皇胤紹運錄

古風土記逸文考證栗田寬著

日本考古學八木英三郎著

和漢三才圖會

大日本人名辭書經濟雜誌社編

可成談

俗說辨井澤長秀著

雍州府志

平家物語

本朝文粹藤原明衡著

拾芥抄

和名類聚鈔源順著

大日本古文書帝國大學編纂

古墳時代遺物發見地名表

標註風土記

采覽異言

考古便覽八木英三郎著

武備志

吾妻鑑

萬葉和歌集

東海諸國記

近世故事談

和漢名數具原高親著

十

續本朝文粹

本朝改元考山崎敬義著

文明東漸史藤田茂吉著

藩翰譜

德川十五代記

太平記

先史考古圖譜大野盛尊著

尊卑分脈

大日本地名辭書吉田東洋著

古今著聞集

太閤記

元亨釋書

源平盛衰記

埋麝發香

筆のサミ

武將感狀記

諸家系圖纂圖

八代日記

中國治亂記

菊池軍記

筑前續風土記具原高親著

大内義隆記

宗像追考記

黑田紀畧

島津世祿記

井樓纂聞

巖屋完節史

梅牟禮記

九州記

九州軍記西丁四郎著

九州治亂記備前守心著

九州諸將軍記

九州諸家盛衰記

難波戰記

陰德太平記

朝鮮軍記

朝鮮陣覺書

高麗船戰記

高麗陣着到帳

筑紫軍記

百合若記

豐府記

歷代鎮西志

本朝編年小史

西國盛衰記

伏敵編山田安榮著

鎮西軍記

西國太平記

鎮西要畧

鎮西後軍記

征韓偉畧

關原始末書

外交志畧

日本西教史

海邊巡見帳

豐後風土記

十一



- 豐前今昔說
- 豐後雜記
- 豐後國區畫町一覽
- 豐鐘善鳴錄
- 豐後國戶籍斷簡
- 豐薩軍記
- 豐前覺書城戶藩
- 豐前古城志成恒三著
- 豐前志
- 豐後遺事
- 豐後事績考三浦安其著
- 豐後古文章集
- 豐後國古蹟名寄
- 速吸門考
- 豐日志
- 豐府畧記
- 豐史聚覽
- 豐府聞書月會
- 豐府指南
- 豐陽志
- 豐陽故事談
- 豐府最要記
- 兩豐記中島谷直著
- 豐前事跡考
- 豐後六社考
- 豐繪詩史
- 豐後温泉誌
- 鶴城略記
- 箋釋豐後風土記唐世
- 豐後奇事考鶴峰中著
- 豐後圖田帳
- 豐後圖田帳考證後藤
- 豐州亂記
- 豐筑亂記
- 豐西記
- 豐西說話
- 豐國美聞集
- 豐國史談
- 豐國紀行具原益軒著
- 豐後國志
- 大神系圖
- 津江系譜

- 傾山山陵考
- 佐賀關記山近
- 姬島考平田
- 鶴見七湯記
- 速見郡圖跡考
- 大友盛衰記
- 大友興廢記杉谷宗重著
- 大友能直一代記
- 增補大友興廢記
- 大友墳墓調查錄
- 鶴賀城合戰覺記
- 梅園叢書
- 立與日記
- 新續古今和歌集
- 佐伯茶飲話
- 白杵小鑑鶴峰
- 白杵小鑑增補春藤
- 比賣島考寺中
- 菌海漁談藤室
- 沈墮瀑記
- 丹生島記
- 大船山之記
- 瓜生島圖解
- 由原八景記
- 大友歷代出記
- 寶岸寺過去帳
- 古今和歌集
- 歌枕名寄
- 木付系譜
- 大友系圖
- 大友記
- 大友入國記
- 杵築實記
- 五月雨抄三浦安其著
- 碩田叢史後藤
- 六郷山緣記
- 瀧のやどり藤室
- 碩田叢話阿部
- 石垣原合戰記
- 石垣原戰略考後藤
- 金葉和歌集
- 拾玉和歌集



米華遺稿	名所方角抄	夫木和歌集
宜園百家詩	名所小鏡	俊頼家集
梅園詩集	山家集	古今閑雅抄
續古今和歌集	新後撰和歌集	遠思樓詩鈔
雲玉和歌集	八雲御抄	日本名勝詩選
蘭室集略	愉婉錄	五雜俎
入蜀紀	攝津風土記	伊豫國風土記
入國記	大化帖	

以上二百三十部此他諸家の舊記古文書及び諸社諸寺の縁起の類を引用したるもの頗ふる多しと雖ども一々擧ぐるに暇あらざれば之を略す

# 豊後史蹟考目次

○總論 (一)	○豊の國號 (三)	○豊日別 (七)	○豊國の訓 (六)
○前後の分割 (二)	○郡名順次 (四)	○歴史の梗概 (六)	
○國東郡 (東) (五)	○國造牟佐自命 (二六)	○吉弘侯龍磨 (二九)	○善道朝臣根筵 (三〇)
○藤原朝臣安主 (三〇)	○藤原統行 (三〇)	○高岐城址 (三一)	○高田重定 (三一)
○高田城址 (三〇)	○田原泰廣 (三一)	○安岐鎮種 (三一)	○富來忠政 (三一)
○萬弘寺 (三二)	○吉弘鑑理 (三二)	○高橋藏 (三二)	○吉弘統幸 (三二)
○統幸の墓 (三三)	○郷莊由來 (三三)	○武藏郷 (三三)	○來細郷 (三三)
○國前郷 (三四)	○田染郷 (三四)	○阿岐郷 (三四)	○伊美郷 (三四)
○向野莊 (三五)	○都甲莊 (三五)	○草子莊 (三五)	○眞玉莊 (三五)
○今市寨址 (三六)	○香地莊 (三六)	○兩子山 (三六)	○總持院 (三六)
○奈多八幡社 (三七)	○安郷山 (三七)	○安岐港 (三七)	○熊毛港 (三七)
○若宮八幡社 (三七)	○報恩寺 (三七)	○櫻八幡社 (三七)	○富貴寺 (三七)
○文殊仙寺 (三八)	○千燈寺 (三八)	○吳崎新島 (三八)	○仁間の墓 (三八)
○速見郡 (三九)	○鼠磐窟 (三九)	○大神多麻呂 (三九)	○大神比義 (三九)
○速津媛 (三九)	○山口宿禰稻床 (三九)	○郷莊由來 (三九)	○朝見郷 (三九)
○藤原國人 (四〇)			



八坂郷 (三三)  
 籠門莊 (七)  
 比智島 (七)  
 由布山 (七)  
 豐後温泉 (八)  
 大友氏時の墓 (八)  
 深江港 (九)  
 石垣郷 (七)  
 勢場原 (七)  
 頭湯 (七)  
 赤湯 (七)  
 二ツ塚 (八)  
 的ヶ濱 (九)  
 大出城郷 (六)  
 日出城址 (七)  
 杵築城址 (七)  
 鶴見山 (七)  
 玖倍理湯 (八)  
 古墳 (八)  
 石垣原 (九)  
 山香郷 (九)  
 若宮八幡社 (七)  
 蕪の淵 (七)  
 火男火賣神社 (七)  
 波平行安鎗址 (八)  
 寄遊の池 (九)

○大分郡 (六)

碩田國 (六)  
 陽候史眞躬 (三)  
 笠不破磨 (三)  
 多治繼丸 (三)  
 加茂弟岑 (三)  
 秦安雄 (三)  
 清氣時雄 (三)  
 藤原頼資 (三)  
 佛來釋古 (三)  
 膳伴公家吉 (三)  
 茵苜海 (三)  
 笠和郷 (三)  
 植田郷 (三)  
 國造彌多久那 (三)  
 多治比真人 (三)  
 采女淨廷 (三)  
 陽侯珍瓊 (三)  
 石川宗繼 (三)  
 越智廣歳 (三)  
 藤原智泉 (三)  
 平範頼 (三)  
 鄭舜功 (三)  
 源忠眞 (三)  
 大分君稚臣 (三)  
 荏隈郷 (三)  
 津守郷 (三)  
 豊門別命 (三)  
 榎井祖父 (三)  
 紀鯖麻呂 (三)  
 安倍石行 (三)  
 楠岑雄 (三)  
 藤原廣守 (三)  
 橋長茂 (三)  
 藤原季光 (三)  
 足利三休 (三)  
 島津勝久墓 (三)  
 大来塚郷 (三)  
 賀田郷 (三)  
 判田郷 (三)  
 宇那足尼 (三)  
 池田足繼 (三)  
 安倍東人 (三)  
 坂上常岑 (三)  
 藤原世敷 (三)  
 紀繼雄 (三)  
 源淵 (三)  
 宇都宮頼綱 (三)  
 四辻基郷 (三)  
 瓜生島 (三)  
 郷の由来 (三)  
 阿南郷 (三)  
 高田郷 (三)

戸次郷 (三)  
 淨安寺 (三)  
 長濱神社 (三)  
 春日神社 (三)  
 高崎山 (三)  
 善神王社 (三)  
 靈神山 (三)  
 吉野梅天神 (三)  
 伊集院墓 (三)  
 海部郡 (三)  
 椎根津彦命 (三)  
 海部公常山 (三)  
 佐伯惟治 (三)  
 郷莊由来 (三)  
 丹生郷 (三)  
 水上城址 (三)  
 田原紹忍墓 (三)  
 多福寺 (三)  
 海蔵寺 (三)  
 柳牟禮城址 (三)  
 善教寺 (三)  
 豊後國府址 (三)  
 光西寺 (三)  
 守田山彌の址 (三)  
 蓬萊丘 (三)  
 笠結島 (三)  
 金光明寺 (三)  
 鶴賀城址 (三)  
 臥龍梅由来 (三)  
 專想寺 (三)  
 速吸門 (三)  
 藤原忠輔 (三)  
 佐伯惟常 (三)  
 佐伯加郷 (三)  
 白杵郷 (三)  
 祇園天王社 (三)  
 牧橋山 (三)  
 大橋寺 (三)  
 九六位山 (三)  
 養賢寺 (三)  
 久成寺 (三)  
 腐城 (三)  
 金剛寶戒寺 (三)  
 住吉神社 (三)  
 庄の原古墳 (三)  
 杵原八幡社 (三)  
 王子神社 (三)  
 信親の墓 (三)  
 西寒多神社 (三)  
 高城觀音院 (三)  
 藤山萬壽寺 (三)  
 祇園社 (三)  
 仙石橋 (三)  
 山陰中納言墓 (三)  
 龍雲寺 (三)  
 火王神社 (三)  
 戸次統常墓 (三)  
 鶴崎城址 (三)  
 乙津川 (三)

○海部郡 (三)

速吸門 (三)  
 藤原忠輔 (三)  
 佐伯惟常 (三)  
 佐伯加郷 (三)  
 白杵郷 (三)  
 祇園天王社 (三)  
 牧橋山 (三)  
 大橋寺 (三)  
 九六位山 (三)  
 養賢寺 (三)  
 久成寺 (三)  
 速吸比賣神社 (三)  
 林準 (三)  
 佐伯惟教 (三)  
 穗門郷 (三)  
 佐伯莊 (三)  
 佐賀關 (三)  
 石敢當 (三)  
 寶岸寺址 (三)  
 大友宗麟墓 (三)  
 大日寺 (三)  
 五所明神社 (三)  
 佐伯久良麻呂 (三)  
 白杵惟隆 (三)  
 佐伯惟定 (三)  
 佐伯井郷 (三)  
 白杵城址 (三)  
 白濱黒濱 (三)  
 月桂寺 (三)  
 満月寺の石佛 (三)  
 佐伯城址 (三)  
 潮谷寺 (三)  
 若宮八幡社 (三)



- 星宮神社(三三)
- 大入島(三四)
- 鶴千代墓(三五)
- 桐原の櫻(三六)
- 大野郡(三五)
- 大神良臣(三五)
- 土師諸恒(三六)
- 山路論(三七)
- 井田郷(三七)
- 野津郷(三六)
- 御嶽神社(三六)
- 鬼塚(三七)
- 大行八幡社(三六)
- 蝠蝠深(三六)
- 直入郡(三三)
- 直桑村(三三)
- 式部少輔直景(三三)
- 清良祠官の女(三四)
- 志賀親教(三五)
- 柏原郷(三七)
- 碧雲寺(三三)
- 祇園神社(三三)
- 水の小島(三四)
- 因尾洞窟(三五)
- 蒲江浦(三六)
- 大神庶幾(三五)
- 醍醐寺(三六)
- 源為朝(三七)
- 緒方郷(三七)
- 三重市(三六)
- 鳥山城址(三六)
- 勝光寺(三七)
- 尾平嶺山(三五)
- 大將軍親善社(三六)
- 藤井廣成(三三)
- 菊池義武(三三)
- 志賀能郷(三四)
- 志賀親次(三五)
- 三宅郷(三六)
- 英雄寺(三四)
- 名欲山の歌(三三)
- 膳臣廣雄(三四)
- 志賀貞朝(三四)
- 郷名由來(三五)
- 朽網郷(三三)
- 扇森稻荷社(三四)
- 大神系圖(三五)
- 諸恒の子孫(三六)
- 郷莊山來(三七)
- 宇目郷(三七)
- 神角寺(三六)
- 鍛岳城址(三六)
- 沈瀧(三六)
- 桑原屯倉(三六)
- 大神惟墓(三六)
- 真名原長者(三六)
- 大野郷(三七)
- 三重郷(三七)
- 八幡社(三六)
- 常忠寺(三六)
- 傾山山陵(三六)
- 鏡池(三六)
- 釋魔神社(三三)
- 番匠川(三四)
- 久保泊城址(三六)

- 穴森神社(三四)
- 網磯野(三六)
- 泉(三三)
- 黒嶽(三三)
- 朽網山(三六)
- 玖珠郡(三三)
- 洪樟樹(三三)
- 千町蕪田(三三)
- 小松女院(三三)
- 古後郷(三六)
- 森營址(三六)
- 清原の系統(三六)
- 日田郡(三五)
- 久津媛(三五)
- 美和真人(三五)
- 邑阿自(三五)
- 長谷部信連(三四)
- 高瀬城址(三五)
- 双連郷(三五)
- 在田郷(三三)
- 津江莊(三四)
- 彌野神社(三六)
- 血野田(三六)
- 太石野(三三)
- 七ッ森(三七)
- 斷株山(三三)
- 菅原宗範(三三)
- 山田通成(三六)
- 帆足郷(三九)
- 萬年山(三九)
- 田野の七奇(三九)
- 日鷹(三七)
- 中井王(三九)
- 春里長者(三九)
- 雪ヶ嶽城址(三五)
- 梶原景季(三五)
- 石井郷(三六)
- 五馬莊(三六)
- 永山布政所址(三六)
- 蜘蛛塚(三七)
- 海石榴市(三六)
- 我鹿屯倉地(三三)
- 九重山(三四)
- 陽目深(三六)
- 和邇部藤彦(三三)
- 清原正高(三三)
- 郷莊由來(三七)
- 飯田郷(三九)
- 平家山(三九)
- 嵩包阪(三九)
- 止波足尼(三九)
- 高市皇子(三九)
- 經門の怪談(三三)
- 津江信茂(三五)
- 傳來寺假山(三五)
- 渡里郷(三六)
- 大山莊(三三)
- 日隈山(三五)
- 比多國造(三五)
- 永弘鬼弘太夫(三五)
- 藤山恒雄(三五)
- 五條鑑量(三五)
- 郷莊由來(三五)
- 夜開郷(三六)
- 大肥莊(三六)
- 宮木長治郎(三五)
- 鬼巖屋(三七)
- 宮處野(三九)
- 阿鹿野(三三)
- 姫嶽(三六)
- 城原八幡社(三六)
- 田野長者(三三)
- 矢野久兼(三三)
- 山田郷(三七)
- 長野莊(三九)
- 船阜八幡社(三九)



○鏡 阪(三六) ○五 馬山(三六) ○大原八幡社(三七) ○三 隈川(三六)

以上豊後史蹟考目次畢

# 大友二十二代史目次

- 初代 能直自一丁
- 四代 親時自三丁
- 七代 氏泰十六丁
- 十代 親世自二十三丁
- 十三代 親綱自二十七丁
- 十六代 政親自三十丁
- 十九代 義長自三十四丁
- 廿二代 義統自三十八丁
- 二代 親秀自七丁
- 五代 貞親自十三丁
- 八代 氏時自十七丁
- 十一代 親著自二十三丁
- 十四代 親隆自二十八丁
- 十七代 義右自三十二丁
- 二十代 義鑑自三十五丁
- 三代 賴泰自七丁
- 六代 貞宗自十四丁
- 九代 氏繼自十九丁
- 十二代 持直自二十五丁
- 十五代 親繁自二十八丁
- 十八代 親治自三十二丁
- 二十一代 義鎮自三十八丁

以上大友二十二代史目次畢

# 豊後史蹟考目次

總論.....一

豊の國號.....二

豊日別.....七

豊國の訓.....八

前後の分割.....十

郡名順次.....十四

歴史の梗概.....十八

國東郡.....二十五

武藏郷.....三十八

來繩郷.....三十九

國前郷.....四十

田染郷.....四十一



阿岐郷	四十一
伊美郷	四十二
田原莊	四十三
都甲莊	四十三
香地莊	四十四
眞玉莊	四十四
白野莊	四十四
香地莊	四十五
速見郷	六十
朝見郷	六十五
八坂郷	六十五
由布郷	六十七
大神郷	六十八
山香郷	六十九

大分郡

竈門郷	七十
垣石莊	七十
笠和郷	九十六
荏隈郷	百二十六
荏隈郷	百二十七
賀來郷	百二十七
阿南郷	百二十八
植田郷	百二十九
津守郷	百三十
判田郷	百三十
高田郷	百三十
戸次郷	百三十一
海部郡	百九十二
佐加郷	二百二



穗門郷	二百三
佐井郷	二百四
丹生郷	二百四
白杵莊	二百六
佐伯莊	二百七
大野郡	二百五十
大神姓系圖	二百五十二
大神郷	二百七十三
井田郷	二百七十五
緒方郷	二百七十六
宇目郷	二百七十八
三重郷	二百七十九
野津莊	二百八十
直入郡	三百二

入田郷	三百六
柏原郷	三百七
三宅郷	三百八
朽網郷	三百十
玖珠郡	三百三十
山田郷	三百三十七
古後郷	三百三十八
帆足郷	三百三十九
飯田郷	三百三十九
長野莊	三百四十
日田郡	三百四十五
双連郷	三百五十九
石井郷	三百六十
渡里郷	三百六十一

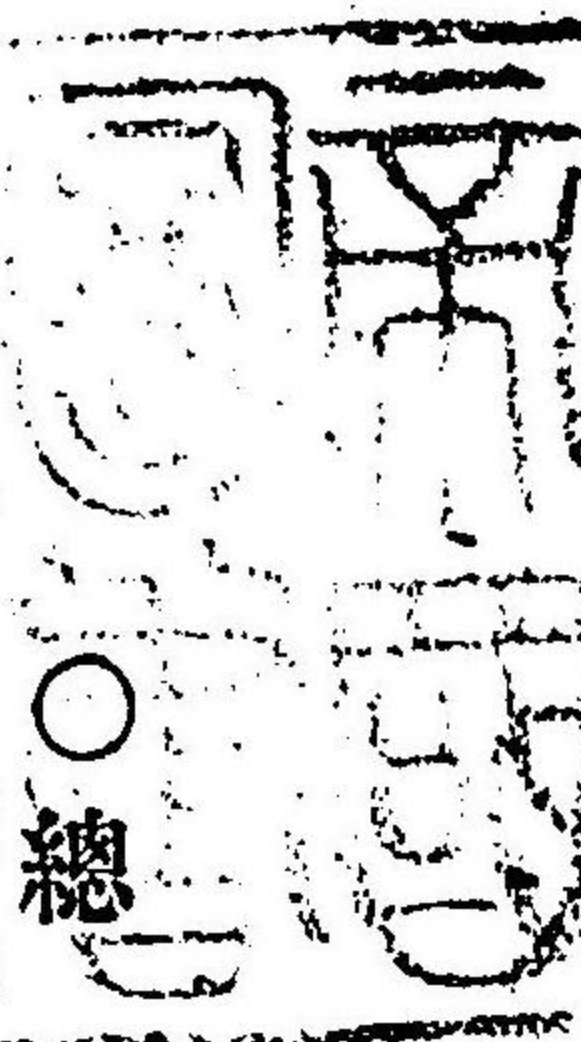


夜開郷……………三百六十一  
 在田郷……………三百六十二  
 五馬莊……………三百六十二  
 大山莊……………三百六十三  
 大吧莊……………三百六十三  
 津江莊……………三百六十四  
 大友二十二代史……………卷末自一至五十一

目次了

豊後史蹟考

論



佐藤藏太郎著

豊後は古昔豊國トヨクニに呼び又豊日別トヨヒワケの國クニと稱し本豊前國ホントヨモリと一國たり、  
 後分れて前後二州トヨノチとなり西海道セイカウドに隸す延喜式に國次第四とす地勢九州島の東邊トヨノチ  
 に位し西南圍カサむに層疊タテたる群山を以てし東北すべて海に瀕す廣  
 袤東西三十里南北二十二里餘南は祖母傾ソノハハカの峻嶺シムネを以て日州の堺  
 を疆り西は九重の山脈ヤマノセに從りて肥後及び筑後に接し北方一帶周  
 防灘トヨノチに枕み東海水を隔てゝ近く豫州トヨノチと相對す往古府を大分郡に  
 建守及び介掾ツケ目を置き命を太宰府に承けて當國を管治す降て文  
 治建久の間鎌倉府の所管に屬するや鎌府大友能直トヨノチを以て當國の



守護職をす、爾後大友氏此國に據り、子孫相襲もの二十餘世、一門支族國中に邑食する者多かりしが、二十二代義統に及び、罪を朝鮮の役に獲て、遂に除國せらるゝに至る。時文祿二年なり、大閤秀吉國を收めて其功臣に分與し、尋で徳川氏亦九畿多の藩を置き、以て王政維新に至る。維新後明治四年、舊府内城趾に大分縣廳を置き、當國一圓を統ぶ尋で九年、更らに豊前國の内下毛、宇佐の二郡を割き、之を併せて管轄し、以て現今に及べるなり。

○豊の國號

豊の國號由て來たる所に就き、諸説一ならず、或は(一)此國に豊日別神の鎮座在ると以てなりと言ひ、或は(二)白鳥化して餅となり、須臾にして芋草數千株となり、株葉冬榮へしを以て天の瑞物地の豊草とし、豊國の稱を賜はれしと言ひ、或は(三)地形廣大にして麗はしきより、ゆたけく大なるの意に取れりと言ひ、或は(四)天皇此

國に宮造りし給ひしを以て、國中の民富饒となりしより、豊國と名けられしといふの諸説あり。

第一は白井宗因の職原句解に云へる所に於て、橘隆盛、日本州名紀原に其文を引て云、按此國在豊日別神鎮座、故名豊國、風土記取民家豊饒、義元豊國以境界廣爲前後二州也云々。如谷云、風土記には民家豊饒の義に取れりといふ説は誤れり。

第二は豊後風土記の記する所にして、其文下の如し、豊後國者、本與豊前國合爲一國、昔者纏向日代宮御宇。日本紀原、紀云、十一年、冬十月、乘輿自三美濃、遷、則都于纏向日代宮。

大足彦天皇詔豊國直等之祖、菟名手遣治豊國、往到豊前國中津郡中臣村。豊前國津郡に、今中臣村なし、今同郡に在る、久富、福富、彌富の三村は、古昔稱して中臣の郷と呼ばる地なり、又下毛郡に中殿村といふあり、同地に祭祀されたる貴船社の夏祭には、芋と餅とを献じ、冬祀には、カマギ二つに餅を入れ、繩を以て堅く結び、若き男子二人ゴ、裸體にて抱き出づるを、又他の少年數十人、裸體に成て我れ劣らじと之を争ひてカマギを振り破り、餅が破り、中なる餅を取出すなり、又小兒等には餅投とて餅を投げて與ふるを争ひ珍らしきあり由なり、是れ上古の餅と化し、餅の芋に化したりといふ事に依れるなりと、渡邊重春翁は仍て云ふ、中殿は固中臣の訛れるに於て本中津郡なりしが、後に其村人の此處に來りて住めるが、榮へて一村と成りしか、將た彼處の中臣村を此所に移し、亦有りしか、今は中津郡には中臣村なし、且つ此の村の中津の町近くに在るも由緒有けなりと。干時日晚、僑宿明日味、爽忽有白鳥、從北飛來、翔集此村、菟名手即勸僕者遣看其鳥、鳥化爲餅、片時之間、更化芋草。



數千許株花葉花葉無之一本冬榮菟名手見之爲異歡喜云化生之芋未嘗有見實至德之感乾坤之瑞既而參上朝庭舉狀奏己上奉聞天皇於茲歡喜之在卽勅菟名手云天之瑞物地之豐草汝之治國可謂豐國重賜姓曰豐國直因曰豐國後分兩國以豐後國爲名

第三は本居宜長翁の古事記傳に見ゆるものにして乃ち同書に云書紀景行卷十二年の下に遂幸筑紫到豐前國云々冬十月到碩田國其地形廣大亦麗因名碩田也こありされば其國の大名を豐國云ふも此意なるべし豐はゆたけく大きな意なり豐後風土記の豐國の説はいかか云々

第四は鶴峰戊申の白杵小鑑に記するものにして其説く所も豐後風土記の説を否定し書紀を引きたる本居翁の古事記傳説に賛同をたるものなり且つ戊申翁は風土記の書に就きても論ひたり翁乃ち言ふて曰抑豐後風土記は醍醐帝の延長中勅を奉じ

て進る所にして今世ひこり出雲風土記ならび行はるゝといふあかれこも其体裁出雲風土記と類せず多く日本紀の文によつて書となす且つ白鳥化爲餅片時之間化芋草數千株花葉冬榮ゆへを以て豐國の名起るの説尤いぶかしきなりこれによつて唐橋世濟氏も嘗言是書蓋非延長舊戊申竊に考ふるにおなじ風土記載る所田野の故事に餅化白鳥百姓死絶し水田遂に荒廢すこあかれば白鳥化して餅となる片時の間芋草數千株に化するこは其うらにて是を以て菟名手治國の徳を賀するものか猶後の君子の正説を待のみ云云 鶴谷云、鶴峰戊申翁は、田能村孝憲が、醍醐豐後風土記の跋文に據りて、豐後風土記を、醍醐天皇の延長中、勅を奉じて進むる云々と云はるゝも、已に元明天皇の和銅六年、諸國に勅して風土記を撰せしめたる事、國史に見ゆれば、我が豐後のも、延長より尙ほ以前なる、和銅年中に成しやし知る可らず、豐西説話に據れば、和銅五年の豐後風土記に云々と記したる記事往々あり、若し我が風土記にして、和銅年間に出来しものとせば、日本紀の文によつて書さしに非ず、日本紀、風土記の文に資りて、書さしものならめ、日本紀は和銅を距る、殆んど十年ばかりも後なる、元正天皇の養老四年、舍人親王の上る所の書ならずや、 戊申翁又云ふて曰慶安四年の比京都御幸町通誓願寺前下町西脇七郎右衛門といへるもの、板行せる日本紀の内國名といへる







麻こあり之も伊余の如くもこ一國の名より出て、四國の總名にはなれるなり、此島後に西海道（北山抄西之道）と云ひ、九國なる俗に九州といふ」こあり、されば筑紫は本一國の稱にして後數國に分れたるものにして、單に筑前筑後をのみ稱へしにはあらざるべし。

○豊國の訓

豊國は登與久邇と訓べし、何れの書にも皆然あり、登與乃久邇こはいはずと古事記傳に見へたるを渡邊重春翁は駁していへり、豊國を古訓に因循ひて本居翁もトヨクニと訓まれ、我師の古史成文にも、夫に雷同せられたるは如何ぞや、是は必トヨクニと訓むべきをや、然らずば肥國をヒクニ、越國をコシクニ、吉備國をキビクニと訓べきと、然訓る例無きを以て知るべし、云々こされど荒木田久老

翁の訓點を附したる、豊後風土記にも、豊國をトヨクニと訓ませ、和名鈔も止與久爾乃美知乃之利とせし、萬葉集の歌みなトヨクニとせざるはなし、渡邊氏は、肥國越國等の訓例を引かれたれど、中津國をナカツノクニと訓ますして、ナカツクニと訓み、韓國をカラノクニと訓ますして、カラクニと訓むの類無きにしもあらず、今萬葉集の歌を擧げて、豊國と訓まれし例を求むるとききは

五卷之 豊國之間之濱邊之愛子地真直之有者何如將嘆

九卷之 豊國乃加波流波吾宅紐兒爾伊都我里座者革流波吾家

十卷之 豊國聞濱松心喪何妹相之始

十二卷之 豊國乃聞之長濱去晚日之昏去者妹食序念

十二卷之 豊國能聞乃高濱高高二君待夜等者在夜深來

十六卷之 豊國企玖乃池奈流菱之宇禮乎探跡也妹之御袖所沾計武

由是觀之は必ずトヨクニと訓むべきとやこの説も如何にや、ト



ヨクニ訓み、トヨクニニ訓む、兩つながら意義の上に缺ぐる所  
無きがごとし。

### ○前後の分割

豊後、豊前は本一國して豊國、又豊日別國と稱へしことは、古事記、舊  
事紀等に明らかなる所なるも、其境界を劃して前後二州に分ちた  
るは、何れの時なりしや詳かならず、國史に見えたるは、日本紀景行  
紀十二年の下に、遂幸筑紫、到豊前國とあるを始めとす、又風土記に  
も、纏向日代宮、御宇大足彦天皇、詔豊國直等祖菟名手、遣治豊國、往到  
豊前國、仲津郡中臣村、干時日晚、僑宿云々とあり、此等の記事に據る  
ときは、前後二豊の分割は、十二代景行天皇の御宇、已に行はれあり  
しか如くに想はるれど、日本紀、風土記に豊前國と記せしは、分割の  
時、尙は遙かの後にあるも、其書を撰するの時、地域の豊前に屬する

を以て、前へに及ぼし、斯くは記せしにあらざるか

豊西説、日田郡志の下に、垂  
仁天皇十五年、豊後豊前兩國に  
分るあり、風土記を見りし歟、和銅五年の風土記に景行天皇より後に兩國となると記せり、景行より垂仁は前なり、云々と見え  
し、垂仁天皇の十一年に分割せしとは何の書にや記ありけん、是れ或は大和本紀の崇神天皇とあるをば、取違へて垂仁とせしには  
あらざるか、崇神、垂仁音甚だ近し、又豊西説話の、風土記に景行  
天皇より後に兩國となると記せりといふも甚だいふかしきことなり按ずるに續日本紀文武紀云、二年

九月乙酉、豊後國獻眞朱とあり、而して其以前に於て日本紀、續日本  
紀中更らに豊後豊前の文字あるを見ず、番に見ざるのみならず、景  
行天皇の後、成務天皇の御宇、尙は單に豊國と呼びたる事は、舊事記  
に見へたり、舊事國造本紀に高穴穗朝、御世伊甚國造、同祖宇那足尼  
定賜豊國造とあり、若し景行天皇の御宇、豊後豊前の已に分割しあ  
るものならば、成務天皇の御宇、國造を定め給ふに當り、只豊國とは  
書かれましく思はゆるなり、兎に角、景行天皇の十二年より、眞朱を  
獻じたる文武天皇の二年までは、六百餘年を経過したることにて  
若し分割し居れりせば、此六百年間に於て、前後二豊に關したる  
記事の國史上に顯はれざるべき道理やあらん、然るを文武天皇の



御時に至り、初て豊後國の名を見るものは、同天皇御宇の頃に於て初て分割したるにはあらざるか、日本紀は元正天皇の養老四年、五月を以て奏すこあれば、文武天皇の御宇を距ること二十餘年の後に撰したる書なり、乃て二豊分割は、文武天皇の御宇頃になりしも同書の己に分割後に撰したるものなるより、逆ぼりて十二代景行天皇の紀中にも、編纂當時の國名に因り、豊前に到る云々こは記したるにあらざるか、舊事國造本紀には、成務天皇の御宇、牟佐自命を國前の國造とし、止波宿禰を比多の國造と定め給ふ事を載せたりされば、此時尙ほ比多の國、國前の國ありしや知るべし、若し景行天皇の時、己に豊國の前後二州に分れ居たるものならば、豊後國中尙ほ比多、國前の二國を存したる譯なるも、此時未だ分割なく、尙ほ豊の國にして、境域の廣きより、斯る國々の名も存せしにあらざるか、又穗井田忠友氏の著せる埋麿發香に、正倉院御物、太寶二年の

戸藉に捺したる豊後國及び豊前國の國印を載せたり、大寶も文武天皇の御宇にて、二年は即ち天皇即位の元年より、六年目に當れる年なり、

豊後  
國印



[印 朱]



○郡名順次

郡の順次を記するもの諸書同じからず、延喜民部省式には、日田、玖珠直入、大野、海部、大分、速見、國崎とし、風土記、拾芥鈔是と同じ、弘安圖田牒には、國崎、速見、直入、大分、海部、大野、日田、玖珠とし、豊後國志には、郡次違、今、官制にて、國東、速見、大分、海部、直入、玖珠、日田、大野とす、また左の歌は何人の作れるやを知らずと雖ともふるくより言傳ふるものなる由

國東と速見て通る大分郡、海部、大野に直入、玖珠、日田、  
 這も亦郡の順次をば、詠じたるものならめ、然るに維新後の官制は  
 國東、速見、大分、海部、大野、直入、玖珠、日田にして、端なくも古歌の郡次  
 と符合したるこそ亦奇ならずや、而して豊前、國下毛、宇佐の二郡は  
 明治九年八月三十一日、福岡縣の管轄より割きて、大分縣に編入せ  
 られ、國東、海部の二郡は、十一年十一月、郡區、町村編制法實施に際し

國東を東西に、海部を南北に分割せられたり、而して是より先、明治  
 六年三月を以て、從來の郷村を改め、大小區を設くるに及び、豊後全  
 國を八大區、百六十小區、七百九十二ヶ村と爲せしが、後廿二年四月  
 一日、町村制を施くに當り、更に町村の區域名稱を改め、且つ下毛、宇  
 佐二郡の二町五十一村を合せ、縣下を通じて十四町、二百六十五ヶ  
 村と爲すに至りたり、今左に表を掲げて、沿革を見るの便に供せん

郡名	郷村	大區	小區	町村	町	村
國東	郷六、莊六、 村二百二十四	第一大區	二十三小區	村町	東國東 村町	二十一 十九
速見	郷五、莊二、 村一百九十九	第二大區	十九小區	村町	西國東 村町	二十一 十九
大分	郷九、 村二百六十〇	第三大區	二十六小區	村町	東國東 村町	二十一 十九
海部	郷四、莊二、 村二百七十六	第四大區	三十二小區	村町	南海部 村町	二十三 二十一
				村	北海部 村	二十五



大野	郷五、 村四百五十八	第五大區 二十五小區	村町 百六十二	村町 三十一
直入	郷四、 村三百四十二	第六大區 十七小區	村町 六十八	村町 十九
玖珠	郷四、 村八十一	第七大區 七小區	村町 二十六	村町 七
日田	郷五、 村二百二十二	第八大區 十一小區	村町 五十二	村町 十八
	郷三十六、 村一千九百十	大區八 小區百六十	町 七百九十二	町 二百二十四

○歴史の梗概

豊日別は、我が豊國最古の名稱なり。雖も時神人無別の世に屬して、文献の未だ當時を稽ふるに足るものあるなし。蓋し此時代に當り、力を豊國の經營に盡されたる一人として見るべきものは、猿田毘古命ならんか。今豊前國仲津郡草場村に齋きまつる豊日別國魂社は、即ち猿田毘古大神を祀れるものなり。大神元何れの地の人

なることを詳かにせず。雖も

加茂季重翁の説に據れば、此神の始て出でませしは、伊勢の佐奈田村に於て、佐奈田彦と申すべきを、早くより誤されるにや云

當時諸國を巡回中、特に我が豊國の經營には、最も盡力せられ、其勳功の著大なるものありしかば、國民の斯く國魂の神は、崇祭れるにあらざるか。上記十卷二節にも、天皇高千穂の二上の大宮を發輦さき、猿田彦命前驅す。豊後の大分郡の行宮に臨幸ませし時、百姓多く迎へ奉る云々。見えたり。其後神武天皇東征の時、皇軍に従ひて水路先導の任に當り、大に勳功を奏したるは、海部の漁人珍彦なり。後名を椎根津彦と賜はれ、大倭の國造に任ぜられし事は、載せて日本紀、舊事國造本紀に詳かなり。其れより年を経ること七百四十二年神武天皇十二年、景行天皇の御宇に至り、菟名手なる者あり、車駕に従ひて、諸處に土蜘蛛の賊を誅し、其功に依りて豊國直の姓を賜られ、以て此國を治む。菟名手國前に居る、仍て國前臣と云ふ。謹て按ずるに、皇祖神武天皇、一び海内を平定し、鴻基を中州に立させ給ひしより、此



に七百四十餘年、當時國內の風氣、其海濱地方に於ては、稍發達するもの無きにあらざりしも、山谷地方に至りては、猶ほ獷俗にして窟穴に住居し、所謂る土蜘蛛の徒、各所に散在して皇威に服せざる者も多く、時に熊襲の如き叛賊ありて、天皇の親征を煩はし奉つるに至り、國郡にも未だ一定の君長なるものこては、無かりしならん歟。按ずるに、國造なるものは、神武天皇の御時より、已に定められたるも、其は只一部に分け置かれたる迄にして、未だ筑紫の果までは、悉く置かれしにあらざりしなり歟。されば、菟名手の如きは、我が豊國に於ける統治者として、第一に任命を被ふりし者こそ謂ふべし、是は予が一己の私言にあらず、歴史に就て論ずるも、亦然か判断せざるを得ず、次で成務天皇の御宇に至り、景行天皇、豐後の諸賊を誅滅し給ふ其れより成務天皇の五年までは、年を経ること四十七年なり。武内宿禰を以て大臣とし、大國小國の國造を定め給ふに當り、伊弉國造同祖宇那足尼は、豊國造に、葛城國造同祖止波足尼は、比多田の國造に、吉備都命六世牟佐自命は、國前國の國造に定められたり、文皇土栗田氏の子は、是を姓氏除考證に、其れより聖武天皇の御宇に至り、其れより聖武天

皇の御宇、天平十年、四月、外從五位下陽侯史眞躬を以て、豐後守とせられたるは、六百五十六年を経たる後なり、國造を改めて國司とせたるは、孝徳天皇の御宇、大化五年にして、成務天皇の時と距ること五百十五年の後にあり、而して國司はまた、文武天皇の御宇に至りて、國守と改稱せられたり、此間四十年降て文治建久の際、賴朝自から總追捕使となり、國毎に守護を置きしより、一國に二人の國守を生じ、其公家より置ものを國司と言ひ、武家より置くものを守護と稱へたるが東鑑に文治二年、丙午二月、太宰權帥藤原朝臣季仲孫、毛呂太郎季光を以て、豐後國司と爲すこあるは、是れ公家より任命たる國守にして、其後建久七年、正月、大友能直の任ぜられたるは、國守にあらずして、守護職たるなり、當時源賴朝は、豐後八郡、豊前四郡の地を以て、大友能直を領主に封せしむ如くに、いふ者あれど、然るにあらず、爾後九十年を経たる弘安八年の圖田牒を見るに、豐後國中には、公家



の莊園寺社及び國人の所領頗ぶる多く、大友氏に屬する領地は、彼處此處に散在して、之を纏めたらんには、比較上他より多からんも未だ決して全國を領せしにはあらざるを見て、も察すべきなり、能直の初て豊後に赴任したるは、建久七年三月にして、當時臣下の將士一千八百人を率ゐたり、同月十日、船速見郡濱脇浦に着するや、上陸して先づ立石に投ず當時立石には豊後介の官舎、並に官府の建物ありて、且つ其地の要害に據りたるを以てなりといふ、然るに後統亦此に陣營を置き、以て黒田如水と石垣原に戦ひ、一敗地に落ち、三浦梅園翁いふ立石は、大友始め興り終り滅するの地なりと此時豊後には緒方惟榮の一族諸方に邑食して能直の命に服せず、以爲く當國は祖先惟基に賜はりしより以來不易の國なり、惟榮今や流罪たりと雖も、國を擧て阿容々々、能直の手に委するに忍ん、争一戦を試ざらん、大野九郎泰基は、大野郡神角山に、阿南次郎惟家は、大分郡高崎山に、其弟家親は海部郡鶴賀城に據り、兵を擧て能直は叛す、能直部將古莊重吉をして之を伐しむ、泰基其敵し難きを知り、自殺して和を媾す、國中平ぐの後、能直居館

を府内に設け、稱して大友屋形といふ、一説に大分郡植田郷所在の舊國府を修繕し、以て居館と名し、名て大友館とすと云者あり承久二年庚寅の冬、兎裘を大野郡藤北の莊に營み、政事を嫡子大炊介親秀に譲り、此に退隱す、後三年を経て貞應二年癸未十一月廿七日、病で薨す、時に年五十二歳、藤北常忠寺に葬る、謚して勝光寺殿能蓮大禪定門といふ、二代親秀稱三太炊介、能直長子三代頼泰稱三式部大輔、親秀長子四代親時稱三因幡守、親秀長子五代代貞親稱三山羽守、親時弟六代貞宗稱三近江守、貞親長子七代氏泰稱三式部大輔、貞宗弟八代氏時稱三刑部大輔、貞親八子九代代氏繼稱三孫三郎、氏時四子十代親世稱三修理大夫、氏時四子十一代親著稱三式部大輔、氏時長子十二代持直稱三太輔、親世長子十三代親綱稱三左京大夫、親著子十四代親隆稱三山羽守、親世三子十五代親繁稱三豐後守、持直長子十六代政親稱三左衛門大夫、親繁長子十七代義右稱三修理大夫、政親長子十八代親治稱三備前守、親繁四子十九代義長稱三修理大夫、親治長子廿代義鑑稱三修理大夫、義長長子廿一代義鎮稱三左衛門督、義鎮長子廿二代義統稱三左兵衛督、義鎮長子に

至り、文祿二年、罪を朝鮮の役に獲て、豊臣秀吉の爲め、遂に其封國を没收せらる、建久七年、能直任を守護職に拜せしより、此に至るまで三百九十八年なり、尋て秀吉豊後の國を割き、其功臣を封するもの



早川主馬正長敏に、府内城一萬七千石を、太田飛彈守重正に、白杵城三萬五千石を、毛利和泉守重政に、日出城三萬石を、杉原伯耆守長房に、木付城三萬石を、熊谷内藏丞丹治直陳に、安岐城一萬五千石を、寛和泉守家純に、富來城二萬石を、それ／＼分與せられたり、尋で關が原の戦後、天下の政權、徳川氏に歸するに及び、家康また府内城三萬五千石を、竹中伊豆守重隆に、日田玖珠二郡の内租額二萬石を、小川壹岐守光氏に慶長六年にして光氏城を月殿山に築き名けて丸山城といふに、日出城三萬石を、木下右衛門大夫延俊に、玖珠、日田、速見三郡の内租額一萬四千石を、久留島右衛門佐康親に、木付城四萬石を、小笠原壹岐守忠智に、白杵城四萬六千石を、稻葉右京亮直通に、佐伯城二萬石を、毛利伊勢守高政に、岡城七萬石を、中川小兵衛秀成に、賜ひたり、而して徳川氏相襲十五世にして、慶喜公に、至り、慶應三年十月十四日、征夷大將軍の職を辭し、政權を王室に奉還せられたり、蓋し慶長八年二月十二日、後陽成天皇、詔を下して

徳川家康を征夷大將軍に任じ給ひしより、此に至るまで世を襲ふもの十五代年を経ること二百六十三年なり、明治元年二月勅して、王政復古の政令を發し、尋で四年七月、全國大小の藩を廢し、更に縣を置かるゝに當り、同月十五日、岡縣舊岡藩領、白杵縣舊白杵藩領、杵築縣舊杵築藩領、日出縣舊日出藩領、府内縣舊府内藩領、佐伯縣舊佐伯藩領、森縣舊森藩領、大分縣舊大分府領等を置かれ、同年十一月十四日に至り、此等の諸縣を全廢して、更に大分縣廳を大分郡大分町に設け、豊後全國を一轄するに至りたり、而して翌五年二月、縣下、高田、杵築、日出、鶴崎、白杵、佐伯、岡、久住、森、日出の十所に支廳を設け、以て政務の處辨を圖りたるが、同年六月之を廢して、全國を八大區に區分し、每區區會所を置きたるも、六年三月、又之を廢して、各大區に小區を劃し郡名條下と參照すべし、每小區に用務所を置き、戸長保長をして事務を處辨せしめたり、爾後八年三月、小町村を分合改稱して、全國を八町七百九十二村とし、十一年十一月更に郡町村の編制を行ひ豊前



毛字佐の二郡を編入す九町一千八百廿八村とし郡に郡長を置き町村に町村長を設く而して十七年八月又從來の町村役所を廢し更に町村行政區域並に役所の位置を定め二十二年四月一日又々町村制を施くに當り町村の區域名稱及び役場の位置を改定し遂に十四町二百六十五村をなしたり而して其後又二十四年四月郡制を施き同年八月縣制を施に及び二三町村の分合廢置を爲すものありたり

○國東郡

縣六、莊六、村二百二十四

國東の字日本紀舊事紀古事記等の書皆國前とし延喜式拾芥鈔は共に國崎とし風土記和名鈔は國埼に作り弘安圖田牒國東とす國田中、三浦本は「埼」字を用ひ、平林本及び注進狀は「崎」字を用ひ和名鈔國埼君佐木郡とし郷名七を載す即ち武藏來繩國前田染阿岐津守伊美變釋豐後風土記云東北及西皆面海惟南境與速見郡相接其西南隅與豐前國宇佐郡爲界東西七里而遠南北八里而近

風土記云國埼郡郷陸所昔者纏向日代官御宇天皇御船從周防國佐婆津發而度之遙覽此國勅曰彼所見者若國之埼乎因曰國埼郡

日本紀景行紀云十二年秋七月甲子朔戊辰到周芳婆磨時天皇南望之詔諸卿曰於南方烟氣多起必賊將在則留之先遣多臣祖武諸木國前臣祖菟名手物部君祖夏花令察其狀云云



舊事國造本紀云志賀高穴穗朝御代吉備臣同祖吉備都命六世牟佐自命定賜國前國造也

按ずるに文學博士粟田寛氏の姓氏錄考証云古事記孝靈段に日子刺肩別命者豐國國前臣之祖也と見へ國前は垂仁紀に豐國の國前の郡和名鈔に豐後國國埜郡君佐木是なり景行紀に國前臣祖菟名手また豐後風土記に風土記之見ゆ此功によりて國造となりしなるべし云云又國造本紀國前國造云々の本文を引き吉備臣同祖と言へるは異傳なれと菟名手も手佐自も同人と聞へたり云々日名子氏の系譜を見るに菟名手稱國前臣菟名手後號豐國直成務天皇二十年庚寅七月八日薨壽百三十七歲建廟武藏郷とあり我が風土記に詔豐國直等祖菟名手遣治豐國とあるは菟名手當時車駕に従ひて諸所に土蜘蛛の賊を誅したる後其功に因り豐國直の姓を賜はれ爾後國前に居たるならむ

按ずるに上古は毎國に國造を置き以て國內の神事と政務とを兼ね掌らしめたるなりされど當時名づけて國と稱せしものは大小一ならず悉く今の一國と稱するが如き大なるものには非らず或は一郡を指して國と呼びしものも少なからざりしなり舊事國造本紀云天孫治平天下既而初都橿原即天皇位勅褒其功能定賜國造惣任國造百四十四國云々州名紀原云按神武天皇御宇者指一郡爲國各有國造本文雖書百四十四有百三十五國後世爲六十八箇國成務天皇御宇建内宿禰爲大臣定賜大國小國之國造亦定賜國々之堺界及大縣小縣之縣主也乃日本紀成務紀云四年春二月詔自今以後國郡立長縣邑置首五年秋九月令諸國以國郡立造長縣邑置稻置とある是なりされど國造は三十六代孝德天皇の御宇大化革新の前後廢止せられ國司を置いて政事を掌らしめたるものならん一説に三十五代皇極天皇の時國造を



國司と改むと云ふも三代實錄五清和天皇貞觀三年十一月辛未朔日辛巳紀に孝德天皇世國造之號永從停止とあれば爾后國司と改りたるものなるべし又可成譚云舊事紀に載せたる國名は百四十四ありクニは郡と云ふことなり其後國の字に替たるは張大にする心なるべし然れども國の字の心を誤りて州の字の心とせり云云古史傳云成務天皇卷五年九月の處に定賜大國小國之國造と見ゆたるに國造本紀とを合せておもふに大國は後に國と建てられたる國々を對ふばかりの國々をいひ小國は後に郡といふばかりの所々を言ひてそれ〴〵に造を定め賜へる由なれば郡領を許本理能美夜都古と訓むこと甚だ當れり云々

按ずるに上古の制里は戸より成り郡は里より成るものにして里數の多寡は以て郡の大小を分ちたる所以たりしなり乃ち

戸令に凡戸以五十戸爲里每里置長一人掌檢校戸口課殖農桑禁察非違催賦賦役又云凡郡以二十里以下十六里以上爲大郡十二里以上爲上郡八里以上爲中郡四里以上爲下郡二里以上爲小郡と見ゆたり

風土記に國造郡、里、一十六とあれば、當時此郡の戸數は八百ありしことなるべし

續日本後紀云承和四年三月豊後國人從五位下吉弘侯龍麻呂賜姓眞道連豊日志云吉弘侯龍麻呂爲國造大領世居干武藏鄉

按ずるに古昔每郡大領少領主政主帳あり都て之を郡司といふ又撰叙令に大領外從八位上少領外從八位下と見ゆたり帝國大學に於て編纂せられたる大日本古文書第二卷中天平九年の豊後國正税牒に領外正八位下勳九等國前臣龍鷹とあるものを載せられたるが天平九年は承和四年より百一年前なりされば此眞道連姓を賜はれたる龍麻呂とは別人にして一二代前の人なるべし豊日志に世武藏郷に居るとあれば吉弘侯龍鷹は代々の名



にてありしなるべし  
三代實錄云、貞觀元年正月、以外從五位下善道、朝臣根筵、爲豐後介、豐  
日志云、善道朝臣根筵、爲豐後介、居於國埼、別府云々、按ずるに、別府は介の居る所に  
居たる所にして、辨府、古書には別府とす

三代實錄云、元慶四年五月、以散位從五位下藤原朝臣安主、爲豐後守、  
秩年已滿、不得放歸、在彼、男從五位下統行武藏介、奏言、被罷、統行官拜、  
父安主、於本官、詔許之、豐日志云、武藏介藤原統行、爲父安主、請解官、就  
父、于任所、孝養、

扶桑略記云、四條院嘉禎元年、八月戊戌、左衛門尉高信、配于豐後國秋  
浦、右衛門尉遠政、配于備後國、柄津、奉禦神輿之、先陳故也、

國志云、高田掃部助重定、故鎮守府將軍武藏守滿政九世孫也、仕鎌倉  
右大將、有功、建久七年、大友豐前、前司能直、就任于豐府、重定從之、適以  
其地名、與氏同、領邑于高田、世居焉、高田城の址、今國東郡、高田町字芝崎に在り、初め、重定此に  
城を世々相傳へ、十七世伊賀守正孝に至り、亡びたり、文祿二年

豐臣秀吉、此城を竹中伊豆守重隆に賜ふ、重隆入部の後、慶長三年、大に修理を加へたるが同五年を以て、又府内に移封せられ、城遂に  
廢す、後三十九年を経て、寛永十六年に至り、豐前國龍王の城主、松主丹後守重直、更に其城を修めて此に移りたるも、又七年を経て  
其子東市正英親、一に重直とす、)に至り、正保二年木付城に移封せられたるを以て、城再び荒廢に歸す、

又云、田原泰廣稱豐前六郎藏人、任中務少輔、大友能直第十二子、大友系  
は京師の領田原、安岐、別府、居于田原、沓掛城、因爲氏、後城于安岐、移之世居

焉、安岐城の址、今國東郡、安岐町字下原の東に在り、初め泰廣此に城を、田原より移り居る、豐陽志、安岐城の下にいふ、泰  
廣田原、別府并に安岐郷を分領し、食邑とす、田原に城を築て居り、田原を以て氏とす、後に安岐郷に城を築き居す、是田原一  
統の上祖なり、國東郡は、大田原の領分なり、一家繁昌し、兩田原と成る、又吉弘氏と分れぬ、天正年中、田原右馬頭親實、遠祖家十二代相  
續して、田原氏亡ぶ云々、國志には十五代とし、親實の時に及び叛を謀り、腹ひ敗れて亡ぶとす、又親實の事に就き、田原氏、家譜を按ず  
るに、天正七年、大友氏に叛くや、大友統自から將として之を伐つ、始め親實は安岐、沓掛の兩城に據りて叛く、腹ひ敗れて、豐前時枝  
に出奔し、遂に亡びたり、後大友宗麟其子新九郎親家をして、田原氏を復がしめたる、文祿中、親統、國除の時、其家遂に亡びたり、其  
後豐臣秀吉、此地を熊谷内膳秀丹治直陳(一萬五千石)に賜ふ、慶長五年、石田三成の亂興るに及び、直陳石田に黨して、關ヶ原に戰死す、一族  
熊谷外記、其城を守りたるに、黒田如水、垣原に大友統を亡ぼし、隨途此地を攻めたるに、城中兵寡くして、遂に抜ひとなり、熊谷出て、  
降る、後如水、其臣平塚孫太夫を留めて城番とし、後小倉の城主細川忠興の所領となり、其後、又數回の變遷を経て、遂に維新の時に及べるな  
り、又事の序に親實、謀叛の原由を記ると、初め親實、異志を抱き、筑前の高橋、秋月等と計をなせ、府内を圖らんとするの兆ある  
や、立化道警此事を知り、急に世を以て、沓掛を攻ん事を勤む、乃て大友氏、宗像掃部、大鶴河内の二人に、兵二千餘騎を與へ、以て親實  
を攻めしむ、田原の家臣、秋月、高橋の援兵六千餘、血鳴越に打て出で、高橋城が城を攻むること念なり、宗像、大鶴の二將大に腹ひて  
田原の兵を敗る、已にして、豐府の兵千五百到り、共に攻めて、沓掛城を陥す、時に親實、爲す可からざるを知り、自殺す、親實の妻は、義統の  
妹なり、城陥るに及び、自刃して死す、時に一首を誅む、故郷に贈るといふ、其歌に曰、「露さのみ散りゆく花の梢には、名ばかり残す水々の  
山風、一脱に親實、義統の妹を娶らん」と、事成るに及び、諺を擧げ、爲めに事破れ親實、憤に堪へず、此に至るといふ、

富來忠政の事蹟詳かならず、按ずるに、豐陽志云、富來忠政は雅樂



助と稱し、大友因幡守親時四の庶子也。正安元年己亥の年父に従ひて鎌倉に到り、執權北條時宗に依り、征夷大將軍惟康親王に謁す。此年國東郡富來に城き、地名を取て姓とす。是れ富來氏の始祖たり。延元二丁丑の年、萬歲山萬弘寺を創め、以て其菩提所とす。曆應四年辛巳正月十七日卒す。波多に葬り、萬弘寺殿正壽安慶大禪定門といふ云々あり。されど大友系譜親時の子に忠政なるもの無し。又國志にも忠政の事見えず。萬弘寺の寺説に據れば、應安四年辛亥年、富來空之助正壽入道忠義の草創する所なり。忠義は藤原氏の支族にして、永井岩見守實貞の裔なり。實貞曾て鎌倉將軍頼朝公に仕ふ。建久の頃、大友左近將監能直、豐後封侯の時、將軍命じて實貞及其子三河守實繼父子をして扈從せしめ、長く大友家の藩屏たらしめ、豐前豐後の内に於て、田祿百七十町を宛行の御書あり。而して國東郡富來に住居す。因て氏を富來と改め、子孫

連綿として大友氏に服事す。數世を経て空之助忠茂、建武頃、足利將軍尊氏公に屬し、太宰府に於て戰功あり。將軍感賞斜ならず、御直筆の八幡大菩薩の小旗、並に水晶玉を感狀に添て賜り、且つ酒宴の席にて將軍の齒牙落けるを、空之助に賜ふ。此品々今に至つて寺に寶物たり應安の頃、此萬弘寺を建立し、府内萬壽寺、豐田正義大禪師を請して開山とし、富來家代々の菩提寺となす。忠義、康應二年十一月九日、富來城に卒す。即ち寺に葬り、法號を萬弘寺殿忠應宗俊大居士と號す。後世富來伊賀守實直に至り、天正六戊寅年、大友島津の兩氏國を爭ふ時、日州耳川に於て、其子勘解由左衛門實信と共に戰死す。依て富來家没落す。云々見たり。今此の寺説を以て正確なるものとせば、萬弘寺の創立は、富來忠政の死後、三十一年の後に在り。而して豐陽志の延元二年創立説と、寺説の應安四年創立説とは、當に三十三年の差あり。又空之助正壽の卒去謙と、雅樂助忠政の



死没しほつは前後五十二年の違あり而して此に甚だ異しむべきは、空之助も正壽といひ忠政も萬弘寺殿正壽安慶禪定門といふの一事なり、豊鐘善鳴録豊鐘善鳴録に萬壽寺豊山禪師の傳紀中「應富來正壽居士請創萬歲山萬弘寺云々の記事あり、されど善鳴録には其年號を記さず、然るに國志萬弘寺を記するの下に、寺記曰、延元元年足利尊氏率九州兵將入京、于富來浦、乃以此爲次營云、尊氏落齒及軍旗、今尙藏之、こあり、此豊後國志に引きたる寺記を以て、正當なるものこそせば、今の萬弘寺の寺説は、全く否認せざる可らず、今の寺説には、應安四年辛亥年、富來空之助正壽入道の草創する所なりとあるも、應安は延元を距る三十六年の後にして、尊氏の富來に來たる延元の頃、萬弘寺の在るべき筈無ければなり、豊陽志の富來氏を記するや、甚だ要領を闕ぐもの無きに非らず、雖ごも、其歴代を示するものあり、即ち左の如し。

初代忠政

富來雅樂助牌名弘寺殿

二代忠尙

大富雅樂助牌名法、築於三鐘倉、病死

三代忠久

大郡藏人牌名法、智後改法光

四代久智

三郡藏人牌名觀意

五代久恒

四郡太郎牌名廣務

六代直定

五郡牌名道誠

七代尙信

六左衛門牌名、大儀寺殿道秀

八代

牧之丞牌名常、忠二花庵殿

九代昌信

有馬助

十代昌豊

有馬丞

十一代政通

雅樂助

十二代長通

主馬助

十三代

統元

治郎左衛門

十四代元和

作左衛門尉

慶長十五年以後廢城と成る、而して建

武三年三月足利尊氏より入城を案内する來翰あり、其文左の如

し

豊後國御家人富來次郎忠尙自關東到于鎮西大宰府御供仕候

以此旨可有御披露候、恐惶謹言

建武三年三月 日

御奉行所(花押)

國東郡御政所

而して萬弘寺の寺説にも、容易く信を置き難きものあり、兎に角富來氏の系譜は、且く之を疑問の間に置き、他日正確の史料を得て、考証する所あるべし。



富來氏、大友氏の除國と共に亡ぶるや、豊臣秀吉其城地を筑和泉守家純に與ふ（二萬石、其一に垣見とす）慶長五年、關ヶ原の役起るに及び、家純石田三成に與して彼地に向ふ、一族佐利左衛門、留て城を守る、時に黒田如水、石垣原より凱旋の途、此城を攻む、城小なりと雖ども能く防ぎ容易に降らず、會々家純泉州に於て戰死の報到る、遂に城を開き出て如水に降る、城址今富來浦の西に在りて、石壁尙ほ僅かに存するものあり、

又云吉弘鑑理任左近大夫有勇略肥筑之役每爲監軍

又云高橋鎮種吉弘左近大夫鑑理子初名鎮理少有美譽出繼高橋家更名鎮種稱主膳兵衛尉後薙髮號紹運據筑前岩屋寶滿二城武畧無雙肥筑之戰每有大功豐大閣嘗賜書褒賞其勇天正中薩將某來攻其城衆寡不敵且無援師城陷遂死有二子兄曰統虎立花道雪養爲子次日統增元和中各賜封於筑後

又云吉弘統幸一名統運稱嘉兵衛田原正堅十世孫居于屋山城事大友義鎮九州諸戰皆有功文祿國除之日從義統在于周府慶長五年義統舉兵將黨于石田三成統運因說東西去就之利害忠諫義統不可遂與黒田孝高戰于速見郡石垣原統運奮擊血戰遂没于陳統幸の墓は、速見郡石垣原の小林中に在り、高サ六尺餘の石の祠を建て、他に二三の墳墓あり、祠背一基の木塔を建て、記する所下の如し「明治三十二年陰曆二月十八日爲三二豐

大主大友忠臣、靈院殿隆興運英大居士三百週年忌、殿ニ一七日間法筵ニ修水陸無遮會」又一面に「一辨兜礎供養會、燈燭萬箇百花天、石垣原上春如錦恩義隆然三百年鳴」

風土記に國埼郡郷陸所とあるも惟伊美の一郷を載せて其他を記せず圖田牒には田原香地の二莊を以て郷とし八郷となしたるも恐らく非ならん又六郷の他に四莊あり即ち都甲眞玉草地白野是なり和名鈔に津守を加へたるは、大分郡の郷名を混じたるものなるべし國志は田原香地の二郷を莊とし合せて六莊とす仍て其郷は武藏來繩國前田染阿岐伊美の六箇とし莊は田原都甲草地眞玉白野香地の六箇とす

可成譚云國郡郷と次第すること本法なり莊と云ふものを郡の様と思ふは誤なり莊園にて私田なるべし公田には有まし私田の内にも都に居給へる高官の人か又は寺社の封戸あるべし是を司る代官の様なるものを莊司と云ふ然れば莊名無き地もあ



るべし、何の國、何の郡、何の莊と、同様にいふは誤なり。國志云、莊者、非古之制也。蓋王者政令寢衰、綱紀不密、位田職田、遂不致。漸以爲私田、割鄉置之。是莊園之名所由起。故莊或有大於鄉者、是以相混、竟誤其稱也。

又云、土人相傳曰、國東自古五鄉八莊也。其五鄉、安岐、武藏、國前、來繩、山鹿、是也。蓋山鹿乃山香、屬速見郡、非也。又曰、其稱六鄉、加豐前、國宇佐郡、弗津部、亦復非也。凡稱鄉數、豈有越國越郡之理哉。蓋是仁聞法師、勦二十八所之道場、名曰六鄉山。其境及速見、宇佐、故民俗傳此誤耳。

○武藏郷

小原 上小原 次郎丸 黒津次郎丸之支 綱井 重藤 池内 内田 古市

今市 成吉 麻田 挾門 丸小野 小箇倉 兩子 手野 志和理  
三井寺 諸田 新諸田 中野 小俣 富永 恒清 久末 糸原 由留  
木 吉弘 吉松 七郎吉松之支 一之瀬上 小城の三十三村は、舊武藏郷に屬したり。郷は郡の東に在りて、國前郷の南境に接す。本郷には、今市、寨村今市、古市、古驛村古市、兩子山村兩子、加禮川上、高田川上、古市川村、兩子權現村、總持院上、椿八幡社寺村、護國寺村、護聖寺上等あり。

○來繩郷

智恩寺 高宇田 横嶺 雷 尾崎 鳴尾 大力 野邊 田福  
川原 上來繩 下來繩 森 小田原 佐野 榎林 犬田 高田  
芝崎 石倉 奥畠の二十一村は、舊來繩郷に屬したり。郷は郡の正西に在り。本郷には、高田城趾村、鞍掛城趾村、高山寺廢趾上、小崎堡村。



八幡社高田 若宮八幡社上 白鳥社高田 高田町高田 玉津町高田 報恩寺上 神宮寺高田 智恩寺高田 圓福寺高田 圓行寺高田 妙壽寺高田 等あり

○國前郷國田

上岐部 中岐部 岐部濱 小江 大熊毛 小熊毛 向田一作 來浦 來浦浦 深江 堅來 富來 富來浦 柳迫 吉木 北江 田 深 今在家 安國寺 興導寺 岩戸寺 永野 藤野一作 岩屋 大恩寺 寺山 濱前 成佛 見地 中田 山吹 横手 大嶽一作 行入 高良一作 稻川上 赤松 河原原 姫島の四十村は舊國前郷に屬したり郷は郡の東北に在り本郷には於菟牟禮 寒塚 飯塚 寒城 山塞 比賣語曾神社上 櫻八幡社上 嚴島明神上 若宮八幡社上 牛頭天王 祠上 愛宕權現祠上 熊毛湊上 文珠上 富來川上 於菟牟禮上 岩戸寺上 成佛寺上 東光寺上 神宮寺上 行入寺上 胎藏寺上 興導寺上 泉福寺上 萬

弘寺上 安國寺上 龍潜寺上 福嚴寺上 大光寺上 本護寺上 田原親廣の墓上 田原親貫の墓上 等あり

○田染郷田

觀音堂 熊野 上野 眞木一作 大曲 田口 園木 陽 平 間戸 中 相原 池部の十三村は舊田染郷に屬したり郷は郡の南に在りて速見郡の北境に接す本郷には烏帽子嶽上 小崎 堡上 傳乘寺上 等あり

○阿岐郷國志

中野川 矢川 辨分一作 杉山 掛樋 小野掛樋 橋上 山浦 成 久 大道 上山口 馬渡上 山口 中園 澤懸 瀬戸田 上馬場 美之部上 中 下原 浦下原 古城 西本 横城 塩屋 奈多



内迫 狩宿 鍋倉 野邊 守江 灘手 大内山 草場 藤野川  
大添 菅生 篠原 鴨川 岩屋の四十村は舊阿岐郷に屬したり、

郷は郡の東南に在り、本郷には安岐城趾安岐、妙見山大添、守江川上同、荒卷川上同、  
藤野川藤野、安岐、湊安岐、守江、湊、湊橋下原、奈多八幡社奈多、妙見祠大添、東光寺横城、  
清岩寺懸繩、報恩寺内迫、實際寺田原、田原親宗墓木村、鎮秀墳安岐、等あり

○伊美郷

赤根 千燈 野田 新涯 竹田津 鬼籠 楠海 嶺 伊美伊美  
濱 伊美浦 楠來の十二村は舊伊美郷に屬したり、郷は郡の直北  
に在り、風土記云、天皇天皇在此村勅曰、此國道路遙遠、山谷阻險、往還疎  
稀、乃得見此國、因曰、國見村、今謂伊美郷、其訛也、本郷には鶯巢山野田、  
赤根山赤根、竹田津伊美、湊、伊美川赤根、千燈山千燈、千燈寺上同等あり

○田原莊

小野一作内 白木原 永松 笠之口 上沓掛 背野上沓掛 下沓掛 石丸  
俣見 上波多方 下波多方 路又作 赤水 大内 岸奈の十五村は、  
舊田原莊に屬したり、莊は郡の正南みなみに在り、本莊には沓掛城趾上沓、八  
面明神社上波多、白鬚明神社掛村、八幡社水松、富貴寺路、寶陀寺掛村、清水寺上同等  
あり

○都甲莊

拂田 荒尾 筑地 松行 新城一作 梅木 長岩屋 加禮川 一  
之畠の九村は、舊都甲莊に屬したり、莊は郡の中央に在り、本郷には  
矢立明神社新莊、八幡社筑地、天念寺長岩、長安寺山、道脇寺加禮、妙覺村拂田、龍王



寺築地梅遊寺品村等あり

○香地莊

太平 草地 入津原 中伏 算所 志手の六村は舊草地莊に屬したり莊は郡の西に在り本郷には、名山大川神社佛閣等の著しきものをなし

○眞玉莊

三島 狩場 黒土 小河内 有寺 大岩屋 城前の七村は舊眞玉莊に屬したり莊は郡の西北、白野の東に在り本莊には、香地川白野川村松行川村多聞寺黒土無動寺上應曆寺大岩等あり

○白野莊

湯原 常盤 西島 莊屋 惠良 徳六 金屋 大濱 泊 白野 白野泊 山島 小島 横内の十五村は舊白野莊に屬したり、莊は香地の南に在り、本莊には、壽福寺山品あり

○香地莊

夷 長小野 佐古 西方寺 唐櫃 見目 高島見目樋口 香地 羽根 松津羽根小池 堅來の十三村は舊香地莊に屬したり、莊は郡の西北に在り、本莊には、山王祠長小靈山寺村清淨光寺西方施恩寺村等あり、

○兩子山 武藏郷兩子村に在、一に足曳山といふ、雙峰翹然として高く碧霄を磨し、海面を抜ここ二千三百五十尺、山勢巍峨として常に雲煙を吞吐し、頂上に登臨すれば、四望空濶千里目を極め、中國の海四國の山、翕然として皆眉宇の間に落ちざるはなし、山腹に梵刹







字數に因るなりと、國志云、當時皆名蓋、經年久遠、悉廢荒、非舊日之觀、後人修復之、亦惟留茅宇已。

○安岐の港 安岐郷に在、六郷山綠記には、秋こあり、此浦稱して紅葉か浦と云ふは、足曳山より水流れて、秋の末に落るこ云ふ義に、れるなりと云、海邊巡見、武藏より一里、人家有、川有、千沙、出入成がたし、八丁沖に一ツ石と申瀬あり、都て此邊瀬原也、九小舟は瀬の内通、舟不支、灘八幡の地に地よりカクトウと申あり、地方より五丁程出口なり

夫木集に攝津の歌を載す、秋の野邊に豊前と

梢には見ぬすなり行もみち葉の止りや安岐の湊なるらむ

○熊毛の港 國前郷に在、巡見帳云、岐部より一里、人家有、南西風に船繫不支、常に往來す、國志云、淡路八町表六町、東北風不可繫、去、安岐郷安岐湊、一六足 萬葉

集十五に熊毛浦を詠る歌四首を載す

都へに行ん船もか刈菰の亂れて思ふここつけやらん

あかつきの家戀しきに浦間より梶の音するは蜚乙女かも

沖へより潮満來らしからの浦に求食する鶴鳴きて騒きぬ

沖へより舟人のほる呼寄ていさ告遣ん旅のやこりを

○奈多八幡祠 安岐郷奈多村に在、社殿宏壯にして、翠松碧水に映

じ、景色頗る佳なり、應神天皇巡狩の時、行宮を經營し給ふ舊址にし

て、宇佐宿禰公基の創建する所なり、今縣社に列せらる、寶庫には一

條天皇の震筆、關白道長公及び大江匡房卿等の眞蹟を藏む

○安國寺 國前郷安國寺村に在り、善鳴錄云、應永中、源大將軍義滿

降命建立、以絶海中津禪師爲第一祖、尋而使、其弟徒鄂隱禪師住焉、曰、

大陽山安國寺、遂列官寺云々、然るに大日本史の足利直義釋氏の同母弟にして元弘、保

其教、こあり、されば其創始、或は應永以前にあるには非らざるか

○櫻八幡社 國前郷興導寺村に在、神護景雲二年、和氣清麻呂、大隅

に配流の時、宇佐神社に詣で、八幡宮の分靈蘇我を申請け、彼國に赴く

後、子孫之を奉じて、國前に來り、天曆の頃、本社を創始するものなり

今國東に和氣姓の家有るは、和氣清麻呂の裔孫なりと云ふ。



○富貴寺 田原莊落村に在蓮華山と號す傳云養老年間仁聞律師  
 一大樹を得て其材を用ゐる三大堂を造りたる一なりと他の二堂は、  
 一を田染郷眞木村の傳乘寺と言ひ今一は所在詳ならず堂の高さ  
 四丈方五間柱牆壁及び障扉等皆な三千佛九品淨土の佛像を畫き  
 金碧五彩燦然として目を奪ふものあり後藤碩田云此畫圖奈良東  
 大寺中に藏する天平紀の曼陀羅に等しき筆痕あり或は巨勢金岡  
 の筆なるべしとされと歲月久ふして今や漫漶僅に只其跡を彷彿  
 想見るに過ぎ

扶桑木説山中井竹云往古景行帝筑紫巡幸の時發見せられたる樹長  
 九百七十丈ありしと言ふ僵木なるべきこと疑なかるべし又云  
 たまさかに存する金石の器も歎識年紀もなきものは其世代の  
 近遠的識す可らず只此扶桑のみ僵木と言ひ大堂と言ひ三池の  
 地方といひ皆髓なる證あり左有て其神代より傳はりたる迄着

實に知るべければ古物の内に又匹儔すべきものなし云々

○若宮八幡祠 來繩郷高田村に在り養老年間の創始にして祭神  
 は大鶴鶴尊外十五神なり郡中の宗祠にして維新後縣社に列せら  
 る境内は桂川の清流に臨みて幽邃を極め社殿又頗る壯麗なり神苑  
 在る大手水鉢は、藤澤主の肥前天皇より運搬せられたるものにして「天淨水」の三字を刻し、頗る巨大のものなり、苑中古蹟あり、晚春花  
 時に至れば、紫雲霞として全苑を掩ひ、壯觀いふ可からず

○報恩寺 來繩郷上來繩村に在り大折山と號し黄檗宗松隱派に  
 屬す延寶年間僧無方の創始する所なり是より先養老年間仁聞律  
 師宇佐八幡宮の神託を蒙り神功皇后追福の爲め千手觀音の木像  
 を彫みたるに寛永中僧用元其雨露に曝らさるゝを嘆き一字の草  
 堂を此地に結び木像を安置したるを延寶年間僧無方來りて一字  
 の精舎を建立し往年の神詔に由り報恩寺と名く云ふ

○吳崎新田 草地莊吳崎に在り文政年中幕府の布政使鹽谷大四  
 郎の開墾する所にして今戸數三百三十二人口千九百五十三あり



鶴谷云、鹽谷大四郎は日田の郡代にして、文化十四年丁丑九月任地に赴き、爾後恒に諸州の風土を案し、苟も民を利し國を益するの事あれば、知りて爲ざるなく、筑豊沿海の地、氏の爲めに開墾されたるもの十四か所の多きに至るこいふ、吳崎も其一なり、在任廿年にして、天保六年乙未の年、東歸し、越て明年丙申九月八日を以て卒す、享年六十八歳なりし。

○仁聞の墓 伊美郷千燈寺に在、寛政年間墓樹將に枯んごするより、寺僧改め裁んごし、之を掘るここ四五尺、忽ち砂礫甚だ多きより、之を發けば銅箇三箇あり、蓋を發て之を視るに、皆白舍利なり、又旁に小壺十五箇ありて、其銅箇を圍繞たるか、壺中は土沙を以て充たり、乃て再び之を埋め、故の如く石を立てしこいふ。

○文殊仙寺 國前郷蕨野村に在、峩眉山と號す、豐鍾善鳴錄云、文武元年、小角役君、肇闢此山、嘗遊支那五臺、請吉祥大士奉安于此、養老二

年、釋仁聞尋創業焉、大治中、釋寂州住于此、此日久矣、欽慕二祖之前業、立行精苦、漸發智證、一朝忽感吉祥、尊放光降臨室中、州彌壯聖蹟、誘導州民云、

○千燈寺 伊美郷千燈村に在、補陀落山と號す、亦た仁聞の創る所也、善鳴錄云、聞嘗與華嚴、覺滿、體能、行滿、友善、時人稱之曰、五大德、聞嘗率嚴滿等、登伊美、五智窟、行不動法、時東北海龍王、欽仰其德、獻燈一千許、絲其靈應、寺名千燈、其號補陀落者、以安千手眼像也。

○姫島 伊美郷伊美村を距る、北三里餘の海上に在、國志には島の周囲三里とあり、本縣統計書に據れば、周回四里二丁とす。此島の海岸に比賣語曾神社あり、土人稱して赤水明神と云ふ、蓋し神社の岩下なる石罅より、赤鏽の鐵酸水を噴出するより、斯る名稱を付したるなり。

鶴谷云、比賣語曾神社の祭神は、何者なるか、眞野長者が女、玉世姫の靈を祀る抔とは、固より無稽の妄誕にして、取るに足らずと雖



ごも此神の眞体に就きては、人多く知らざるが如し、杵築の小串重威といふ人、比賣島考なる書を著して、姫島の考證を述べたるも、惜哉其書には、只姫島が攝津にも非ず、筑前の海上、玄海島、肥前の名兒屋との間に在る島にもあらず、全く豊後に在る姫島こそ眞の姫島にして、他は違へりといふを専らに説きたる迄にして、肝要なる比賣語曾社の祭神に就きては、一として要領を得るもの無きが如し、其の一篇中の主文とも見るべきものは、只左の如く言ひしのみ

國々に同名の島もあれと、二神神谷云、伊邪那、岐伊邪那美の二柱を指すの生ませるは疑なく、この姫島と聞えたり、そは島人のふるき語り傳へも、むかし女神の住給ひしより、姫島といふ云へり、女神はすなはち比賣語曾社神といふなり、そもく比賣語曾神のことは、日本紀垂仁天皇二年の一書に、難波比賣語曾社神、且至豊國國前、

郡復爲比賣語曾社神、二處見祭焉と見え、攝津國風土記に、比賣島乃松原者、昔輕島豐阿岐羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫、來暫住筑紫國伊波比乃比賣島、乃曰、此島者猶不是、遠若居此島、男神尋來、乃更遷來、停此島、故取本所住之地名、以爲島號、あり、二記の傳へ各その御世をば異なれど、應神天皇の御世に、から文字を始め、其他の事もおほく渡り來つれば、風土記を書たる頃は、垂仁天皇の御世の事をまぎらして、應神天皇の御世なりと傳へなせるにや、其はこまれ、この二つの文をあはせ考へて、豊後の國國東郡なる姫島やがて二柱神の生給ひし女島なることを知るべし云云

斯言しのみにては、未だ比賣の誰れなる事判然せず、或は新羅國より逃げ來る女神かとも思はるゝなり、是予が要領を得ずと言ひし所以なり、按ずるに日本紀垂仁紀の文は、小串氏の引據した



る前には下の如くあり、神石化、美麗童女、於是阿羅斯等大歡之欲、合然阿羅斯等去他處之間、童女忽失也、阿羅斯等大驚之、問已婦曰、童女何處去矣、對曰向東方、則尋追求、遂遠浮海、入日本國、所求童女者、詣于難波、爲比賣語曾社神、且至豐國國前、邦復爲比賣語曾社神、並二處見祭焉云云、此文意より云ふ時は、攝津風土記の新羅國の女神といふも相適へるが如し、然らば比賣許曾の神は朝鮮の女を祭祀せるものなるか、小串氏は然りとあたるなり、されど予は或は然らずかと思へるものなきに非らず、延喜式に攝津國東生郡比賣許曾神社云云とあり、又三代實錄にも貞觀元年正月比賣許曾神社に従四位下と授くる事を記せり、該比賣許曾神社の社記に據れば、祭神は下照比賣命とあり、下照比賣は大己貴命の御女にして天稚彦命の妻、味耜高稚命の妹なり、又の名を雅國玉媛、或は天探女とも稱したり、日本紀纂疏には天探女者天稚

彦之侍婢也、こし、又卜部兼治の日本紀聞書にも、天の探女と申すは天稚彦につかはれて居る女なりとあり、さて稚彦と下照媛との關係は如何といふに、書紀神代卷云、高皇產靈尊賜天稚彦、天鹿兒弓及天羽羽矢、以遣之、此神亦不志誠也、來到即娶顯國玉之女子、下照姬亦名三輪姬亦名三輪國玉、因留住之曰、吾亦欲馭葦原中、國遂不復命、是時高產靈尊怪其久不來報、乃遣無名雉伺之、其雉飛降止於天稚彦門前、所植湯津杜木之抄、時天探女見而謂天稚彦曰、奇鳥來居杜抄、天稚彦乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓、天羽羽矢射雉斃之、其矢洞雉胸、而至高皇產靈尊之座前也、時高產靈尊見其矢曰、是矢則昔我賜天稚彦之矢也、血染其矢、蓋與國神相戰、而然歟、於是取矢還投下之、其落下則中天稚彦之胸上、于時天稚彦新嘗休臥之時也、中矢立死、此世人所謂反矢可畏之緣也、天稚彦之妻下照姬、哭泣悲哀聲達于天、中八日八夜啼哭悲歌、先是天稚彦在於葦原中國也、與味耜高彦



神友善故味耜高彥根神昇天弔喪時此神容貌正類天稚彥平生之儀故天稚彥親屬妻子皆謂吾君猶在則攀牽衣帶且喜且慟云々とありて同社の縁起に天磐船に駕玉ひ此地に天降り給ふと見たり垂仁紀の説に據れば無論新羅國より來たる女神を祭るが如しと雖とも攝津の比賣許曾社の社説に據れば下照姫を祭れるが如し今國東の姫島附近に箭筈山あるを見れば天稚彥が鹿兒弓羽々矢に縁あるが如くにも聞ゆれど強ち臆測もて下照姫なりとも定め難し必竟斯る疑問は尙ほ能古書を調たる上評論することゝすべし

和銅四年河邊宮人が姫島の松原見孃子屍悲歎作歌萬葉集に妹か名は千代に流ん姫島の小松かうれに苔の蒸まてに

續古今

中務卿親王

見渡せば汐風寒し姫しまや小松かうれにかゝる白浪

夫木

鎌倉右大臣

姫島の小松かうへにゐる田鶴は千年ふれとも年老すけれ

詠姫島歌

村井泡

姫島はたちな隠しそふりはへて我見に岐部の浦の霞よ



○速見鄉

鄉五、莊二、村一百九十九

和名鈔速見波夜美郡こし郷名五を載す即ち朝見八坂由布大神山香箋釋豐後風土記云東面海西至豐前國宇佐郡界南至大分郡界其西南與玖珠直入二郡爲界北至國東郡界東西四里餘南北七里許

風土記云速見郡郷伍所十三驛貳所延喜兵部省式云由布出三驛馬五疋又曰速見郡出傳馬五疋

古驛跡蓋山三傳馬地是歟云々烽壹所可成諫云國々に日野と云ふ地名あり烽を舉たる所なるを後に火の字を添けて書きたるべし火

なりん向山香郷に日野地村あり何づれにや昔者纏向日代宮御宇天皇欲誅玖磨贈於行幸於筑紫

從周防國佐婆津發船而渡泊於海部宮浦箋釋云按景行紀云到速見邑女人速津媛以下文與

也不時也當浦今在海部郡南濱與三州接近於其佐婆津路遠絶風濤急迂其不便可思已或當作速見郡古浦云々時於此村有女人名曰速津媛爲其

處之長即聞天皇行幸親自奉迎奏言此有大磐窟名曰鼠磐窟土蜘蛛

二人住之其名曰青白又於直入郡彌疑野有土蜘蛛三人其名曰打猿

八田國麻侶是五人竝爲人強暴衆類亦多在悉皆談云不從皇命若強

喚者興兵距焉於茲天皇遣兵遮其要害悉皆誅滅因斯名曰速津媛國後人改曰速見郡

箋釋云按史文初到婆磨南望曰賊將在乃遣武諸木菟名手夏花三將察其狀時有女人神夏磯媛者聞王使至親躡舟參向啓曰我之屬服皇德惟有殘賊者鼻垂耳垂麻剝及土折猪折等數人皆據要害地或屯結於菟狹御木高羽綠野等川上以多掠人民蓋菟狹今宇佐川御木筑前三池郡高羽今高瀬川綠野今綠川其川上悉皆在豐前諸山也乃神夏磯媛爲之導三將擊之其餘黨悉捕誅之豐前兇賊既平而後景行帝自婆磨遂幸筑紫到豐前國長峽縣也故曰遂又自京都郡行宮到豐後國碩田及速見也是鳳輦所過其叙相順已史文可以爲正若風土記則於速見乃曰御船到海部大抵欲使每郡必有駐蹕之蹤故輒似于誣雖然古書確實嚴正何必妄意臆斷不可以謂無斯事也



續日本紀稱德紀云、天平神護二年十月、授無位大神朝臣多麻呂、外從五位下、爲豐後員外掾。

按ずるに大神氏の子孫は相繼て速見郡領となり、遂に大神を以て其地に名けたるならん、而して其先は大神比義より出づ、元享釋書云、欽明天皇三十有一年、冬、建宇佐神祠于豐前州、是歲豐前州宇佐郡麻峰菱瀉池畔、民家兒甫三歲、託曰、我是人皇第十六、主譽田天皇廣幡八幡也、我名護國靈驗威身神大自在王菩薩、諸州諸所垂跡神明、今顯坐此地耳、因之勅建祠云々、神皇正統紀並に公事根源には、此事を以て肥後國山本郡菱形池と記たるも、貝原益軒翁の八幡本紀には三歳の兒を以て大神比義とせられたり、宇佐大神宮縁起を見るに、和銅元年、戊申、豐前國宇佐郡内大河流河、西岸有勝地、東岸有松木、變形瑞多、化鷹顯瑞、渡瀨而遊此地、飛空而居、彼松是大神之御心荒畏坐也、往還之輩、遠近之類、五行、即三人殺、十人

行、即五人殺、于時大神比義與辛島勝自、一千日至誠祈申、和銅三年、

不顯其體、以靈音夜來而言、我是譽田天皇廣幡八幡麻呂也、我成靈神、後飛翔、虛空無棲息、其心荒者、同五年壬子、依神託、以勅定、令造神

殿、鷹居瀨社是也、元享釋書の欽明天皇三十有一年とあるより和銅五年は百四十五年の後なり、又た續日本紀孝謙

紀云、天平勝寶六年、藥師寺僧行信、與八幡神宮主神多麻呂等、同意厭魅、下所司推勘罪、遠流、於是遣中納言多治比真人廣足、就藥師寺

宣詔、以行信配下野藥師寺、丁亥、從四位下大神朝臣毛理賣、外從五位下、大神朝臣多麻呂、並除名、從本姓毛理賣、配於日向國多麻呂、於

多禰島、因更擇他人補神官、禰宣祝其封戶位、田並雜物一事已上、令太宰檢知焉、而して其後天平寶字元年に至り、二人は更に大神

朝臣姓を賜はれ、再び本位に復せらる、續日本紀に、天平寶字元年十一月、八幡大神禰宜、外從五位下大神社女、主神從八位下大神田

麻呂二人、賜大神朝臣之姓、と見ゆたり、蓋し此の毛理賣の子孫は



是より相繼て世宇佐神宮司となり、田麻呂の子孫は相繼で速見郡領となりたるなるべし、按ずるに元正天皇の御宇にも大神諸男なる人あり、是は大神田麻呂の父なり、宇佐の縁起に聖武天皇天平五年、癸酉、大神朝臣田麻呂、思惟、余之父諸男朝臣、先年於二野仲大良池、奉祈二願御枕、爲三御輿之御驗、云々と見へたり、又大神比護の館址、今大神郷南大神村に在り、其墓も同地に在りて之を細之堂と名づく

日本後紀云、延暦十年、正月藤原朝臣園人爲豐後守、又云、常有良吏之稱、百姓追慕爲祠、豐日志云、就其宅址、造生祠、奉祀云々

文德實錄云、齋衡元年、正月以從五位下山口宿禰稻床爲豐後之介

按ずるに速見郡立石村に山口天滿社なる神祠あり、祭神は物部天神なり、是山口宿禰稻床の創始に係るものなる由、豐日志に見へたり、されば山口豐後介は、山香に居たるならん

風土記に速見郡郷伍所とあるも、惟柚富の一郷を載せて其他を記せず、圖田牒には、八阪、大神、竈門、石垣を以て莊と爲したるも、八坂、大神は舊郷にして莊に非ず、莊は竈門、石垣のみ、此二莊古昔は朝見郷の管内に屬したるものなり、又同書に鶴見村を由布郷に屬せじも、非ならん歟、續日本紀を按ずるに、寶龜三年、速見郡敵見郷、鶴見山崩とあり、是れ鶴見山の敵見郷に屬せしや知るべし、故に鶴見村は古昔

敵見郷の所管にして、由布郷に屬せざりしや疑ふ可らず、仍て今本郡には、朝見、八坂、由布、大神、山香の五郷と竈門、石垣の二莊あり、

○朝見

郷

續日本紀光仁紀作二敵見、俗作三朝見、非

立石 朝見 田野口 濱脇 赤松 赤野 鶴見 北中之原 中上の丸

村は舊朝見郷に屬したり、郷は郡の東南に在り、本郷には、鶴見山村

觀海寺山 實相寺山 太平山 朝見川 濱脇川 櫻川 觀海寺温泉

濱脇温泉 火男火賣神社 淺見八幡社 實相寺 寶滿寺 崇福寺

長覺寺 長松寺 藤城山 大友氏時墓 等あり

○八坂郷

船部 三尾 平 船部 拂川 上尾 迫上 川 平 筒木 尾上 中津屋 溝井

二坂 荒平 鴨川 五田 山 追 馬場 官司 治



郎丸守末 木田守末 下原同上 下司同上 司下同上 安住寺同上 菊本同上 生地 宗近  
 支本中野 八坂 本莊 廣瀨本莊 宮原同上 山中同上 八坂 生桑 中 末守支  
 新莊 日明新莊 稻吉同上 野田 中野尾 三川原 片野 須崎支 高須 奈屋  
 額加貫 年田の五十一村は舊八坂郷に屬したり郷は郡の東北に  
 在り本郷には鴨川道 杵築城井 柏島若宮八幡祠生地 鷹山八幡祠生地 野田  
 八幡祠野田 末守八幡祠中 王子權現祠年田 波崎權現祠原 倭漢將軍祠宮前 阿蘇  
 神祠宮原 牛頭天王祠中 片野八幡祠片野 安住養國寺井 長昌寺同上 妙德寺同上 常  
 光寺同上 朝日寺生地 利益寺中 淨願寺同上 護保寺宮前 保昌寺同上 清水寺木田 寶西寺同上  
 大龍寺宮原 千光寺同上 妙經寺下司 觀音寺同上 密傳寺年田 生桑寺生桑 大儀寺八坂 正寬  
 寺仲野 寶福寺井 西福寺井 永福寺二坂 光明寺井 宗立寺井 迎稱寺鴨川 最勝寺宗近  
 龍泉寺新莊 大藏寺野田 飯齋寺同上 木村親重墓井 木村鎮重墓鴨川 長門守墓年  
 田宗近 宗近鐵址宗近 宗任石加賀 等あり

○由布郷

東島 椿 山口 捏田 温湯 温湯 井柳 石松 水池 幸野  
 小平 島 平原支 湯平同上 津々良 山浦 花合野山浦 内德野 前德  
 野 中園 下依 中依 光永 妙祖 山崎 平 石武 荒木  
 南乙丸 北乙丸 山石原若 塚原 天間の三十三村は舊由布郷に  
 屬したり郷は郡の西南に在り風土記云此郷之中栲木多生常取栲  
 皮以造木綿因曰柚富郷國志云圖田牒作由布院蓋郷莊稱院如大野  
 郡野津院之類間有之按文德實錄云肥後國菊池城院或以舊有城院  
 云爾云々本郷には由布山郷中數ヶ 立石山長村 日向嶽由布 城嶽石松 鳶  
 嶽長村 由布川湯湯 天間川石原 湯平川小平 宇奈岐日女神社石松 八幡祠野田 淺草天  
 満祠石松 興禪院同上 佛山寺下 木村親家墓原 等あり



○大神郷

日出<sup>ヒノ</sup>鍛冶屋園<sup>鍛冶屋園</sup>之<sup>ノ</sup>支<sup>シ</sup>川崎<sup>川崎</sup> 則次<sup>則次</sup> 小深江<sup>小深江</sup> 日比之浦<sup>日比之浦</sup> 清家<sup>清家</sup>川崎<sup>川崎</sup>之<sup>ノ</sup>支<sup>シ</sup>津<sup>津</sup>

島<sup>島</sup> 西屋<sup>西屋</sup>之<sup>ノ</sup>支<sup>シ</sup>辻間<sup>辻間</sup> 日野<sup>日野</sup>之<sup>ノ</sup>支<sup>シ</sup>頭成<sup>頭成</sup>市坂<sup>市坂</sup>南藤原<sup>南藤原</sup> 北藤原<sup>北藤原</sup> 藤原<sup>藤原</sup>之<sup>ノ</sup>支<sup>シ</sup>井手<sup>井手</sup>

南<sup>南</sup>上川<sup>上川</sup>久保<sup>久保</sup>之<sup>ノ</sup>支<sup>シ</sup>下川<sup>下川</sup>久保<sup>久保</sup>南大神<sup>南大神</sup> 北大神<sup>北大神</sup> 藤原<sup>藤原</sup>之<sup>ノ</sup>支<sup>シ</sup>深江<sup>深江</sup>之<sup>ノ</sup>支<sup>シ</sup>軒<sup>軒</sup>之<sup>ノ</sup>井<sup>井</sup>

同<sup>同</sup>鍛冶屋<sup>鍛冶屋</sup>上<sup>上</sup>照川<sup>照川</sup>之<sup>ノ</sup>支<sup>シ</sup>小園<sup>小園</sup>上<sup>上</sup>眞奈井<sup>眞奈井</sup> 八代<sup>八代</sup> 出原<sup>出原</sup> 田中<sup>田中</sup>之<sup>ノ</sup>三十

村は舊大神郷に屬したり郷は郡の東に在り本郷には深江城<sup>深江城</sup>眞

嶽<sup>嶽</sup>寨<sup>寨</sup>大神比義の館<sup>館</sup>跡<sup>跡</sup>舟岡山<sup>舟岡山</sup> 法華山<sup>法華山</sup> 横津山<sup>横津山</sup> 隆生嶽<sup>隆生嶽</sup> 鹿鳴

越嶺<sup>越嶺</sup>赤巖<sup>赤巖</sup>深江<sup>深江</sup>湊<sup>湊</sup> 日出<sup>日出</sup>湊<sup>湊</sup>頭成町<sup>頭成町</sup> 天満<sup>天満</sup>祠<sup>祠</sup> 大神八幡祠<sup>大神八幡祠</sup>

浮島八幡祠<sup>浮島八幡祠</sup> 鏡寺<sup>鏡寺</sup> 善神王祠<sup>善神王祠</sup> 井手八幡祠<sup>井手八幡祠</sup> 嚴島神社<sup>嚴島神社</sup> 願成寺<sup>願成寺</sup> 光

蓮寺<sup>蓮寺</sup> 報恩寺<sup>報恩寺</sup> 常樂寺<sup>常樂寺</sup> 正善寺<sup>正善寺</sup> 滿願寺<sup>滿願寺</sup> 潮音寺<sup>潮音寺</sup> 寶積寺<sup>寶積寺</sup> 掲諦寺<sup>掲諦寺</sup>

海福寺<sup>海福寺</sup> 靈藤寺<sup>靈藤寺</sup> 覺雲寺<sup>覺雲寺</sup> 願成就寺<sup>願成就寺</sup> 覺正寺<sup>覺正寺</sup> 大神比義の墓<sup>大神比義の墓</sup> 長老

冢<sup>冢</sup> 井村<sup>井村</sup> 大神鎮勝墓<sup>大神鎮勝墓</sup> 等<sup>等</sup> あり

○山香郷

土<sup>土</sup>岡<sup>岡</sup> 山口<sup>山口</sup> 舟<sup>舟</sup> 影平<sup>影平</sup> 大土器<sup>大土器</sup> 松箇尾<sup>松箇尾</sup> 山中<sup>山中</sup> 鳥之江<sup>鳥之江</sup> 吉

野渡<sup>野渡</sup> 楠原<sup>楠原</sup> 下<sup>下</sup>子<sup>子</sup> 棚田<sup>棚田</sup> 山四手<sup>山四手</sup> 山之口<sup>山之口</sup> 上坂水<sup>上坂水</sup> 下坂水<sup>下坂水</sup>

藤田<sup>藤田</sup> 六太郎<sup>六太郎</sup> 日野地<sup>日野地</sup> 八丸<sup>八丸</sup> 平山<sup>平山</sup> 薰石<sup>薰石</sup> 平原<sup>平原</sup> 大造司<sup>大造司</sup>

松尾<sup>松尾</sup> 後河内<sup>後河内</sup> 鶴成<sup>鶴成</sup> 内河野<sup>内河野</sup> 大谷<sup>大谷</sup> 辻小野<sup>辻小野</sup> 下後河内<sup>下後河内</sup>

俣井<sup>俣井</sup> 山香市<sup>山香市</sup> 野原<sup>野原</sup> 西野原<sup>西野原</sup> 恒道<sup>恒道</sup> 貫井<sup>貫井</sup> 中尾<sup>中尾</sup> 倉成<sup>倉成</sup>

柚之<sup>柚之</sup> 迫<sup>迫</sup> 德富<sup>德富</sup> 小武<sup>小武</sup> 東小武<sup>東小武</sup> 越井<sup>越井</sup> 大<sup>大</sup>片<sup>片</sup> 平<sup>平</sup> 廣瀨<sup>廣瀨</sup> 久保<sup>久保</sup> 山浦<sup>山浦</sup>

本篠<sup>本篠</sup> 末篠<sup>末篠</sup> 中尾<sup>中尾</sup> 石河野<sup>石河野</sup> 日差<sup>日差</sup> 上河内<sup>上河内</sup> 下河内<sup>下河内</sup> 久木野尾<sup>久木野尾</sup>

唐川<sup>唐川</sup> 目刈<sup>目刈</sup> 大内<sup>大内</sup> 箇平<sup>箇平</sup> の六十村は舊山香郷に屬したり郷

は郡の西北に在り本郷には立石<sup>立石</sup> 營村<sup>營村</sup> 津波戸山<sup>津波戸山</sup> 松尾山<sup>松尾山</sup> 平山<sup>平山</sup> 金

山村<sup>山村</sup> 小松寨<sup>小松寨</sup> 小原堡<sup>小原堡</sup> 鎮生宅址<sup>鎮生宅址</sup> 羽門<sup>羽門</sup> 瀑<sup>瀑</sup> 返瀑<sup>返瀑</sup> 山口<sup>山口</sup> 天満<sup>天満</sup> 祠<sup>祠</sup> 三

島神祠<sup>島神祠</sup> 森八幡<sup>森八幡</sup> 芭蕉八幡<sup>芭蕉八幡</sup> 伊多伊神祠<sup>伊多伊神祠</sup> 四所明神祠<sup>四所明神祠</sup> 松島神



祠後河長流寺村上延隆寺上同小武寺村小武淨土寺村平山朝日寺村野小西明寺上同大谷寺村大谷  
泉福寺村山浦西福寺村日差祥光寺村倉成緒方惟榮墓村下吉弘氏直墓村河吉弘鎮信の墓村日差等あり

○竈門 莊

内竈門 小浦 小坂 古市 里屋里屋の五村は舊竈門の莊に屬したり、郷は郡の東にありて大神郷に接す、本郷には竈門山村竈門竈八幡竈八幡西光寺村里屋信行寺上同西念寺村竈門源為朝妻妾の墓村野田龜家里等あり

○垣 石 莊

別府 竹之脇別府支小野上同小平上同南石垣 中石垣 北石垣 南鐵輪 北輪鐵 平田 野田の十一村は舊石垣莊に屬したり、郷は郡の東に在りて竈門に接す、本莊には石垣原の古戰場を始め、鬼山村鬼山赤湯

山野田平田川北鐵別府港別府別府町別府松壽寺村野田長泉寺村野田海門寺別府眞光寺上同  
觀音寺村平田久光寺舊址村別府吉弘統行の墓村石垣荒墳、青白の墓村石垣等あり

○日出城址 大神郷日出に在り、日出城、一に青柳城、又浮津城とも稱へたり、建武中大神仙助始て此に城き、其孫常陸介鎮正之に據る、天正十四年、島津義久來攻るに方り、戦敗れ城陷、其子紀伊守統氏力戦して死す、鎮正の弟鎮氏代り立、文祿二年大友氏國除の時、大神氏も亦亡ぶ、慶長六年、木下右衛佐延俊、播州姫路より此に移封せられ、舊營を修て世焉に居り以て明治維新の時に至る、事績考云、慶長六年木下右衛門大あり、細川忠興の繩張にて宮來の大手門の扉を日出の夏門の扉に用ゆ、鳴谷城と云、毛利平櫛大江重政(後継三豐後守)大關の時、在城す、延俊は秀秋の兄、忠興の妹婿にて、苅姫路の城主なり云云

○若宮八幡社 日出城下浮津海濱に在り、建久中大友能直の創始する所にして國中七社の一なり、七社は日田の大原、玖珠の寶山、直入の木原海部、宇野以上は建久り、これと淺見八幡は、源為朝の營む所として之を除き、本社を加へて七社とす、能直此等の社を或は再修し、或は新營し、以て歲時祭の典を制す此社、元和の初木下氏再修を加へ、最も壯麗を極む、以て封内の



宗社とす。

○比智島 大神郷辻間村の海中に在、土俗稱して島山と云ふ、頂上に琴平祠あり、日本紀天智紀云、九年唐國使人郭務棕等、六百人送沙宅孫澄等、一千四百人惣合二千人、乘船四十七隻、俱泊于比智島、こあるもの是なり。

○勢場原 石垣莊に在り、天文三年四月大内義隆、其將陶尾張守晴賢、杉長門守隆連をして、兵三千餘を率ゐ、豊後を攻しむ、大友義鑑、其臣吉弘石見守氏直、寒田三河守親將を將とし、兵を出して之を禦しむ、又大神鎮氏、林佐渡守をして鹿鳴越峠の險を守り、且つ吉弘等の後援たらしむ、吉弘、寒田、國東、速見の兵二千八百餘を以て大村山に屯し、兵を分ちて立石、地藏の二險を扼し、以て豫め敵の進路を絶つ、大内氏の二將兵を潜めて間道より佐田峠を越へ、四月六日拂曉直ちに勢場が原に現はれ、大に鼓躁す、我兵愕然たり、時に氏直令を

傳へて曰、敵兵遠路を來りて皆疲る、我が軍寡と雖も一戰以て破る、こと難からず、今敵兵をして憩はしむるは甚だ不利なり、急に山を下り之を撃つ、兩軍矢を放つ、こと雨の如し、時に氏直の馬、流矢に中りて殪る、乃て氏直徒歩にて戰ふ、敵兵之を視て益す亂射す、氏直矢を蒙ること蝟毛の如し、時に廣瀬美濃守祐致、其危急を見て馬を下り、氏直を負ふて將に退んかず、敵兵争ふて矢を放つ、祐致亦傷く、二人遂に俱に斃る、時に氏直、年十九歳とす、此日寒田親將及び氏直の士、室對馬守、夜間掃部介、三河外記、末綱藤右衛門、丸小野次郎右衛門以下十八騎之に死す、今山香郷大村山上に氏直の墓あり、墓石の表には源氏直之墓とす、其裏に左の碑銘を刻す。

吉弘氏、其先出於大友氏、大友豊前々司直能十二男、稱田原中務少輔泰廣、五世又三郎正賢居豊後國々東郡吉弘村、因以爲氏、正賢八世傳石見守氏直、氏直戰死于勢場原、于時天文三年甲午四



月六日也、葬大村山上、謚源山氏公、距今數年、碑石朽而折、今茲寬政十三年辛酉二月、新命石功、改造焉。

十一世孫肥後騎士 吉弘加左衛門正雄謹建

○杵築城址 八坂郷杵築に在、初め大友の支族木付肥前守親重の築く所とす、舊木田村臺山に城き、後此に移したるなり。親重は能直の六男にして、始め大炊六郎又豐前八郎と稱し、後木付大炊介肥前守左衛門尉と改む、檢非違使別當從五位下にして、遠見郡の武者所たり、建長の頃北條重時に従ひ、頼嗣に謁し、鴨川に住、和漢の學に造じ、曾て宗廟親王に侍して、文學を談す、應對流るゝが如し、親重感給ひ、病が如きは實に和漢軍將たりと云ふ、因て世人、親重を稱し、和漢軍將と呼ぶに至る、弘安八年二月十八日卒す。木付氏世焉に居る、十七代三郎左衛門統直の時、文祿二年、大友義統國除に際し、門司海峽に於て自殺し、其家亡ぶ。建長元年、文祿二年に至る三百六十二年、十七世にて木付氏亡ぶ。同四年、豊臣秀吉、前田德善院僧正立以て此地を賜ひ、代官を置て統治せしむ、次で慶長元年、杉原伯耆守長房、江州坂本より此地に移封せらる。關原の役、東軍に屬し、本領安堵なり、三代相繼いで嗣子なく家斷絶。二年、早川主馬首長敏、府内より此に移り、杉原氏に替りて此地を領す、四年また速見國東の二郡を細川越中守忠興に賜ふ、忠興其家臣、有吉立行、山部左衛門尉松井康之、佐渡守

二人をして、此城を守らしむ、其後寬永九年、小笠原壹岐守忠知、封を此に受け、四萬石を領す、後又正保二年、松平東市正重、後親國東郡高田より轉じて此に移る。是七松平の一にして、即野見氏也、實は小笠原兵部太輔秀政の子なり。正德二年八月十四日、松平豊前守重休、木付の字を杵築に改め、又國崎郡の崎を埼と改む。結谷云、門部に杵築あり、されど出處のハツと濁首に讀み、豊後のハ清首に讀む。松平氏世襲して、明治に至る。

○轟の淵 八坂郷に在り、康應元年、木付城木付頼直、四代一女あり、貞淑にして容姿美なり、安岐城主田原氏之を娶んとし、約已に整ふ時に、飛語あり、木付の女近臣某と私すと、田原氏之を聞き、事に託して、約を辭し、遂に其婚を絶つ、是に於てか女深く其冤名を恨み、遂に身を轟の淵に投じて死す、頼直之れを憫れみ、同年十一月、轟の窟及び木尾の窟に石體の地藏佛を安し、其冥福を祈ると云ふ。

○由布山 由布郷川上村に在、風土記には、柚富峰、又木綿山と稱し、三才圖會には、湯の嶽とす、一に豊後富士、又筑紫富士の稱あり、海面を



拔ここ四千八百五十尺山勢峨々として青霄に聳へ頂上分れて二峰なる其狀恰も芙蓉に彷彿たり山巔常に白雲を粘し氷雪盛夏と經て消することなし風土記云袖富峰在袖富郷西此峰頂有石室其深一十餘丈高八丈四尺廣三尺餘此石室には豐後國式内神社字奈岐百寶神を祀せらる常有氷凝經夏不解凡袖富郷近於此峰因以為峰名又云袖富郷在郡西此郷之中栲樹多生常取栲皮以造木綿因名袖富郷云々神宮雜例集云忌部外從五位下行豐後介齋部宿禰孝茂加弱肩仁大繩取懸天云々とあり又和漢三才圖會云湯の嶽府中の西に在温泉あり俗由布岳といふ毎に流出するもの皆湯なり國志云山極高峻周迴三里餘自麓至巔亦三里許巔壁峭拔多深谷巉巖鬱々一怪石名鬼頭下臨則巨石如盤曰觀音岩絶頂二峰秀出屹立相對西曰西嶽東曰東嶽其間相距數百丈屏幘聳立數百餘仞豁舒開豁俗名嫗氏風土記所謂此峰有石室或此相傳此間時或聞有金石絲竹之音蓋遊仙之境也此峰半服稍平有池濶百步

許呼曰池城蓋廢寨也歲早雩祭採池中菖蒲還祝曰設雨迺可復也如此則有靈貺不崇朝而雨其西南群山連亘不盡東嶽之前則鶴見山南有日向嶽西乃和歌山湯山又有小山曰鷲皆羅列蟠束于其下遠望此山則三峰如削尖起雲表號曰筑紫富士實此郡之鎮也古來和歌の名所として萬葉其他勅撰歌集に出づるもの多し今其二三を掲載す

- 萬葉 思ひ出つる時はすへなみ豊國の木綿山雪のけぬへくおもほほゆ
- 全 誰かもし殿井はるかに豊國の由布山いつる月を見るらん 三位知家
- 横古今 雲さむき由布山おろしふきおちてこよひは雪に見ゆる空哉 爲相卿
- 夫木 神代より多くの年をゆきつもり白くも見ゆるゆふの山かな 爲仲
- 名寄歌枕 春の日の由布山櫻さきにけり朝おる雲となかめせしまに 大藏卿有家
- 全 うつろひし花より後の由布山にまたくもかゝる松のふし波 入道太政大臣
- 全 神垣にたか手向とは知らねともうの花さける由布の山かけ 左兵衛督教定
- 家 築 千早振木綿山さくらうつろひてかすみにはほふ峰の老ら雲 秋里藤島
- さゆる夜の窓よりあけてあさ暎染ゆふ山たかくつしる老ら雲 綾部有終
- さゆる夜の枕の上におもふなりいかにふり積む峰の老ら雲 藤原山

○頸峰 由布嶽の西南に在り風土記云此峰の下に水田あり本宅



田と名づく、此田の苗子をば鹿恒に出て、喫ふ。田主柵を造りて伺ひ待つ。鹿來りて頭を擧げ、柵の間に容て苗子を喫ふ。田主之を捕へて其頭を斬んこす。時に鹿請ひて云、我今盟と立む。若し我が死を免かれ、更に存するを得せしめば、我れ子孫に告げて此田の苗子を喫ふ。こるなからえめん。田主是に於て大に其怪異を懷き、鹿を免して斬らざりしが、其後此田の苗子をば鹿に喫はるゝことなく、其實を獲せしめたり。因りて頸田と呼び、併せて峰の名こし頸峰といふ。こ見えたり。

○鶴見山 朝見郷鶴見村に在。國志云、巖巍嶙峋、東方崛峙、西對由布。秀拔不相讓、兩山接裾之處、曰追途。由布西北茂林中、自十月至二三月、群鶴集栖數百、遠望之、則白日翱翔如飛雪、或名取之、山上有神祠及三池。注于神祠下、故祠之址、老杉數株、凌霄矗立、其前山有巨石、大九尺許、名躍石、其躍上數十丈、聲遠聞、二里餘、相謂爲風雨之兆、蓋零陵石燕之類也。多產硫黃礬石、山常有火、自古山崩泉溢之災、往々國史所紀云々。

延喜神祇式云、火男火賣神社二社、在速見郡。

續日本後紀仁明紀云、嘉祥二年六月、奉授豐後國火男火賣神社並從五位下。

豐日志云、寶龜三年二月、大隅國霧島山神降臨于鶴見嶺。國司紀朝臣鯖麻呂以聞其靈兆、因建祠奉祭、以列官社。稱霧島大神火男火咩神。火賣男火、乃伊弉諾伊弉冉二神也。

三代實錄卷之十四云、貞觀九年二月丙申、太宰府言從五位上火男神從五位下火賣神二社、在豐後國速見郡鶴見山嶺。山頂有三池、一池泥水色青、一池黑、一池赤。去正月廿日、地震動、其聲如雷、俄而見如硫黃、遍滿國內。磐石飛亂、上下無數。石大者方丈、小者如甕。晝黑雲蒸、夜炎火熾。沙泥雪散、積於數里。池中元出溫泉、泉水沸騰、自成河流。山脚道路往還不通。溫泉之水入於衆流、魚醉死者千萬數。其震動之聲、經歷三



日又同年四月三日之紀云四月壬申令豐後國鎮謝火男火女兩社兼轉讀大般若經緣三池震動之恠也八月壬午授從五位上火男神火咩神並正五位下一説に湯の嶽、鶴見が嶽は女男の交をなしたれば互留美が嶽といへるなりと

鶴谷云此神社古昔は奉幣使立て年中の祭田に鶴見村一圓を賜はられたるなり圖田牒に據れば御神領十五町餘ごあり今鶴見村に正月田二月田三月田六月田八月田御輿田杯いふ名稱の殘れるは即ち皆な神領に屬し居たるものなり又神社の社殿は初め巖上に在しを貞觀九年の震災後山麓に遷したるなり鶴見嶽云、鶴見嶽、鶴見嶽に成り、拔海千五百八十米突、又其西に接する豐後宮土、即田布嶽千九百九十米突あり、東方急斜面に一個の硫黃洞ありて硫黃の蒸氣を噴騰すれども火口を認め難し、而して鶴見の頂點は火口壁の一端たり、山布は鶴見より高けれども、舊き圖に據れば鶴見の方途に高きのみならず、今深谷たる中心に當る點は、恰も當時の最頂點にして、盛んに黒烟を噴騰せし狀を寓しあれば、爾來桑治の變に崩壞し、今の頂點は其頂點にあらずして、其殘片に過ぎざるべし云々

千歳ふる鶴見の山は山見れば木立しみに峰見れば雲ゐたな引萬世に神さび立て木綿山に二並たてるみづくし山そ名くはし此山 渡邊重名

神代より女男ふたならふ鶴見山もゆるは何の思ひなるらむ

鶴峰 戊申

○豐後温泉の發見 豐後温泉の發見年代は史籍の徵すべきもの無しと雖も蓋し上世神代に在しや疑ふ可らず釋日本紀に伊豫國風土記を引て云湯郡大穴持命見悔耻而宿奈毗古那命欲活而大分速見湯自下樋持來以宿奈毗古那命而浴漬者暫間有活起居然詠曰直暫寢哉踐健跡處今在湯中石上也凡湯貴奇不神世時耳於今世架疥病萬生爲除病存身要藥也ごあり平田篤胤翁の古史傳にも此事を載て大分速見ごいふを説き原速見は大分の分内にて云云と述へられたりされば其創始や伊豫の温泉に先ち由て來たる所最も久しき事知るべしされご温泉の世に顯はれたるは十二代景行天皇の御宇豐國直菟名手の頃よりぞしたるならん歟舊記を按ずるに廿六代武烈天皇の御宇豐國直菟名手の裔孫日子泊瀬邊砥波



仙人日子亞仙より秘訣を傳へられて豊州處々の温泉を創むる見へたり是其病を治するに効能あることを弘く庶民に知らしめたる時なるべし。

鶴谷云、日子泊瀬部は泊瀬部彦と稱し、國前臣菟名手八世の孫にして日名子氏の元祖なり、日名子家譜に據れば、武烈天皇七年乙酉、在國前郡薨依叔父砥並仙人傳仙方於豊州處々創温泉とあり。○赤湯泉 風土記速見郡下云、此温泉之穴在郡西北竈門山、其周五許丈、湯色赤而有壅、用足塗屋柱、泥流出外變爲清水、指東下流因曰、赤湯泉、箋釋云、湯今屬石垣莊野田邑、其濶十餘丈、純赤如朱、下足便爛、能熟生物、時見赤魚游泳、然此湯近歲大衰、無舊日觀、其旁有寺曰、赤湯山長泉寺。

五雜俎云、黃山下有温泉、相傳朱砂在其下、一日有樵夫早過之見泉、水赤如血、砂片若桃花者、浮滿水面、驚怖歸以語人、翌日鄰里競往見。

之則無所見、肥後國山本郡鹿子木村に井あり、地震毎に水色甚だ赤しと、竈門の赤湯も此等の類乎。

○玖倍理湯井 風土記云、此湯井在郡西河直山東岸、河直山即鐵輪山也口徑丈餘、湯色黑壅常不流、人竊到井邊發聲大言、驚鳴沸騰、二丈餘許、其氣熾熱不可向呢、緣邊草木悉皆枯萎、因曰、温湯井、俗語曰、玖倍理湯井、箋釋云、屬石垣莊鐵輪村、其山多生硫黃、土脉甚熱、處々有温湯、所謂湯井小池也、濶二丈餘、深丈餘、旁有小洞、温泉出焉、盈涸自有定候、將盈則霹靂鳴動、熱湯奮發、炎氣特甚、土俗呼曰、鬼山地獄、鶴谷云、久倍理は燒の俗言なり、猶火にクベルと云ひ、又モエクホル杯言ふの意なり、一説に伊豫の風土記に速見の湯とあるは、此の久倍理湯の事か言ひしと云ふ。

入蜀紀見云、巴縣不語灘、難險甚、相傳舟過此戒人言、言則水勢潰湧、不語則平易也。又林水錄に云、温水出竟陵之新陽縣、東澤中口徑二丈五尺、根岸重沙、端淨可愛、靜以察之、則淵泉如鏡、聞入聲則揚湯奮發、其熱可以溲雞、又事言要立云、南京鳳陽府在岫泉、壽州人至。



大川、大湧、小川、小湧、咄之則湧彌甚、又云、應天府喜客泉、在茅山、客至則湧出、故名、又有撫掌泉、聞擊掌之聲、則湧、又云、廬州府笑泉、人有笑溫泉、益遽沸、又潛確類書云、西寧衝有泉、聞人足音、即湧、又我國常陸國三日原、東に出水河あり、活水穴ありて、人馬の聲を聞く時は、忽ち湧くこと沸湯の如しと云ふ

○波平安行の鑪址 八坂郷八代村字鍛冶谷と云へる地に、波平行安の鑪跡在り、行安は有名の刀工なること、人の知る所也、諸國刀鍛冶銘鑑を見るに、薩摩國の部に載せたり、其父も行安と名乗り、正國の弟子にして、生所は谷山也とあるも、國名詳かならず、行安に至り、波平行安と打銘すと云、年代は治安萬壽の頃とあれば、後一條天皇の御宇の人なるべし、院本忠臣蔵の九段目に、刀は正宗逆縁は、波平行安とあるは此人の事なるべし。

○大友氏時の墓 朝見郷朝見村大字乙原村濱崎丈吉の宅背に大友八代刑部太輔氏時の墓在り、碑石には大友氏時之とし、文和四乙年末二

月廿一日と刻したり、然るに大友系譜には、安元三年三月廿一日逝去と記す、豐後通事には、應安元年三月廿一日公歿す、速見郡朝見に葬ると見え、豐後志には、死年を記せず、存疑考し、然り、柳井氏が替て大友史を草せし時、正平廿三年卒すとせしが、正平は北朝の年號にて、其廿三年は應安元年に相當す、系譜の安元なる年號は何等の間違ひなるべし。されば、卒去の時を假に應安元年とせば、石碑に文和四年とあるに對して、十四年生延びたる譯なり、此事別に論ずる所あるべし

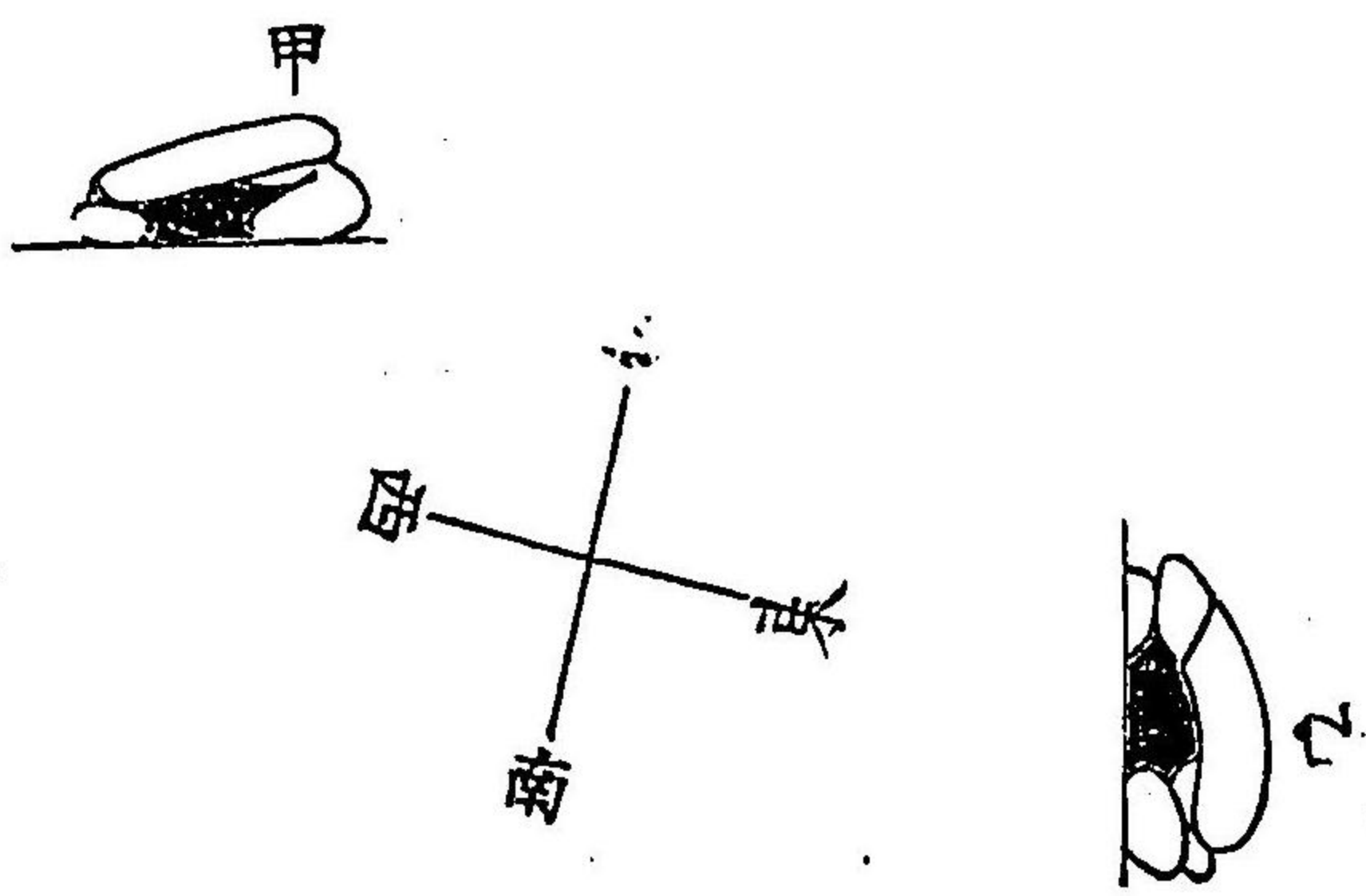
○二ツ塚 石垣、莊、石垣村に在り、俗呼で別府、太郎、全二郎の墓とす、二ツ塚の名あるも、實は三所あり、其一を鷹の塔と云ふ、是れ皆上代の古墳にして、鷹の塔と稱するものは、他の二基に比し、構造稍大なり、蓋し二郎、太郎の如き、又綠丸と名づくる鷹の如き、本是れ百合若大臣なる小説中の物にして、事實上ありしに非ず、大分の上野にも次郎、太郎の塚といふもの、在り、雉城雜志に、逆臣別府が墓兩所に在るは、蚩尤手足所を異にするの義に取るものか、と書たるも、おかし、後藤碩田は、二ツ塚を青白の墓ならんこと云へ、據所あるに非ず



曾て予が二ツ塚にて拾得せし波紋ある土器の碎片は、古代より奈良朝時代の末頃までありし品なり。其専門の學士は語られたり。

○古墳 北石垣村の原頭にて國道三十五號線に沿ひ、別府町を距る一里餘、左傍田疇に入る、僅か二丁許の處に在り、土人稱して鬼岩屋と呼び、古來傳へて石窟の遺趾なり。其箋釋風土記には、鼠磬窟の下に註して云、此郡朝見郷北石垣原有名石窟二區、巨石築之、以土封其上、竹樹鬱蒼、土人云、土蜘蛛、巢居也。又國志にも之を鼠巖窟とし、蓋土蜘蛛之賊所巢居也。とて、尙ほ日本紀景行紀の文を引き、説明を加へたり。されど、這は土蜘蛛巢居の遺趾にあらず、古來鬼岩屋と傳へ來たりしは、全くの誤謬にて、箋釋風土記も、豊後國志も共に未だ古墳たる事を知らざりしなり。予は本年七月十日、友人日名子柚軒氏と共に同行して、此石窟を一見したり。窟は二區ありて

相距ること三十歩許、其位置は左圖に示すが如し



此窟内には從來往々乞食の徒來りて住居を爲し、中には病死等する者もありて、村民に迷惑をかくる事少なからざりし由にて、現今は其入口を石にて塞閉したるが、此日予等は附近なる持主の者に就き、旨を告げて若干の勞銀を與へ、右の石を半ば取除かしめ、松明を點じて先づ甲の窟に潜入したるが、入口は巾壹間、高さ三尺餘もあれど、積みたる石の全く除かざるが爲め、僅かに匍匐膝行して入るを得たり。されど窟内は頗る廣濶にして、地

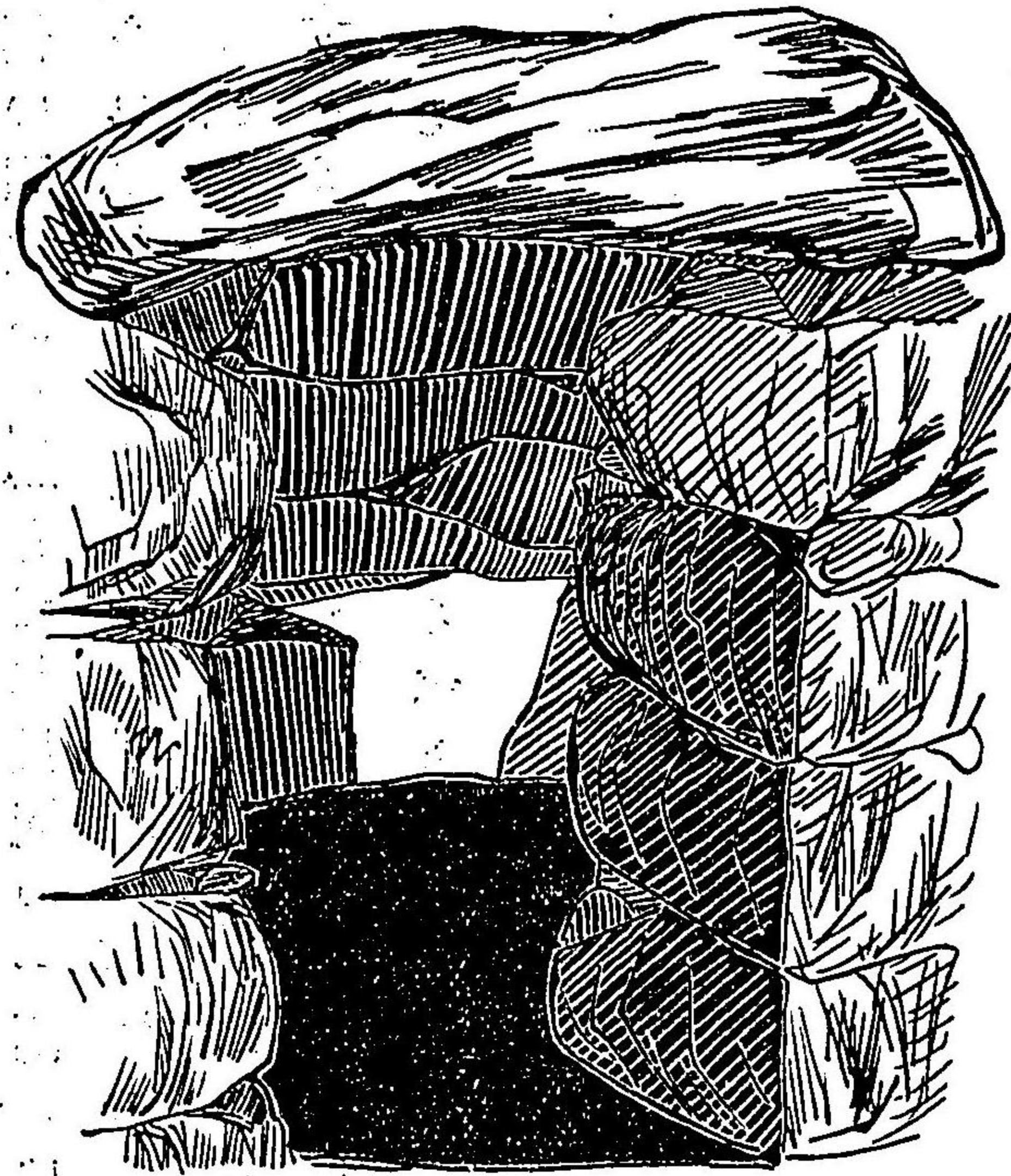
盤より天井までは高さ一丈二尺、其廣さ八疊敷許あり、然して積立



たる巨石は、四方とも僅か五個づゝにて天井に達したれば、其大さ  
 想ふべきなり。左手の天井に小隙を生じ、微かに光線を漏したるも、  
 窟内は薄暗くして、明らかに物色を辨ず可らず。予等の入る時、二正  
 の蝙蝠火光に驚きて、惶惶何れへか飛去りぬ。又方二間許の天井も  
 僅か一二個の巨石にて覆ひたるは、一見鬼工とも思ふべかりな  
 りし。其入口及び内部の景状は左圖示すが如し。



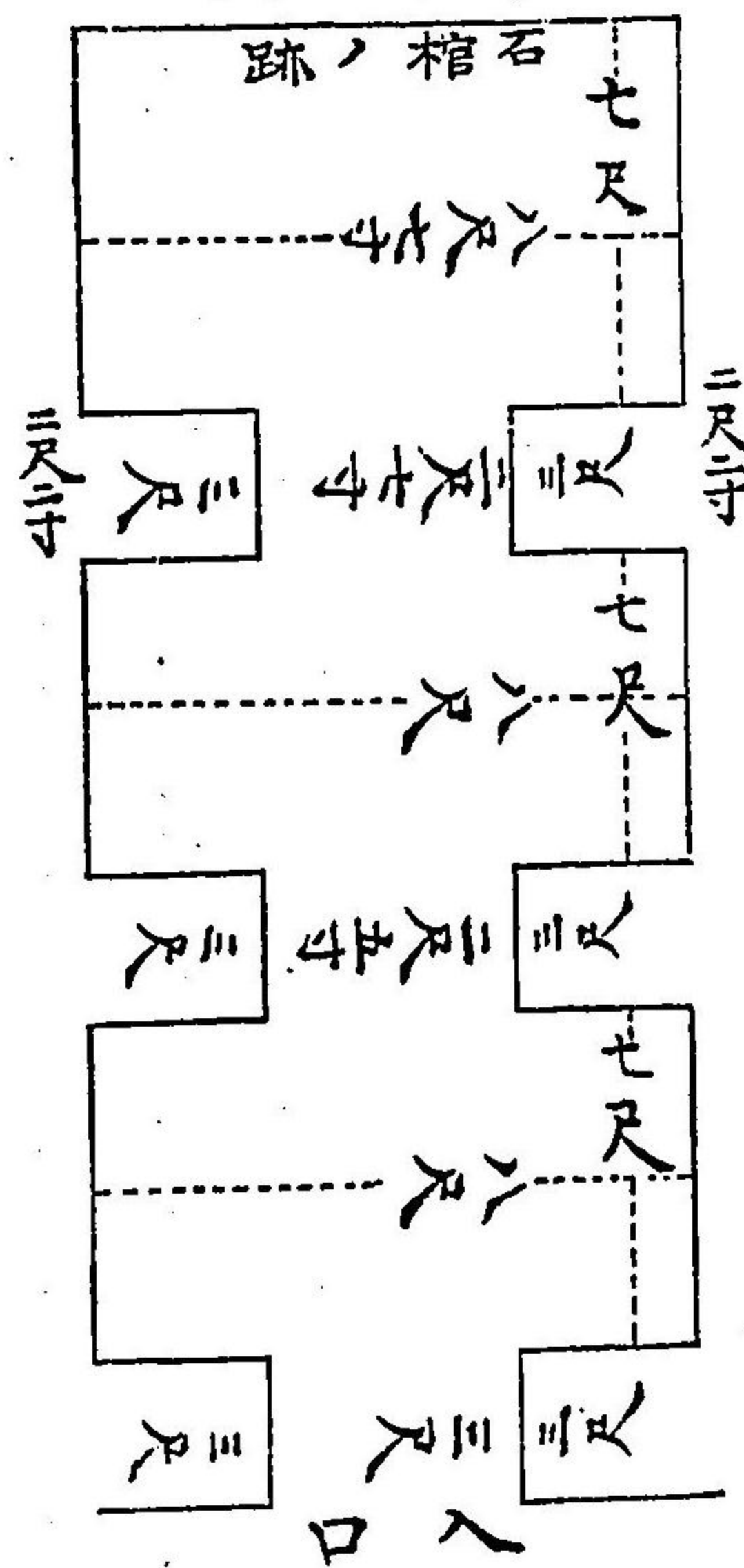
窟内は外を望むの圖



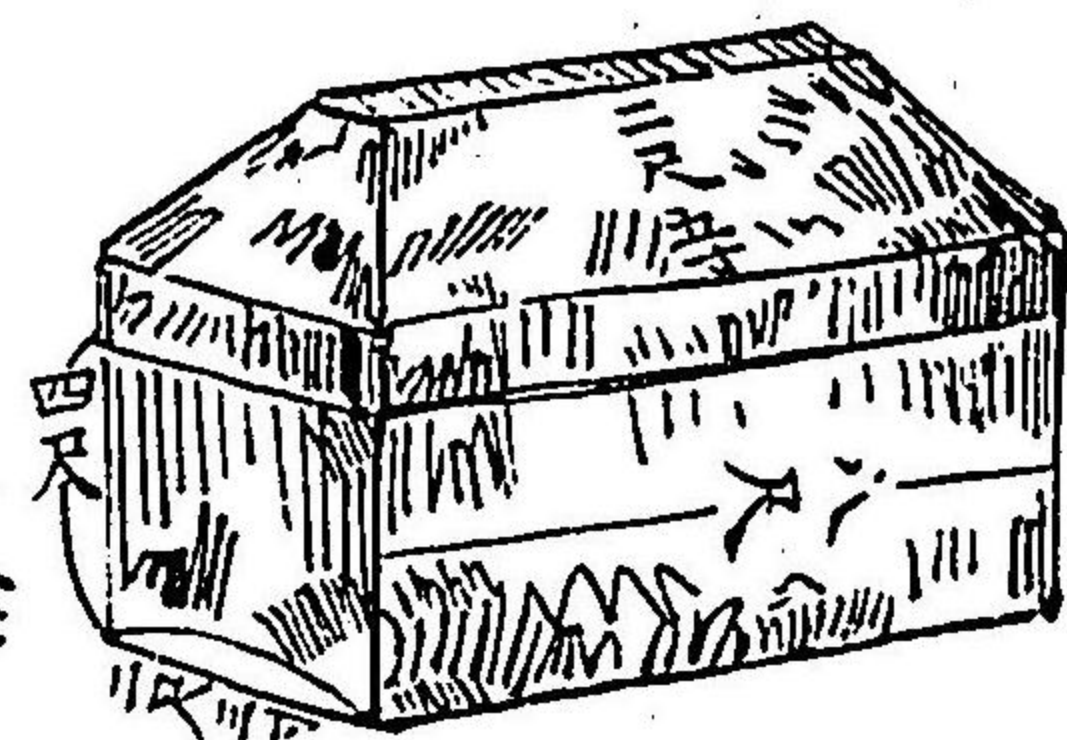




平面圖



石棺



次で乙の窟中に潜入したか其内部は甲の構造と異にして左圖の如く窟内に三個の間取あり然して其最極の一間には圖中示すが如き石棺ありされど此石棺は何時の程にか壞たれて現今は只左右の兩側及び屋根蓋の石斜めに落ちて其前に横はれるのみ此石棺の安置より察するときは是れ全く古代の墳墓にして土蜘蛛巢居の遺跡にあらざる事明らかになるべきなり。







古戰場にして、大友氏の忠臣、吉弘統幸以下二百餘人の忠死せる處なり、一面の平原、掩ふに亂石を以てし、荆棘荒茅鬱として其間に茂生す、糾紛たる群山、其西北を圍繞し、迷雲離々人をして魂消へ腸斷たるむるが如きものあり

後藤碩田の石垣原戰略考云、東は石垣村、南は別府、朝見の兩邑、西は立石村より、太平山麓、北は鶴見の原中村、人家に接したり、其域や、東西三十町に遠く、南北二十町に近し、戰地は、今海道より西に沿ひて、太平山の裾野に、松柏生たる野山の際、南に傍て、五反畑に號せし所に、大石の五六個ある所也、里人此石を屋形石と稱ふ云云と見ゆ

石垣原懷古

長 梅 外

憶昔慶長第五年、北來大軍、壓南軍、南軍勇將吉弘氏、一戰決死報主恩、石垣原上殺聲起、落波冲雲、百里聞南土、唯期盡忠節、不似北兵銜

殊勳、我來低回不能去、戰場跡石入耕耘、鬼哭有聲起、何處暮雨蒼茫、日將曛、忠臣威靈至今在、綠樹土堆屯愁雲、行人過此皆下馬、一縷香火數尺墳、

全

三 浦 安 貞

山圍舊國鬱岩嶢、遺鏃空原鐵半消、鬼哭夜隨風雨起、冤魂秋入海濤、驕分爭、霸畧指揮失、割據雄圖形勢遙、烈士墳前停杖立、一本作歲月多歲寒松

老草蕭々鶴谷云、此時無所見、梅園詩集



○大分郡郷九、村二  
百六十

和名鈔大分於保伊多郡とし郷名十を載す即ち阿南植田津守在隈判太跡部武藏笠祖笠和神前箋釋豊後風土記云東至海部郡界西至速見郡界南至大野直入二郡界北至海東西八里餘南北四里餘

風土記云大分郡郷玖所延喜兵部省式曰大分郡傳馬正郷釋云今廢爲村在賀來郷稱狹間市烽壹所寺貳

所僧寺○郷釋云二寺俱天平十三年所創也史云天平十三年二月每國僧寺施封立千戸水田十町一居寺施水田十町一僧寺必令尼寺二十倍其寺名三金光明四大王護國之寺二十尼其寺名爲法華滅罪之寺兩寺相去立受三教戒是也今在賀來郷光明寺一稱二國分寺堂宇甚廢寺後一町許有礎石尙存蓋是法華滅罪尼寺之故殿也

昔者纏向日代宮御宇天皇豊前國京都行宮幸於此郡豐之上郷遊覽地形嘆曰廣大哉此郷也宜名碩田國碩田國大分今謂大分斯其緣也

鶴谷云渡邊重春翁は其著豊前志に碩田國を豊後とするは非なり是は豊後にあらずして豊前なり其所は確には定め難けれど京都郡の中今の行事村の近境ならんこせられたり然して渡邊

氏が論據の要領とする所を見るに豊後としては第一地理合はず豊前より先づ速見に到るべきを然なくて碩田に到るとし碩田より速見に到るといふは解す可らず第二豊後とせば長峽縣に行宮を建給ふの必要を見ず第三は土蜘蛛の鼠石窟の跡今豊前に在り其他尙ほ一二の地名等を擧げて証せられしも要は地理の合はぬといふもの第一の論據たるが如し抑も碩田國の豊後たる事は正しき國典にも書載て千古疑はざる所なり今日本紀の本文を按ずるに景行紀十二年の下に冬十月到碩田國其地形廣大亦麗因名碩田也碩田此云三到速見邑有女人曰速津媛爲一處之長其聞天皇車駕而自奉迎之謔言茲山有大石窟曰鼠石窟有二土蜘蛛住其石窟一曰青二曰白又於直入縣彌野有三土蜘蛛一曰打猿二曰八田三曰國摩侶是五人並其爲人強力亦衆類多之皆曰不從皇命若強喚者興兵距焉天皇惡之不得進行即留于來田見



邑ヨシノ權興宮室居之云云あり此文意より推す時は碩田の豊前に非らざる事明らかなり渡邊氏は速見邑ヨシノを今の京都郡長尾村の邊長尾村に速津神社といふが在るし、一説に其神名は後世作れるものとすにやといふも本文にある直入縣直入縣に豊前の京都郡さは地理の懸隔甚だしく碩田と速見と地理の前後せるも如きの比に非ず而かも天皇は直入の來田見邑車駕を駐めさせ給ひ此に權に宮室を興させ給ふとあるより見れば速見は全く豊後の速見にして碩田は今の大分なること疑ふ可らず大分より直入は順路にして又速見も接近たれば碩田に到りまして後速見に到らせ給ふといふも左迄地理の合はずといふべき程にはあらず尙ほ古史傳には古くは速見郡までをかけて碩田國と云ひしならむと見ゆたり諸國の郡境も成務天皇の五年詔して分つとあれば古史傳の説然るやも知るべからず然るを只碩田の國に到り次に速見邑に到るとあるの文を以て一

向に碩田國は豊後にあらず豊前なりと定むるが如きは如何ぞ然らんには若し渡邊氏のいふ如く速見邑をして豊前國京都郡長尾村の邊とし碩田國を全郡行事村邊とし青白の土蜘蛛も打猿八田國麻呂の賊も舉悉く豊前の國に在しものこそせば今豊後の直入郡に現存する蹶石野宮處野網磯野海石榴市血田等の如き當時天皇の土蜘蛛を誅し給ひし古址舊跡は將た之を如何かすべき又碩田國豊後に在させば長峽縣に行宮を建させ給ふの必要なしといふも其は豊前にも兇賊ありて之を誅し給ひ彼の地を平げさせ給ひし後京都郡の行宮を發途給ひて豊後國碩田及び速見には行幸あらさせ給ひし事速見郡の條下に掲げしが如けんのみ又鼠石窟の如きは上古土蜘蛛の徒窟穴に棲ひしもの到る處に多かりしより其遺趾は豊前にも存するならんも其は特り豊前國にのみあるに非ず前にも述し如く直入郡には嚴



然として存する事なれば、土蜘蛛の事跡、豊前國に残れりて、それ等ともて、窟竟の證據こなし、一向に豊後を否定し得べき價値やあらん、豊後直入には、嘗に事蹟の嚴然として存置せるのみならず、日本紀の本文にも尙ほ、仍與群臣議之日、今多動兵衆、以討土蜘蛛、若其畏我兵勢、將隱山野、必爲後愁、則採海石榴樹、作椎爲兵、因簡猝卒、授兵椎、以穿山排草、襲石室、土蜘蛛而破于稻葉川上、悉殺其黨、血流至踝、故時人其作海石榴椎之處、曰海石榴市、亦血流之處、曰血田也、復將討打猿、徑度禰疑山、時賊虜之矢、橫自山射之、流於官軍前、如雨、天皇更返城原、而卜於水上、便勒兵先擊八田於禰疑野、而破爰打猿、謂不可勝、而請服、然不聽矣、皆自投洞谷而死之、天皇初將討賊、次于柏峽大野、其野有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將蹶茲石、如柏葉而舉焉、因蹶之、則如柏上於大虛、故號其石曰踏石也、是時禰神、則志我神、直入物部神、直入中臣神、三神

矣、とあり、渡邊氏にして若し實際に嚴存せる遺跡を否定し、正史に記載せる本文を抹殺し得べき程の反證を示されたらんには、碩田國の豊後に非らずして、豊前なりとの説も、或は感服するに足べきものあるや知らずと雖も、氏が擧げて述べられたる論點のみにては、到底何人をも服せしむるに足るものにては、無かるべきなり、且つ只地名の僅かに似寄たるものありて、彼處は信用難し、此處こそ思ひ定むべしと、一々に臆斷あらんには、特碩田速見に止らず、豊前國企救郡中には、禰疑野あり、柏峽大野あり、朽綱山あり、又速吸門もありぬ、是等も皆悉く豊後を否定し、豊前こそ定むべきを、已に渡邊氏は萬葉古義及び萬葉集畧解に、朽綱山を豊後とあるをさへ、此山を豊後とせしは如何ぞや、杯難ぜらるゝに至りたりき、さばれ桑滄の變は、暫時の間だに多きを、幾千歳經にし、上世の事審にせんは、なかくに難き業なり、



故に翁は翁の卓見もて、碩田國を豐前とも思ひ定むべく、予輩は斷じて豐後の國こそ決めんのみ。

舊事天孫本紀云、大分國造祖彌多久郎命、又景行紀云、御子筑紫大分君祖豐門別命。

又云、高穴穗朝御代伊甚國造、同祖伊甚は今上總國或國郡なり宇那足尼定賜豐國造、續日本紀云、天平十年四月以外從五位下陽侯史眞躬爲豐後守。

又云、天平十九年六月以從五位多治比真人中養爲豐後守、又云、天平寶字元年以從五位下榎井朝臣子祖父爲豐後守。

又云、天平寶字五年十月以從五位下池田朝臣足繼爲豐後守、又云、天平寶字七年以從五位下笠朝臣不破麻呂爲豐後守。

又云、天平寶字七年九月以從五位下采女朝臣淨庭爲豐後守、又云、寶龜二年七月以從五位上紀朝臣鯖麻呂爲豐後守。

又云、寶龜七年三月以從五位上安倍朝臣東人爲豐後守。

又云、天應元年五月以從五位下多治真人繼丸爲豐後守。

又云、延曆元年二月以外從五位下陽侯忌寸珍璆爲豐後介、又云、延曆元年二月以從五位下安倍朝臣石行爲豐後守。

續日本後紀云、承和九年七月以主藏正七位坂上宿禰當岑爲豐後權掾。

又云、嘉祥三年正月以從五位下加茂朝臣弟岑爲豐後守、蓋以登美真人直名既受命而不速往任所故也。

文德實錄云、齊衡二年正月以從五位下石川朝臣宗繼爲豐後守、按三代實錄云、貞觀元年十二月太政官論奏言、前豐後守石川朝臣宗繼、冤奪百姓財物、介外從五位下山口宿禰稻床等證之、下刑部省。

妄引赦書、擅從原免、前日向守從五位下嗣岑王謀殺詔使、正五位下田口朝臣房富等須詳加覆案也。

又云、天安二年六月以從五位下橋朝臣岑雄爲豐後守。



又云貞觀元年二月以散位從五位下藤原朝臣世數為豐後守

又云貞觀二年正月以外從五位下少外記秦宿禰安雄為豐後守

又云貞觀二年閏十月太宰府言管豐後國權掾正六位上越智宿禰廣歲乞骸骨曰廣歲齡及八十筋力衰耗空妨官職無益公家請罷官歸以待終許之

又云貞觀七年正月以從五位下諸陵頭藤原朝臣廣守為豐後守

又云貞觀八年二月正六位上肥後介紀朝臣繼雄授從五位下為豐後守

又云貞觀九年正月以外從五位下左大史和氣朝臣時雄為豐後權介

又云元慶元年閏二月從五位下行肥後介藤原朝臣智泉犯事獲罪三代類聚殘篇云元慶三年為豐後守

又云仁和元年正月以從五位下橋朝臣長茂為豐後守二年五月勅降一階下知左右京職追其告身時長茂拜官越年不赴任國仍有此勅斷

也

又云仁和二年六月以散位正五位下源朝臣淵為豐後守

源平盛衰記云刑部卿從三位藤原朝臣賴資為豐後國司壽永中在京師使其子賴經執國事

又云壽永中代交賴資掌國務是時平家諸卿奉安德帝下太宰府賴經以院宣命國中武士白杵緒方等追討之

東鑑云元曆二年二月一日參州渡豐後國又云文治元年四月三河守範賴暫住九州宜沙汰沒官領之事又云三州于今在鎮西而狼籍其管國間有訴因促上洛二品覆奏之重賜院宣曰事畢而後上洛亦不為遲也云々

又云太宰權帥藤原朝臣季仲孫毛呂太郎季光以文治二年丙午二月為豐後國司

國志云建久中大友左近將監能直為豐後國司



東鑑云、建久五年七月、宇都宮彌三郎頼綱配于豐後國、正治元年既得、  
赦而歸、

武備志云、西蕃波羅多加兒國、佛來釋古者、傳鳥銃於日本豐州、是天文  
十一年事也、大友義鑑許其互市、且受天主教法、其後比年來云、

采覽異言云、西蕃之來自波羅多加兒始、天文十年辛丑秋、月、蔦有大  
海舶一隻、直至豐後國神宮浦、其所駕者二百八十人、明茅元儀云、西

蕃波羅多加兒國、佛來釋古者、傳鳥銃於豐州、即謂之也、按するに、豐後遣事に天  
文十年、明國人巨船に乗  
して大分郡神宮寺浦に來たる、爾後屢々來たるは、蓋し此の補船の事を言ひしるべし

又云、天正十二年甲申春、豐後國遣使往報其聘、大使遇疾死于彼國、  
美聞之、西人說爾時大使携其幼子來、邏馬國以爲其徒、大使之墓在

于山中、於今猶存、輒出懷中冊子、所畫其像者、以示之、考其使人氏名、  
曰植田立佐、原係美濃國齋藤氏族也云々

豐陽志云、天文十年辛丑七月廿七日、異國宗肅皇帝の勅使、豐後神

宮寺に來る、附惣人數二百八十人なり、同十二年癸卯八月七日、五  
艘來府、同十五年丙午佐伯浦に來府、又云、天正庚申年庚申甲の  
誤たらん宗麟公  
異朝に使を立給ふ、使者御家の儒者植田立佐なり、生國は信州の  
者、齋藤某、後入道して立佐と云、異朝逗留の内病死せり、從者等は  
無恙歸る、

日本西教史云、天文十一年西曆一千五百四十二年、葡萄牙船難風  
に遇ふて初て豐後に漂着し、領主大友宗麟に通商を乞ふ、宗麟之  
を許可したり云々、又云、宗麟は更に其臣齋藤某に命じて、其翌年  
葡船に搭し、彼の國情を巡察せしめたるに、齋藤は、葡國に於て病  
死せり、按するに、初め葡船の神宮寺浦に來航せしは、天文十年辛丑の年と雖、豐志にも、采覽異言にも、記する所なるに武  
備志、西教史は十一年としたり、此差は僅かに一年なれど、西教史に宗麟が使者を葡船に搭して、彼國に遣はせしを其  
翌年即ち天文十二年としたるは、采覽異言、豐陽志に天正十二年甲申の年と有るに比して殆んど二十年の差あり、西教史の天文十二  
年は或は誤譯ならん、歟、又宗麟は享祿三年に生れ、天正十五年五月廿三日を以て逝去し、享年五十八歳なれば、天文十一年は未だ十二  
歳の時なり、且つ幼名を禮法師丸と呼び、其雄髮して休庵宗麟の號を名づけたるは、永祿五年壬戌五月朔日の事にして、其時年三十二  
歳なり、されば天文十一年、葡船の初て來りて通商を乞ひたるは、宗麟に非らずして、其父儀繼に乞ひたるなり、宗麟が使者を海外に  
派遣したるとせば、必ず天正十二年にして、日本西教史、誤れるや知るべし



王代一覽云、弘治二年七月、明國使鄭舜功來、於豐後國奉書于京師告、倭寇頻至、乃承報而歸、或書云、弘治三年、將軍義輝、大友義綱に命じて書を明朝に送れることあり、蓋し我内國に於て失敗せる野武士等、支那の沿海を抄掠するを以て、明朝使臣鄭舜功を遣はし、之を禁止せんとすを請へるが故に、義輝返書を與へたるなり

豐府紀聞云、天正七年、古河公方、足利入道三休、來于豐府、後客居于白杵、宗麟爲營館于大分郡高城山、其地幽邃、大喜、嘗作由原社記、今尙藏之

豐府最要記云、古河三休、來豐後府内府主扶持之、於府城之東高城山、營大廈、置古河三休、天正七年九月、古河三休、記錄、由原山之故事、寄附由原神、曰社緣記是也、云々

又云、元和四年三月、從三位四辻中納言基郷、有罪流于豐州、竹中重隆、在舊、故來于豐府、重隆爲營館于圓壽寺側、竹叢中、時人稱曰、數中納言、以居于竹叢也、善書長和歌、又巧箏、常增一絃、相傳曰、豐後箏、居七年得赦歸洛

雉城雜志、笠和郷の部に云、中納言殿屋鋪同寺此寺山四輪寺を指すの側に在りて、其址今詳ならず、相傳ふ、元和四年三月、四辻中納言基郷の卿、罪あつて當國に配流せらる、又の説は、領主竹中氏の妹、嫁にして致仕の後、下向せしとも云へり、此地叢竹羅列せるを以て、世人數中納言殿と唱ふ、此卿倭歌及び箏に工にして、筆道の譽もあり、常に箏を玩て、一絃を加ふ、都鄙相傳へて、豐後箏と號す、居る事七年にして、寛永元年六月、歸京し給ふと云へり、按ずるに、城内の三壘中、數小路と云地あり、相傳ふ、公卿某、左遷せられて、爰に居住す、年紀を推すに、同時に似たり、然れば、同卿にや、或は別人歟、縉紳家に、數氏もあれば、數小路の名も疑ふべし、蓋し此卿、舊一人にして、其初は、數小路に卜居せられしが、此時圓壽寺、寛佐連歌を以て、都鄙に鳴り、且和歌の道、夷陵して、其口授、多く連歌者流の手に落つ、爰を以て、此卿も、此處に居を轉じ、寛佐を友とし給ひしにや、あらん、こ



れ予か臆見に出て實は蛇足の辨也里談云此卿筆道に巧なるを以て換獨の索めを乞ふもの絶へず然りと雖も辭し給ふに在京の日常に洛下西ノ洞院柳の水を以て硯水に充つ此地の水其水に堪へざるを以て筆を執り給はず人皆是を信ぜず又甚だしきは相憤議するに至る或人遙かに京師の便を求め件の柳の水を得て硯水に捧げ試るに某の處の水なりと誣ゆ此卿或日硯水に用ゐて甚だ驚き給ひ急に其人を召して水の來由を問ふ其人欺く事を得ず實を以て答へ其明識に感服すといふ云々

續日本後紀云承和十五年太宰府言所管豊後國大分郡擬少領膳伴公家吉於同郡寒川石上獲白龜一枚以獻之乃爲天瑞改元嘉祥世諺問答云六月十六日嘉祥仁明天皇嘉祥二年六月十六日豊後國獻白龜以爲吉兆賀之自此以來有嘉祥之儀云々

今速見郡御越村大字里屋の北海濱地に龜塚在り塚上祠を建て

二神を祭り一を神龜彦命と云ひ一を豊龜姬命といふ傳云國史に承和年間豊後國より白龜を獲て獻せしこゝめるは此處にして龜川の地名由て存する所以なりと箋釋風土記には此事を否定し辨じて曰風土記に大分川の源直入郡朽綱の峰より出づることあり朽綱河は神河と名づく寒川神河と音相通つ即ち寒川は大分川にして今堂尻川と呼べる所なりと

國志云從三位前宰相源忠直號一伯元和九年配于此郡館于萩原初忠直受封于越前國在國不朝政令無常暴恣屢行於是乎國削更以二十五萬石賜其嫡嗣蓋舊封之半也別以五千石地附于配所配所在萩原因使竹中采女正重興監焉重興有罪地除後萩原有舟利之便不可不戒又移館于津守使日根野織部正吉明監之慶安三年九月忠直卒年五十六葬於生石淨土寺有二公子一名松千代一名熊千代並復歸于越後國高田城



又云、島津勝久稱修理太夫、按島津家譜、忠久十一世孫曰忠昌、忠昌有三子、曰忠治、曰忠隆、曰勝人、兄弟相襲、至勝久、治世八年、後避亂來寓於豐府、天正癸酉卒於沖濱。

雉城雜志云、島津修理大夫源勝久、墓は舊府の圖に載せて勢家町の北に在り、今考ふるに、文祿丙午十一年水災の後、土地變革して、此墓のみならず、此邊の舊趾、其所在分明ならざるもの多し、且此墓の所在、其説紛々として一定ならず、今予が傳聞する處、及び臆見を加へて爰に記し、博雅の考證を俟つ、薩隅日三太守島津修理大夫源勝久は、元祖壹岐守忠久より十一世の孫、陸奥守忠昌に三子あり、忠治、忠隆、忠兼勝久兄弟相襲、て國を保ち、勝久永正七年讓を受て治世十六年、大永六年、貴久を以て養子とす、時に其親族相摸守忠良、八郎左衛門尉實久等と不和にして、國中、大に亂る、天文四年、剃髮して、慶島と出で、隅州帆佐に退去す、其の後當國に來つて大

友氏に寄食す、蓋し勝久の母は、大友政親の女にして、其縁家たるを以てなり、大友義鑑、殿營を沖の濱、即、に設けて之に住せしむ、永祿年中卒す或天正元癸酉年沖の濱に卒すと云ふ、以上島津家の家譜を以て誌す、或説に云、筑紫軍記に云、島津三郎忠久、其子忠時、其子久經、相繼で忠宗、氏久、元久、忠國、五代に及ぶまで、國家安全なりしが、六代相摸守勝久、政法無道にして、國民背き、家臣踈み、隣國より襲來り、合戦止む時なく、勝久豊後に敗走し、家將に亡びんとす云々、又一説云、今の沖の濱町、東裏新田の邊に、島津の森とも、大翁塚とも唱へ來る地あり、明和、安永の際、同處の田畦より古墳三基を堀出せり、其の墓銘に、法號、義山和用小、法號、隆英山田、法號、磨滅、寺田、主水云々あり、此墳後、京泊の松林中に捨置たる由、件の三塚、島津の森といふより出たれば、勝久の墳も此邊にありしにや、右の三士は、其砌、殉死なごせしものにや、と里老の語りき、又一説に云、文祿水災の後、岸の崩より、五輪



の右塔婆を堀出す是即勝久の墳なるべき世評ありて、太平寺邑の南の山上に遷したるに、文字磨滅して終に正面の二字を顯存せし由也、太平寺邑なる老民は、同村常樂迫と云る將監塔の四地に古墳殘缺ありて、島津家に由緒の墓と云傳へたるにや、近世薩州の士此墳の所在を尋來り、里人に其土砂を申請て歸國せし事ありと云へり、當代勝久の墳、此書に載する如く紛々たるに、島津家へは何れの時に、早く聞へて此事ありじや不審し、此殘缺古墳果して沖の濱より當村に遷したる墳にや、信じ難し、又里人の傳聞も如何にや、又一説に云、當代沖の濱町西裏勢家町里正渡邊氏の宅の北、東西四五間、程小道より二間程西畑の中に七十餘年前迄は、二間四方の空地あり、此中に三圍許の大榎ありし、其の頃、當町法專寺再建の料に、土人伐つて寄進せり、此木を勝久の塚印の木とも云ひ傳へたる由、又竹内屋舗とも唱へて、大友家の臣竹内對馬守が屋舗とも、又春日の社司が墓とも云へり、稱

名寺稱名寺の寺記に云、勝久卒去の後、沖の濱瓜生に葬り、大友義鑑、冥福の爲に當寺を建立す、然るに文祿丙午の水災に、墳墓並に當寺も漂没し、古記録卒死の年月詳ならず云々、同寺に在る處の法諱は、「稱名寺殿島津勝久公大翁大居士神儀」とあり、按ずるに、此法諱に島津勝久公とある事、信じ難し、尤他國の君なれば、後世にも早く聞分け易き爲め、斯く記せしにや、其冥福の爲に、一寺を勦る程なれば、斯く言はずともあるべし、其比の法諱、他の例を以て考ふるに、「稱名寺殿前薩隅二州太守匠作大尹太翁大居士」の神儀、杯と云はまほし、恐らくは愚盲の後人、作り出せし法諱ならん以上の四説、皆處を異にして、其據あるに似たり、予按ずるに、舊府の圖に、此公の墓を載せて、勢家町の北に在、此圖は舊府の時より有來りたるものにあらざる譯は、圖中堀切峠を載す、此峠は慶長十六年、竹中重隆、在封の日、新府の爲に開く處なり、然らば慶長以



後に作爲する處の圖なること明けし、且官庫に前代より收る處の此圖壹枚、前年一閱することを得たり、其筆は前田等修の畫く所に似たり等修は日根野氏の遺工にして、月俸を賜ひ、當府米屋町に住す。抑日根野氏、當地在封、日淺し、雖ごも絶たるを繼ぎ、廢れるを興ず、文武兼備の賢主にして、當府の寺社、及び四民、其の仁惠を蒙ること許多なり、殊に好古の君にして、大友氏の代の全盛をも偲び給ふ物から、其頃の遺老に仰せて、舊府の圖をも書しめ給ひしなるべし天正の始めより寛永の中頃、然らば、勝久の墓、此圖に載せられたれば、寛永の頃迄は存在して、且其の墓の下に、辛酉、年月日不知、云々とあり。是墓銘を記たる者にして、其磨滅したるを以て、月日を記せざるなるべし、今圖中にて考ふるときは、海中に在るべし、又或は今の沖の濱町西裏の説、是なるに似たり、然りと雖も、此邊古墳處々に在て、件の墳處より、西の數續きに、御鹽燒太夫の祠と云も在、是は春社の神人の塚にて、社家後藤氏の祖なりと云へり、又右

の墓處の南藪中より、去る文政十三年、七月古墳を掘出す、文字磨滅して讀むこと能はず、内に古劍陶器等を存せり、蓋し此邊往昔の墳處なるに似たり云々

鶴谷云、予瓜生島の圖、二種を藏す、一は精密にして、一は稍疎なり、其精密なる圖中、勝久塚の載せたり、其位置は沖濱町の中、南町の東南隅に在り、圖面には塚畔に森樹の鬱蒼たるものありて、地方春日浦の海岸を距る凡そ十町内外の處に在り、此圖に据て考ふるときは、寛永の頃製したる舊府の圖に、勝久墓とあるは、恐らく眞の墓にては無かる可き歟、瓜生島は、慶長元年丙申の閏七月、地震海嘯の爲め、陷没したるものにて、寛永は慶長元年を距る廿七八年の後なり、若し寛永の府内圖に、勝久の墓在りさせば、其は陷没後、再び假設したるものなるべし。

又云、瓜生島の陷没に就き、此に少か、函首灣の事を一言すべし、函



菴灣とは今の人、袋崎關崎より以西の内海を指して呼べるが如  
 くは思ふもの多けれど、決して然るに非ず、菴海とは瓜生島と  
 神宮寺浦との間に在りたる一部分の名稱に過ぎざりしなり、決  
 して豊後灣若くは別府灣杯いふが如く、内海全部を言ひしには  
 あらず、菴の稱呼は元明の阮林なる者が下せし由にて、國志に  
 記する所下の如し、天文中、明人阮林者、航海來、寓白杵、屢遊覽于此  
 地、終因其形狀、目爲菴海云々、然らば、阮林が菴なる稱呼を  
 下せしは、瓜生島の未だ陷没せざる以前なり、而して瓜生島の圖  
 中にも、菴菴港とて、前述せる如く、瓜生島と神宮寺浦との間に、菴  
 菴港を載せたり、又三浦梅園翁の豊後事績考中、住吉社の事を記  
 する條に、六月の菴會には、神輿を小舟に乗せ奉り、十二人の神樂  
 男、管絃を奏し、八人の舞姫、袂をひるがへし、邯鄲菴の港を漕ぎ廻  
 はる、「菴はつ山こぎ出て見れば」と詠る鄙ぶりは是なり、云々

と見へたり、神輿を乗せたる舟が、周圍二十里もありぬべき、灣内  
 を漕ぎ廻ることは想はれず、邯鄲の港と言ふは、即ち神宮寺浦の附  
 近にてありし事知るべきなり、

日本紀天武紀云、元年秋七月、男依等到瀬田、時大友皇子及群臣共營  
 於橋西、大成陣、旗幟蔽野、塵埃連天、鐘鼓之聲聞數十里、列弩亂發、矢下  
 如雨、其將智尊率精兵、以先鋒、仍斷橋中、須容三丈、置一長板、設有蹋而  
 度者、引板將墮、是以不得進、有勇敢士曰、大分君稚臣、則棄長矛、擐甲拔  
 刀、急蹋板度之、被矢入陣、衆悉亂、散走、因斬智尊、橋邊則大友皇子左右  
 大臣等、僅身免、以逃、

豐日志云、齊明天皇四年、新羅伐百濟、國亂、王子紇解來奔、其臣福信請  
 師于我、許之、七年正月、王師親征、五月、車駕到筑紫、天皇會病、七月崩、于  
 朝倉行宮、天智天皇居喪於關、遂募西海及山陽、南海諸道之兵、遣之大  
 分君稚臣與焉討新羅、有功、又天武天皇壬申之亂、大戰于瀬田、斬其將



智尊有勳、乃授大山位、世稱大分君、是也。

國志云、世俗相傳云、百合稚大臣者、豐後國君、其人、傀偉有武力、善演、強弓、嵯峨朝有、蒙古之警、討之有功、其妄誕、事實年曆皆失、恐是悞稱稚臣之事者歟。

鶴谷云、國志は大分郡笠和郷大人冢の條下にも、百合稚大臣なる者は、大分君稚臣を指せるものにして、此の冢も正に是れ稚臣の冢ならんことを説きたり、然れど稚臣の墓か如何にして、大分には存するやと、言ふの疑問に付きては、一言の解釋だに付するものあることなし、只大分君の名稱が大分といふに縁あること、稚臣のワカと、百合若のワカとが相類するを以て、土人の夙に誤りしものならんことを推斷するに過ぎざるのみ、蓋し百合若大臣の説に就ては、予幾回か豊國史談誌上にも、諸種の説を掲載して研究を試みたるが、結び百合若大臣なる人は、元作爲せる小説中の人物な

るに、豊後にては、萬壽寺の縁起に假加へられしより、自づから事實上、其人存在しが如くに言傳されたるなり、尙ほ詳細なる予が鄙見は、豊國史談誌に、蔣山萬壽寺の創始及び百合若大臣の妃、萬壽姫の事を論ずるに、題して掲げたる論文中に、悉くすれば、此に贅せず、國志の大分君稚臣を以て、百合若大臣と誤りたるものならんこと、この説も、確然たる據あるにあらざれば、固より取るに足るべきものなし、又豊鐘善鳴録に、寛弘年中、如賢上人、竹斯に遊化するや、豊州の郡將百合若麻呂新に、鷹雄山神宮寺を建、如賢上人を請ふて焉に居らしむと見えたるも、據處不明なり、且寛弘は、六十六代、一條天皇の御宇にして、五十二代嵯峨天皇の御代よりは、百九十餘年の後なり、年代の合はざるもの已に斯の如し、他は多く言を須びず、然らば現存せる大臣塚は、何人の墳墓なるやと、いふ事に就き、一言の辨明無るべからず、寛永十二年七月廿五日、大風あ



り、千手堂町の裏なる三本松倒る、里民之を訴ふ、城主日根野吉明、其地に就て巨松の由來を村老に問ひ、且つ一大石函中、巨人の遺骨あるを見て、家臣に命じ、篤く之を納めて、舊の如く爲しめ、萬壽寺丹山和尚をして、碑文を撰せしめ、且つ吉明自身にも國字の文を作て裏面に勒し、以て一基の碑を冢上に建たりとは、豊府聞書、雉城雜誌、國志等に記する所なり、碑石の高さは六七尺許にして、横幅も五尺餘ある、巨大の碑なれど、何分石質の堅緻ならざるが爲め、碑銘は多く磨滅して、表面裏面とも讀む可らず、されど幸に或家に藏する記録中、此銘を書寫せるものありしを以て、予は嚮に豊國史談にも載せたるか、其文は左の如し

靈骨昭々 既現前

功治四海 名舉九天

蒙古不來 皇風永扇

如碑之銘文此山國人依ユリ  
若大臣ツカ寛永十二年七月

(字 梵)

將軍塞外 世盛國全

神在不味 透徹漢泉

處備珍羞 眞靈享旂

二十五日依大風松倒時骸骨  
太刀甲冑現如舊藏之爲未來  
世銘刻碑石

積善餘慶 冀子孫賢

至祝至禱 銘刻石堅

鶴齡千秋 松樹萬年

大將軍源家光公之治世  
日根野織部正藤原朝臣吉明謹立

想ふに此冢寛永以前は、只老松樹三株あつて、未だ古塚なるや、何なるや、だも確は判然せざりしならん、然るに大風の爲め、松僵れ石棺現はれたるにて、當時始めて古墳たりしを知り、時の城主日根野氏か、附近の村老を集めて、由來を問ひたるは、當時丹山和尚すら此塚が萬壽寺開祖の墳墓たる事を知らざりし證據なり、若し此塚にして、果して百合若大臣の墳墓ならんには、咫尺の地に在る萬壽寺にして、如何か之れを知らざるの理あら



ん然るを寛永の頃までも萬壽寺すら知らざりしは其古塚たるや否やだも此時まで判然し居らざりし事察す可きなり而して其時石棺中より巨大なる枯骨の現はれたるを以て大人塚と呼びたるを土民等が曾て耳にせる萬壽寺縁起の百合若大臣と牽強附會したるは然まで咎むべき事ならざるも豊後國志の撰者たる唐橋氏等が正に是れ大分君稚臣の家ならんを説きたるに至りては實に其妄誕無稽に驚かざるを得ず予此塚の構造及び地勢より察するに未だ其何人の墓たる事は詳かならざるも蓋し天平以降元慶仁和の交に至るまで國司國守として當國に赴任せられたる人の墳墓たるを疑はざるなり想ふに高崎山の南麓より永興一帯の山脈上野臺の東端大人塚所在の邊までに至るまでは在府の當時墳墓地として備へられたるものなりしが如し乃ち庄の原の古墳より堀切峠附近の古塚は何れも當年の遺物にして大

人塚の如きも亦其の一たるに相違無かるべきなり

國府所在地よりは北位に方り所謂北郭の

又大臣塚といふも元巨大の枯骨出でしより大人塚と言

ひしを大臣と轉化したるにて大臣塚にはあらず是れ全く國司たる人の墳墓たるに他ならざるべきなり

風土記に大分郡郷玖所とあるも一として其名を記するものなし亦和名鈔に郷名十を載せたるも跡部笠租武藏判太の如きは其所在詳かならず

跡部とは瓜生島を言ひしにや、該島を跡部島と呼ぶ由、上記に見えたり、されど其境域餘り狭小にして、未だ郷と名くる程の土地なりしとも想はれず、疑を存して尙ほ再考すべし

笠租

は別に笠和とあるあれば衍なる事明らかなり武藏は國東郡の郷名にして神前も亦海部郡中の一地名なり仍て跡部笠和武藏判太の如きは全然之を除くべきなり然る時は阿南植田津守荏隈笠和の五郷なり圖田牒には笠和荏隈判太を郷とし別に植田戸次高田賀來阿南津守を莊としたり此六莊に三郷を合すれば

植田もワサダにて禾籍に作るべきなり



風土記の郷玖所とあるには符合するも郷と莊とは同一に混す可からざるこゝ前己に國東郡の條下に辨じたるが如し仍て笠和荏隈賀來阿南植田津守判田高田戸次を以て九郷とす

○笠和郷

府内町 笠和町 松末町 同慈寺町以上四村府内町 千手堂町 六坊 律院 太平寺 椎迫 志手 勢家 駄原 生石 大山 白木 田浦 内成豊府起開笠和郷無三生石餘十六村皆具今以ニ地方考之則不可脱之故加以爲二十七村 以上の十七村は舊笠和郷に屬した

り郷は郡の北に在り本郷には府内城 日神社勢家村 若宮八幡社松末町 祇園社律院村 松坂八幡社同上 住吉神社勢家村 蓬萊丘同上 長濱神社府内町 萬壽寺同上 淨安寺同上 大智寺同上 常妙寺同上 光西寺同上 來迎寺同上 善巧寺同上 本光寺同上 淨流寺同上 法專寺勢家村 威往寺同上 本願寺同上 西應寺同上 龍祥寺同上 光明寺駄原村 淨土寺同上 靈雲寺生石村 龍雲寺白木村 海福寺田浦村 石上寺内成村 寶戒寺律院村 圓壽寺同上

寺同上 瑞光寺坊村 善應寺同上 沖濱港勢家村 大分港生石村 等あり

○荏隈郷

古國府 羽屋 豊饒 島中 奥小路 尼箇瀬 上 田中 井之 蕪 永興 竹上の十一村は舊荏隈郷に屬したり郷は郡の中央に在り本郷には國府の趾古國府村あり

○賀來郷

由原 金谷迫 宮苑 高崎 山口 七曹子 來鉢 赤野 古原 三船 野田 東院 賀來 國分 平横瀬 中尾 下市 上市 鶴田 黒野 北方 向原 中 鬼瀬 池上 柏野 海老毛 東 行 中畠 平牀 田代 朴木 時松 埴坪の三十四村は舊賀來郷に屬したり郷は郡の西北に在り本郷には高崎山高崎村 由原山山原村



國分寺村 維福寺村 龍祥寺村 極樂寺村 圓成寺村 善神王社上 挾  
間古驛村等あり

○阿南郷

櫟木 五福 蛇口 久保 岩下 透内 畠田 瀬口 大津留  
中尾之支 影戸上 田口原上 宗壽寺上 竹中上 小挾間 柚木 平原 長  
野 葛原 橋爪 甲斐田 東家 六郎丸 桑島 雲取 弓袋籠  
中牟禮 平良石 小原 武宮 後田 蓑草 直野内山 小袋  
上淵 中淵 野畠 一之鹿倉之支 入小野 奈良田 瓜生田 富田  
下田向 知尾 大龍 山津留之支 五箇瀬 龍原 袋之支 池久保  
筒口 中之支 小野上 阿鉢 篠原谷 馬籠之支 の五十七村は、舊阿  
南郷に屬したり、郷は郡の南に在り、本郡には、王子嶽村 熊牟禮村 權現  
社村 大將軍社村 大應寺村 永慶寺村 浄水寺村 船筒尾城址村 松

筒尾城址村 權現嶽城址村 鳥箇鼻寨村 立鳥嶽寨村 辻臺堡村等  
あり、

○植田郷

檀野原野原 駕野 宮崎 田尾 寒田 石川 光吉 下宗方 上  
宗方作 小野津留 雄城 桑本 栗野 高城 秋岡 仲市  
世利 田原 口戸 木上 胡麻津留 塚野 廻淵 入倉入  
野津原 惠良 吉熊 辻原 岡倉 矢野原 竹内 太田上  
今畠上 原 芝尾 結上 湛水上 栗灰上 酒野 下野尾 田野尾野  
堂尻野 鬼崎上 横瀬の四十四村は、舊植田郷に屬したり、郷は郡の  
南に在り、本郷には、西寒多神社村 有花神社村 雄城八幡社村 植田  
明神社上 靈山寺村 大泉寺村 西光寺村 福田寺村 各念寺村 鷺臺  
堡野 梯野山寨上 雄城塙村 野之臺塙村等あり



○津守郷

下郡有南北二村 羽田 片島 津守 本曲 今曲 光永岡田在津守五名内今分三上下一村正保郷村目以上光永入三戸 の九村は舊津守郷に屬す郷は笠和の東に在り本郷には、碓島山島 大分明神社羽田村 西光寺下郡村 守岡堡曲等 あり

○判田郷

昆布刈 高江 住牀 米良 高取 地吉高取 網河内赤仁田之 安田 百木 赤仁田の十村は舊判田郷に屬したり郷は植田郷の東南に在り本郷には別に記すべき名山大川神社佛閣なし

○高田郷

今津留 中津留 鼻津留一作花津留豊府能間大分川以北為高田正保郷村目故以北為高田以此三村入笠和今仍舊 萩原

新貝原 向原 高松 山津 本三川 今三川 乙津 三佐  
 海原 千歳 小池原 葛木一作葛城 門田 中島 森町 森 横尾  
 大津留以上徳丸之支、南隣又名大津留村、接邊為界彼則三海部佐井郷、是大分高田也 龜甲上徳丸之支 南鶴獵川瀬 常行 上徳丸  
 下徳丸 關門 堂園 國宗 鶴崎 寺司 津留一作津留 迫志 小中  
 島 家島の四十村は舊高田郷に屬したり郷は笠和の東に在り本郷には鶴崎城址鶴崎村 千歳城址千歳村 八坂權現社三佐村 愛宕社海原村 劍宮八幡社鶴崎村 岩船八幡社鶴崎村 專相寺保村 東嚴寺鶴崎村 法心寺同上 大音寺同上 福昌寺同上 海潮寺三佐村 尋聲寺同上 圓光寺同上 安養寺海原村 正等院同上 永安寺乙津村 長久萩原村 妙觀寺萩原村 吉祥寺向原村 能仁寺徳丸村 高城堡高城村 等あり

○戸次郷

眞茅 松岡 成松 池上 備後 川牀 市 楠木生 佐柿 小津留 大内 門前 嶺 利光 大塔 冬田 竹中 岩上 伊豫



牀 鳥巢イノ 岩屋金上同 花香上同 高城 中野 中牟禮 弓立 檉原弓立  
 川原 上尾 影木 長小野 志津留 月形 辻 宮尾 原 福  
 良の三十七村は、舊戸次郷に屬したり、郷は高田の南に在り、本郷に  
 は、鶴賀城址利光村、天連城址伊保村、高城山高城村、利光山利光村、竹中渡竹中村、松岡渡  
 若宮八幡社佐藤村、長興寺松岡村、成大寺利光村等あり

○豊後國府址 荏隈郷古國府村に在、古昔は每國皆府あり、國宰之  
 に居り、以て政事を行ふ、當國の府は、王制既廢の後、大友氏之を修飾  
 して、其館を爲せしが、元弘以後、大に其地を擴めて、上野に及し、更に  
 城を築て、此に居、名づけて府内城と云ふ、慶長二年、福原直高、此地に  
 封せらるゝに及び、地理を相して、城を今の縣廳舎の處に移し、名づ  
 けて荷揚城と稱し、舊地を呼て古國府といふ、

○府内城 笠和郷府内に在り、文祿二年、大友氏除國の後、太閤秀吉  
 豊後一國を收めて之を諸功臣に割與し、同三年、府内城租額壹萬五

千石を以て之を早川長敏に賜ふ、長敏初て府内に入るや、當時兵火  
 の餘、城壘荒廢、居民流離し、慘狀一に言ふ可らず、長敏、荒廢を修め、力  
 めて人民を撫育し、幾くならずして、稍舊態に復するを得たり、當時長敏の修築せし  
し城壘は今の祇園山に有り、ならん大友屋形の上野邊上に在りしより、推し時は、必ず然るなるべし 是より先き、早川の府内に封ぜらるゝと、同  
 時に租額六萬石を以て、臼杵城に封ぜられたる福原右馬介直高は、  
 右田三成の女婿なりしかば、三成爲めに直高の領土を増し、其租額  
 を加へしめんを欲し、慶長二年、秀吉に請ふて、早川長敏を木付に移  
 し、直高をして租額拾貳萬石を賜ひ、臼杵より府内城に移封せしめ  
 たり、直高一は、府内に移たるや、舊城の陝隘にして、亦地の利に乏し  
 きを憾み、且つ數回の震災に痛く頽破したるを以て、此際更に地を  
 相し、新たに一城を築ん事を、企、家臣生島新助等と共に、自から出て  
 地形を相撰び、一日飯盛塚上野寶戒寺の前なる小高き丘なり、朝夕、砲を撤するより、此名ありといふ、巨松一株、其上に生し、府民稱して城見の松と云ふ、雜志に見ゆれば、松は今無しに  
 登て、荷落しの地理を相し、頗ぶる築城に好適地たるを認めたり、其



地東に大河の長流を帯び、南は田野遠く亘り、北方一帶滄海に枕み人戸稠密にして船舶常に出入し、運輸の便亦頗る多し、是を以て直高大に之を喜び、家臣に命じて先づ瑞光寺大友親世萬壽寺の四隣に一寺を建僧、背文をして開祖と名けて大寶山瑞光寺と云ふの竹林を伐らしめ、大に土功を興して親ら工事を督し、木材は之を土佐に求め、石材は之を高崎山麓より運搬せしめたり、四年四月、工事竣工を告げ、新城巍々乎として半天に屹立し、城堞門樓頗ぶる壯觀を極めたり、是に於て士民大に歡喜す、直高荷落しの名不祥なり、こし、改めて荷揚城を命じ、遂に舊城より此に移住す、今の大分縣廳舍即是なり、福原氏が幾多の勞を費し、前後三年の間に成功したる荷揚の新城も、一箭一彈を放たずして忽ち他人の手に渡さざるを得ざるに至りたり、徳川家康は初めより直高の然せる功も有らずして、領土を倍加せられたるを快しと爲さざるに、又新たに築城の事あり、且つ來つて己れに謁せざるを怒り、同年五月、直高

をして舊封に移し、早川長敏をして再び府内に移封せしめたり、是に於てか三成深く家康の處置を怨む、此年秋、家康又國東、速見の二郡を割きて細川忠興に與ふ、其臣松井康之、有吉興行をして木付に居り、政事を監せしむ、己にして早川長敏罪あつて亦た家康の爲め其封を沒收せらる豐陽志に中興盛衰記を引て云、早川主馬は敏は豊後の内に領地一萬石を被下、大目附に仰付於て對決せしに早川非分に窮り、家康公より知行被召上道放せられたり、因て本國奥州に赴き、伊達家の合力を受居たるが、又石田に與し、惡逆、聞へ有ければ一生日陰者に成りて死去せり云云、慶長六年、家康、竹中重隆をして高田より府内に移封す、租額二萬石、預り地一萬五千石たり、重隆同年三月を以て府内城に入る、翌七年、重隆城壘を増築し、塹濠を鑿ち、天守樓を造り、城堞門樓總て壯大を極む、此年、家臣市橋太郎兵衛請ふて城の西北隅に方れる沼河を埋め、石垣を築きて家宅を作る、砦丸是なり、重隆大に其功を賞す、同年秋、長濠を府内の外側に鑿ち、堤防を築て松樹を栽ゆ、廓内の廣さ、東西十町、南北九町、四十餘町を劃し、市民の邸宅、神社佛宇、年を追ふて増加し、街衢頗る整



頼す、同十二年、悪徒の侵入を防ぐ爲め、關關を堀川、笠和、塩九舛の三所に設く、此年重隆疾で京師に卒す、時元和二年十月十六日なり、其子重興嗣て立つ、寛永七年、幕府重興を以て長崎奉行とす、重臣不破彦右衛門怒て曰、我公の功天下に聞ふ、然るに一の賞賚なく、却て此職を命ず、竹中氏の亡る遠からざるなりと、寛永十一年正月、重興長崎に在り、頗る専恣を極む、事幕府に傳ふ、仍て幕府重興及長子源三郎を江戸に召し、二月朔日、津守の監檢使に命じ、陰かに老臣不破彦右衛門を毒殺せしむ、是れ其智略多きを畏るゝが故なり

津守の監檢使とは是より先元和九年越前侯松平忠直、松平に命じて之を圖らしむ、重興往て忠直を欺き、密送して國に歸り、津守に於て之を監護す、時に幕府亦た監檢使一人を遣はして之を監視せしむ、即ち津守の監檢使なる者是也 同月廿二

日、幕府重興及び源三郎に自盡を賜ひ、其封邑を收む、而して幕府重興の弟、筑後守を流刑に處し、竹田侯中川久盛、木付侯小笠原忠知に命じて、府内城を成らしむ、同年七月、幕府野州壬生の城主、日根野織部正吉明を府内に移封す、租額二萬石なり、吉明八月十一日、此地に

達し、翌十二日を以て府内城を中川久盛に受く、同十三年八月、由原祠の祭祀を以て初て濱の市の市場を開かしむ、正保四年、府の豪富守田山彌父子四人を堀切に於て誅す、慶安三年正月より大に土功を起して、長渠を穿ち、挾間村より東院村に至り、下流笠和、生石を経て海に入る、功成て初瀬井出と名づく、頗ぶる灌漑の便を得たり

十三日に起功し、二月廿八日に竣る、其日子僅かに四十六日、其の長は百三十九町五十五間餘、後夫の數九萬三千二百人とす

明曆二年三月廿六日、吉明疾で卒す、

時に年七十一、上野圓壽寺に於て火葬す、吉明嗣なし、乃て幕府其封を收め、日出侯木下俊作、木付侯松平英親をして府内城を成らしむ、同三年正月、幕府白杵侯稻葉能登守として、木下、松平二氏に代り、府内城を成らしむ、翌四年二月廿七日、幕府松平忠昭を城内に移封す、忠昭は成重の長子なり、寛永九年、年十六、初て幕府に謁し、十年十二月、父の家を嗣ぎ、丹州龜山の城主たり、同十一年、豊後國速見郡龜川に移封せられ、館を同地に築き、此に居る、同十二年、大分郡津



留に移さる東大分村字津留の路傍に榎、大樹あり、俗稱して一本木と云、當時忠昭の居館ありし遺趾なり同十九年、同郡高松に移封せられ、明曆四年二月に至り、更に府内城を賜はれたるなり、同年三月廿八日忠昭老を請ひ、名を如圓と改め退て、殘年を城内山里の館に養ふ、元祿六年八月十二日卒す、時に年七十七、府内淨安寺に葬る、長子嗣て立つ、之を近陳といふ、爾后世を襲ぐ、九代大給近説に至り、時維新の運に際し、全國藩を廢して縣を置き、府内城は今や大分縣廳舎と爲るに至る、

府内之記

夫大分爲郡也、豐州之衛府也、洋海障其前、河水磔其右、高山控其左、地雖逼、西裔舟揖通攝津、四境相達、犬牙交接有肥饒之田、有魚鹽之利、殊方之通路往來給繹、海陸之運漕各得其便、加旃地也、四神相應而金城之經營、壯麗奪目、百尺湯池築石爲壁、峭函之險、長城之固、相竝延袤百丈、離婁督繩維堞、曲制公輪削墨、樓臺臨海、疑辰氣樓飛

殿入雲、見响雉、聳粵瞻彼水濱、東北無際涯、千里遠帆杳而不知其所、之、南商西買問津爭隈、舳艫相接、水光激濺、一碧萬頃、雨奇晴好、已似西湖、鷺鷥翔集、游魚出沒、濁浪盡乾坤、浮眼界、平北漠曠、二山西屹、峰崢嶸、寒岩含千秋之雪、如咲如睡、兮、飛鳥折翅、崎兮、嘔兮、走獸絕跡、煙光凝又散、白雲斷又連、其餘之風景不可勝計、凡士大夫大厦繞城、連農工商之巨屋、負郭相聯、可謂天造地設、誠郡縣之雄也、堺内處々、名山又不少、由原靈神、廟摸嚴然而鄉民恭敬、如在其左右、神明也、古今不變而常警衛是地、因之無興凶歲、夫笠結島霧者、催土御門帝詠、四極山之月者、題守光俊賴之歌、木綿山之櫻花者、入賴氏之吟、或詠子規賦、積雪者、僉此山之美譚也、何容易哉乎、余先是因歌而知此地之絕景、今也因地知以和歌之風逸、凡自古詞人弟子過此國者、無不吟賞、大概見歷代之撰集、不其餘得算、況於四序之壯觀乎、前年豐府之太守、欽受大將軍命、領府内、速行仁政、故府家富贍、難計矣、予視此



地之勝狀欲寫其佳趣然勞役仕途又茅庵之淹留未幾雖不土地知詳受府主命不護辭記其二三

此記は寛永十四年の秋行脚僧の府内に來たる者あり城主日根重吉明其大に文才に富めるを聞き家臣をして命を旅僧に傳へ府内の記を作らしむと其記即是なり此文某家の舊記中にありしを寫す雖とも誤字脱漏等甚だ多く語句を成さざる所あるを覺ゆ雖も暫く附記して讀者の参考に資す

○蔣山萬壽寺 城南東新町に在り大友二十二代史中五代良親の條と後存すべし昔時は境内八丁四方を有し中に十境の勝區あり即ち青雲橋豐嶺鐘鬼氏爐萬年松白蓮池文珠刹七步橋上原茗霜靈作是なり事績考に云元龜元年大友宗麟の近習工藤帶刀罪を犯して此寺に潜伏したるを宗麟知りて大に怒り橋本五右衛門清田因幡に従卒貳百餘人を與へ往て燒燬せしむ云々然るに國志に據れば永祿中田原紹忍の燒く所なる

とあり永祿は元龜の前年號にして其續きたるは僅か十二年なり十二三年間に再び燒棄せしにや事實疑はし又天正十四年十二月島津家久兵を率ゐて豊府を侵すの日諸所の神社佛閣に放火し悉く烏有に歸せしめたる時萬壽寺の法堂方丈庫裡鐘樓八十六間の廻廊五千餘卷の經文行基上人の彫刻せる丈六の釋迦牟尼佛等悉く灰燼となるとあり往時の盛觀想ふべきなり

最要記云豊府主采女正重興屢聞壽寺丹山和尚之穎才道德常尊之因之寛永八年秋使家臣等再建蔣山萬壽禪寺於是開地於古院之東而建輪奐大殿築巍々方丈且壁宇并法器之凡可有者相備蓋此蔣山者昔大友氏盛時混家咸崇禪法雖君臣各自開一院爲菩提道場而獨尊蔣山稱本山然罹天正之兵火其伽藍爲焦土大友義統雖有再興之志自無安宅有奚暇而及心於寺社乎又義統於三韓被謬于小西氏引兵退是故其科難免遂作藝州之囚人文祿二年山



口氏以豐後檢地於是州中寺社莊園并基址咸悉加檢地萬壽寺三千有餘貫方八町皆悉屬公田然慶長壬寅萬壽僧玉英來府營小菴再名萬壽寺雖住之無敢助檀信故玉英將棄菴去時丹山毘和尚來倚英師丹山少而有風采性宜記誦尤長筆翰于時府之士君子皆謂英爲得奇物因之英又留遲毘師遊諸方得法於雲岩禪師雲岩者信州人姓小笠原嗣法於南源和尚快行國師第五世孫也元和七年出世于妙心寺後退在白杵月桂寺而住豫州天德寺于時玉英有當州國東郡安岐實際寺請便以庵附丹山而去毘在其弊庵而唱開山典弘雲岩禪師之道縉紳嚮檀徒漸進之此時豐府城中同慈寺回岩北天二大禪師爲之推轂因之丹山道譽日彰今府主再造立大伽藍嗚呼院者築新院法者傳別傳然而不自以處功猶立佛印禪師以稱開山始祖者何哉蓋夫同傳佛心宗者不可以五家七宗別親疎故乎云云

○淨安寺 府内城中に在り舊同慈寺の廢址なり元應元年大友氏泰代七一寺と造營す觀閣尤も壯麗と極む名けて同慈寺と云ふ南禪大同禪師を請し此に住せしむ又朝廷に請ひ勅書の額を得て之を山門に掲ぐ氏泰卒する時法諡を寺號に取る其後慶長の震災に會し伽藍堂宇悉く崩壞し湮滅僅かに惟佛殿の巋然として海畔に存するのみ萬治元年松平忠昭封に就くの日鏡含和尚亦駕に従ふて此に到る乃ち命じて其地を賜ふ因て修理を加へ改めて淨安寺と號す

○光西寺 笠和郷笠和町に在り文明年中の創始にして開祖を釋圓信と云ふ大友氏の一族古城播磨守著景の子なり舊下河原に在りしを後此處に移したるなり最要記云文明二年秋七月十八日豐府主親隆十四代在府城信妄臣之讒言使親屬古城播磨守著景自殺著景妻懷妊也著景雖有長子嘗爲禪宗今留錫蔣山萬壽寺然著景之妻



求親屬之好、文明二年七月下旬、渡海河內國茨田郡到中根郷、暫寓之、遂生男子、其母謁蓮如上人、深信彌陀大悲誓願、正解易行大道、使厥男子爲蓮如上人之弟子、即名圓信、圓信其性秀才而博學、諸經深奧、弘眞宗之密意於洛鄙、母義大喜無比、然後圓信携母歸豐後府內、與兄蔣山信侶相議、請成精舍、府主府之太守大喜、圓信長習學、即其應請、命家臣等於府內下河原、創建精舍、令請圓信、時圓信住之名光西寺、晨香夕燈、不懈其勤、晨昏使群民說彌陀十別願、解至心信樂、於此時、振宗風隣國、數十末寺散在於遠近云々、天正八年、六世の住職誓淨の時、舍弟淨誓と和せず、淨誓出で、古河町一檀徒の家に寓す、古河町の信徒等相議して、新に一院を營み、淨誓をして住ましめん、とす、許を本願寺光佑上人に得て、一寺を建設し、名けて善巧寺と云ふ、又豊府畧記に、天正十八年、泥洹院光西寺を再建す、とあるは、此時下河原より今の處に遷したるにや、

○金剛寶戒寺 笠和郷律院村に在、聖武天皇の御宇、神龜四年の創立にして、律宗南都西大寺の末寺なり、曾て行基上人の錫を駐むる所とす、されど今の堂宇は、德治年中、大友六代貞宗の時、山麓より移せるものにして、當時伽藍八坊を再興すと云ふ、初めは荏隈郷に在り、今古國府村に有て五町津留と呼ぶ地は其舊址なり、今尙大日知等の名稱田畠に存在す、其土中よりは時に古瓦、古磁器の類を出すあり、又山門は其後、寛永十七年十

二月、國主日根野吉明、家臣に命じて再建せしむる所なり、當寺に安置されたる觀音の坐像一丈は、定朝の作にして、釋迦の立像五尺は、毘首曷摩、二王佛一丈二尺は、運慶の作に係れるものなり、又當初の境内は三百歩にして、坊舎の數六十區、莊田二千貫を領せしといふ、寺中に藏する、金剛寶戒寺の額は、聖武天皇の宸筆と言ひ、或は三條天皇の長和中、大納言行成卿に詔して揮毫せしめ給ふとも言ひ、又釋空海の眞蹟なりとも言ふ説あれど、孰れが眞説なるや、判然し難し、

○祇園祠 笠和郷律院村に在、建久中大友能直、京師の祇園を移し



祀れるものなり。

最要記云、元和三年秋九月府主中興謂長臣等曰、府城南山祇園宮境狹隘而又岸上有烟、農夫培之故大雨時穢水必瀉宮地、是故吾欲祇園宮迂他山、監其靈塲、律院村西山境地清潔而風景甚可也、於是城主命民人墾山平地、使巧匠造立祇園神殿、元和四戊午年春三月、其功悉成、干時采女正命祝所日野氏及神人盡美善、以奉遷祇園靈神、須佐男尊、祈天下泰平國土豐饒云々

○長濱神社 最要記云、豐府下鹽九舛町有民姓者荒卷氏也、然荒卷氏天性正實而無巧言令色、是故無疑、他人語言常持十善、所然應永十三丙戌年六月廿四日、寅時夢而告老翁曰、予長濱大明神也、今海邊有汝速構社、檀可祭、守汝子孫繁榮、因之荒卷氏同廿五日卯之時、到干海邊、求之、果而得靈鏡、其鏡者銘長濱大明神、是正神鏡也、不可疑、即此事、城主白奉許、命同慈寺東北二百餘步、新建立神殿、鎮坐其靈鏡、以名長

濱大明神、府人祭之、後元和五年己未、荒卷氏營宮社於鹽九舛町、使古國府神職山崎氏遣春日山、以長濱大明神遷宮鹽九舛新宮、云々

○守田山彌の址 府内町の巨商守田山彌は豪富王侯を壓倒するの資産を有し、名聲四隣に傳ふ、其屋號を夷屋と稱す、今の胡町一圓は山彌の宅址なり、正徳四年十月三日、時の城主日根野吉明の爲め一家四人城南堀切の丘上に於て斬罪の刑に處せらる山彌の跡は常守田也氏の未亡人守田ふみ

子の家にして同家には其位牌あり、法名は廣智院幻室宗觀大居士とあり、正保四年十月三日とす、東新町大智寺中に山彌の塔あり、此法號を刻す、擇遣願る雄大にして當時城主の墓にも擬すべきものなり、是れ或は生前の榮造に係るものか、刑餘の人の建設としては餘りに雄大なり、又今守田家に存する遺物中階梯あり、傳云、山彌刑に就くの時、堀切の丘上に立、慨然府内の城市を疾瞰し、大聲を放ち言ふて曰、我が一念を以て未來永劫府内の城下に、大富豪の者を生ぜしめずと、

鶴谷云、山彌亡びて三百歳、疾言の當否は、人黙して解する所あらん。

○住吉神社 笠和郷勢家村に在り、祭神は上筒男神、底筒男神、及息



長帶姫神なり此社舊爪生島に在り永祿十年の夏山森紹庵なる者屋形の命なりと稱へ火を放ちて之を焼く義統其の不法を怒り紹庵を誅せんとすこれと義統怒りて數日を経て紹庵病死す時人皆な神罰を蒙る今この社殿は慶長震災後勢家西應寺の境内に祠宇を營みありしと寛永二年國主竹中重興重隆の子の時此に移して造營せるものなり

○仙石橋 住吉社を距る南數十歩の處に在天正十四年豊太閤仙石秀久國守長曾我部元親土佐の國守等をして豊後に遣はし大友義統を援けて島津義久の軍を撃たしめんとする時義統其館を城西淨土寺に設け道路を修補して新に此橋を架す仍て仙石を以て橋名に付すといふ蓋し當時架設するものは土杠なりしを其後日根吉明の時承應二年改築して石橋とす最要記云勢家名之内江河從古有土橋千時府主命三家臣に渡橋式を設け堀川町幸松與右衛門をして一番に渡らしむ此日與右衛門千孫僅僅八十餘人を率めて橋を渡り中央に至る時酒を獻して江神を祭り又餅を撒して群衆に與ふと云ふ

○春日神社 笠和郷勢家村の海濱に在貞觀二年國司藤原朝臣世

數の創始する所なり一説に天平中豐後守多治比良人中養而都春日大明神の分靈を請ふて此地に遷祀するのなりと云三月世數南都宗社

に請ひて勅許を得創て祠を神宮寺浦の海岸に建つ乃て其海濱を

呼び春日浦と云ふ鶴谷云善鳴録に寛弘中、百合若羅雄山神宮寺を建如を請ふて焉に置くことあり、されば神宮寺は貞觀に建る百四十五年の後建つ寺なり、財書神宮寺浦に建つとあるは、却て春日浦に神宮寺建つと云ふべき順次なり、按ずるに善鳴録の説甚だ信じ難きものあり、神宮寺、如き、尙は寛弘以前より在りし古刹なりん歟、又賢如律師を焉に置くこと云ふに至りては、更に妄誕の甚だしきを知るなり、豐府紀開云、賢如姓藤氏、筑前州三笠郡人、年少投三子與福寺云々、仁治三年大友親秀修三神宮寺、請三賢如律師、爲三開祖とあり、蓋し開祖とは中興ならん、然れば、寛弘の時の賢如と二人ありし歟、眞逆然らざるべし、善鳴録の誤や知るべし、建久中大友能直其頽廢

を修理す仁治三年親秀又之を修補し且賢如律師をして神宮寺の廢址を興さしめ此に住して祭祀の事を掌らしむ天正十四年薩軍の豊後を侵すに當り祠殿を火して烏有に歸せしむ後慶長三年福

原直高當國守と爲るに及び之を興んとして功未だ成らざるに移封せらる同十二年國主竹中重隆京師に朝して歸途播磨灘を過る

時會は颶風に遇ひ怒濤驚興船將に覆らんとし瞑雲四塞向ふ所を知らず時に重隆遙かに豊の春日社を祈念す頃刻にして風止み濤

静り船恙無く歸國するを得たり是に於てか重隆新たに社殿を造



管し、稚松十萬本を社頭の海岸に植へ、以て神徳の加護に奉養すといふ、今春日の海岸に、一帯の青松翳鬱として林を爲すものは、即ち當時奉養する所のものなり。

○蓬萊丘 春日社頭の南に在り、傳云ふ仁治三年、大友親秀、春日社再興の時、此丘を築き、以て領内庶民の繁榮を賀す、其形骸の伏したるに肖たるを以て、蓬萊山と名く、丘上に登臨すれば、府城一圍を俯瞰するに足ること、後竹中重隆の時、慶長六年、加藤清正肥後より來訪し、此丘を見て甚だ要害に不利なるを告ぐ、乃て重隆之を毀ち、更に一丘を城南庄の原に築き、名くるに蓬萊の稱を以てす、後日根野吉明の時、正保中復び此に丘を築き、僧鶴翁をして碑銘を作り、沿革を記せしむと云ふ、其碑今尙ほ丘麓に存するも、文字湮消して讀む可らず、今古記録に據り、其全文を抄出す。

竊聞、豐州府春日原上之蓬萊者、自上古雖有之中、或人崩散之、于時

寛永十一年、日根野織部正藤原朝臣吉明、幸受征夷大將軍之命、既領此地、故以使精舍宮社再興起、終大修顏風矣、且夫、由原賀來宮、並春日大明神兩宮之祭祀頗所怠轉、年久、因之吉明正舊規、每歲禮尊、鹹專準先例焉、庶人咸云、於戲宜哉、抑今所築蓬萊、府主偶聞之、晨過陳跡見之、人跡稀而荒草離々、感嘆之餘、則命長彭與三僧乞蓬萊、故事因緣、依之校正、書中之文句、以奉幕下、則甚合厚意、於是城主自覆一簣而蓬萊島並過去七佛之廟暨家臣民俗無老少、手施功勞者不可勝計、想之所致德也、今熟想之、蓋爲盛周文王之再誕乎、以何知之耶、我聞昔文王當關西任太守、今府主亦在關西任豐州府之太守、再起蓬萊則實如文王、因芻蕘者往焉、雉菟者往焉、豈不然乎、又百姓務讓畔萬夫耕而唱擊壤之歌、其歌云、三呼萬歲鼇加旃、古語云、蓬萊闕下是天象、如斯今昔之事同、則衆人亦何、不樂哉、伏冀千秋萬歲矣、于此有石碑於後背、使作城主旨趣、雖爲樛散之才、不可遣鈞命、述野詩



一章其詩

百五十二

新興易成再披難

神前蓬島聳松濤

豐民從之太平語

高仰三呼萬歲鼙

神護山同慈寺住寺沙門鶴翁叟謹誌

碑陰 蓬萊山並廟正保二乙酉年

日根野織部正藤原朝臣吉明

鶴谷云、按ずるに、此丘初め仁治三年、大友親秀の築く所といふも甚だ不審しき説なり、其丘上に登臨して、府城全域を一眸の下に俯瞰し得るにせば、其高きこと數仞ならざる可からず、然るに丘形鼈の伏したるに肖たるより蓬萊と名く、といふは實物と名稱と適合せざるが如きの感無しとせず、又慶長年中、加藤清正の忠告を容れ、竹中重隆の之を毀ちて、城南庄の原に一丘を築くといふも頗ぶる異しき所傳なり、且庄の原に於て、俗蓬萊山と稱する

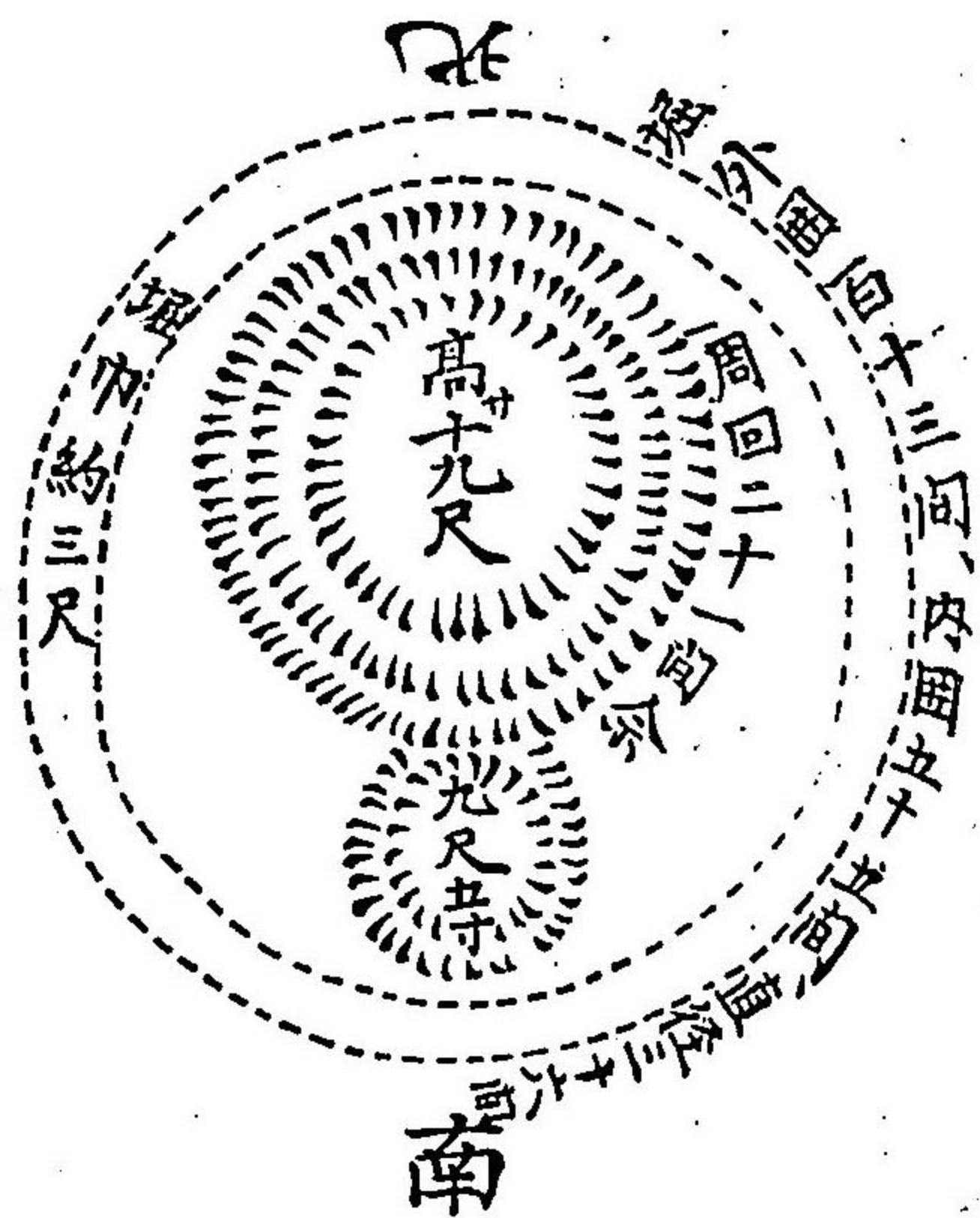
ものは紛ふべくも無き古代の墳墓なり、其附近には數箇の陪家さへありて、古昔貴人を葬りたる兆域たる事明白なり、ざるを重隆の春日浦頭にありしものゝ代として築造せしといふに至りては、妄誕も甚だしと謂へし、後正保中、日根野吉明が、僧鶴翁をして碑銘を作らしめたる文中、「春日原上之蓬萊者、自上古雖有之中、或人崩散之」云云と記せしを觀れば、此丘或は仁治三年以前より存在し居たりしやも知る可らず、一説に此丘は山蔭中納言龜の紀念の爲め築く所なりといふ者あり、此説また一概に斥く可からざるものあり、山蔭中納言の事は、次項に記するか如く、其任國と配流とは判然せざるも、仁和四年二月四日、我が豊府に於て薨ぜられし事は、豊府雜志にも見へたる所なるが、仁和四年は親秀の築きしといふ、仁治三年よりは、三百五十餘年前にて、乃ち僧鶴翁の碑銘中にある、上古より之有り云々の文意とは符合す

百五十三



るが如し、又山蔭中納言が西海に航する時、龜を助けて、其子の海中に落ちたるを、龜の爲め救はれたる事は、史に載せて明らかなる所なり、乃ら十訓抄に云、山蔭赴筑紫、見漁者、捕龜將殺之、憫而買之、放去、後挈妻子浮海、妻惡其兒、非己所生、竊與乳母謀、佯爲失手墜之海、俄而有一大龜負之而出、兒即如無也、云々と、此の如無は僧となりたり、彼の圓融天皇の御宇に、恪勤を以て稱せられたる左大臣藤原在衡は、如無の子にして、即ち山蔭中納言の孫なり、因りて山蔭中納言が龜の爲め、此に是の丘を造りて、紀念に止めしこいふも、強ち無稽にはあらざる可きか、されど丘形より察すれば、正しく古代の瓢形墳墓にして、是れ或は中納言の墓にはあらざるか、此に疑問を存して、後の學者の明解を俟んのみ、

庄の原古墳の圖



庄の原の古墳は、鏡形にして、北を背にし、南に面し、地盤より頂上まで、直立十九尺あり、而して其周邊には、繞らすに溝渠を以てす、其外圍百十三間、直經三十六間あり、南方十數歩の處に、陪塚十四五個あり、

○山蔭中納言の墓 春日浦頭に在り、國志云、和笠郷勢家村、神宮寺の側、叢竹中にあり、按ずるに、中納言山蔭は、左大臣魚名の玄孫なり、十訓抄及び盛衰記に、山蔭の筑紫に赴く事を載するも、其豊に來たるもの、或は任國の爲め、或は配流の爲めなるや、史傳に明文なし云



云と墓畔碑あり萬延中の建設にして其銘左の如し

公諱某考爲正四位下越前守諱高房妣爲中納言眞夏女實左大臣魚名五世孫也公補民部卿從三位中納言仁和四年二月四日薨於我府年六十五其臣井本氏葬乎城西蓬丘遂家家上世護兆域寬政四年廢冢爲民宅井本氏之裔義範者憾其湮滅與叔父義成從兄安房義純謀將建石以表焉徵文於愿夫公之來鎮西載在青史故書其概畧爾

萬延元年庚申七月

府内儒臣 阿部愿 謹誌

○高崎山 賀來郷高崎村に在、一に四極と稱し、又芝積山と云、山勢峻峭にして頂上に城墟あり、大友氏據て以て九州に雄視せし處なり、星移物換六百歳、只今は唯殘月由布の山嶺に没する時、曉猿霜に叫んで聲の凄其を聞あるのみ、英雄骨朽て青山寂寞たり、脇愚山翁高崎懷古の詩あり、

崔嵬四極峰。線路墜霜濃。翡翠巢危岸。獼猴挂古松。目勞蒼海濶。身躡白雲重。城堞頽崩盡。空餘樵者蹤。

又東海道人北企泰氏高崎山に登り、大友氏の遺墟を吊ひ、所感を賦するものあり、

山勢來自油布嶽。恰如鷲鳥啄海角。屹然高聳齒首灣。西與鶴嶺成掎。摘。感慨孤懷憶雄圖。席卷九州歸掌握。迥向海外試交通。空見城寨餘。舉礪。吾來登臨暮之春。春風澹蕩惱客身。百花爛熳芳草綠。同人相挈。度嶙峋。漸到絕頂呼爽快。一瓢傾盡豁精神。四顧山光籠水色。恍疑身。爲儼鄉人。余山送青青未了。海灣潮涸魚艇小。箕岬陽城卽矚間。嵯峨。關外天杳々。大分川流然蜿蜒。南望日州煙岑綠。實相寺山石垣原。古。戰場荒迹茫渺。府内城墟向所邊。想見當年叱咤權。推古傷今易多感。慨然倚劍問蒼天。君不見霸圖已歇英雄死。韶歲昇平推德川。孰與大。友廿一世雄視鎮西四百年。



大友氏の初て此に城きたるは、八代氏時の時、譯なるも、其前建久中大神の一族阿南次郎惟家、此險に據て能直に抗したる古戰場なり。尙歴史を述べれば、十九代義鑑の時、天文十三年八月、長臣朽網下野守親滿の叛するや、律院府内の屋形を陥れし後、此に據りて決戦す。又廿二代義統の時、天正十四年十二月、島津家久の兵と、戸次河原に戦ひ敗れて府内に歸るや、一時此城に據りたるなり、是より先天正七年二月四日、境町より火を失せし時、延焼して城堞門櫓悉く烏有に歸し、爾後復た修理を加ゆるに至らずといふ。

豊府最要記を按するに、寛永十四年三月、城主日根野吉明、神護山同慈寺の僧丹山を隨へ、田の浦に遊ぶ。丹山は元蔭山萬壽寺の住職たりしを、城主吉明其師徳を慕ひ、請ひて同慈寺に招きたり 時に吉明高崎山の故事を丹山に問ふ、和尙答て曰、此山芝積山と云ひ、又四極山と名く、二品親王守光、俊頼卿等の四極山を詠ずる歌あり、此山古より猿子多し、因て國俗他の子息にして器量乏しき

者を高崎の息子と呼ぶ、蓋し猿に類せると云ふなり、此山中酒泉を出す、嘗て府下に中尾乾通と云ふ者あり、其家極めて貧し、通常に富を山王權現に祈ること篤し、一日酒を荷ふて田野浦に沾んとす、途此山の海岸を過ぐ、遇ま猿子ありて巖下に啼く、其聲甚だ哀し、通往て之を見れば、猿巨蟹の爲めに挾る、乃て通言ふて曰、汝愁ふる莫れ、我爲に之を解んと、進んで蟹を取り、之を助く、猿子喜色を含みて去る、已にして通酒を沽り盡し、將に歸んとする時、猿子復た來つて之を迎へ、衣を牽きて山上に登んとす、通乃て登ること二百歩許、忽見る一巖下、混々として黄色の泉涌出するものあり、るを時に猿子通を顧みて自ら其泉を嘗め、尙ほ他をして之を試み飲まん事を勸るが如し、乃て通試みに一掬之を飲めば、其味眞に美なる酒なり、是に於てか通之を酌みて大に利を得、其家頗ぶる富有を致したり、享祿天文の交通の富、西海第一と稱せらる。



に至る當時海外の商舶此地に航し諸國の商賈府内に會する者  
 通到らざれば敢て貨物の價を定めず通にして一び頭を掉らん  
 か商事一も成らざるに至る云天文より今に及びて百有餘歲  
 外船の今肥前長崎に來り貿易する者初め必ず通の遺稱を用ゆ  
 るを例とす通子孫あり宗悅と云ふ富榮代々相續きたるが天正  
 の薩寇に會ひ狼藉せらるゝ所なる餘胤今尙は府内に在り數  
 家濟々たり丹山又云ふて曰此山東北岸の水際一盤石の下に龍  
 宮穴あり潮落る時は則ち見る龍宮穴赤きこと塗丹の如し旱す  
 る時石上に登り經を誦するときは雨らざるこことなし元和中前  
 府主竹中氏の爲め予雨を此に祈る未だ回ざることき雨滂沱たり  
 又寛永の初府主重興氏雨を此龍宮穴に祈る其夜大雨到る昔大  
 友氏城を此山頭に築くや翌歲菊池氏來りて之を圍み遂に潰ゆ  
 山上今尙は古隄礎石の歴々見るありこ吉明聽て大に感じ筵を

設け酒を酌み興に乗じて詩を賦す

嵯峨海上直衝天、曲折穿登徐達巔、萬嶽千峰皆踞下、九州四國略  
 窮邊、菊池戰鼓和何日、大友槐宮徒跡傳、最憶乾通求願實、至今後  
 裔樹甘泉

吉明興を盡して黄昏歸城すこあり

鶴谷云、此紀本圖其本を序するに非ざるべし、但酒泉  
 の事、後より山王權現に祈る云々、附合して斯く説  
 此等の事蹟を紀するものあるやも知れされば、姑く此に収録する事とは成りぬ

萬葉	老はつ山打越えくれば笠縫の島清かへる棚なすをふね	高市連馬人
新編古今集	老はつ山俯の下葉を折きてこよひはねなん都こひりき	俊成
全	老はつ山風ふきすさふ梢の葉にたえくのこる嶺のこゑ	一品親王守學
夫木	柴津山卯の花ふきのかり庵やよとこも見えぬ雪の下臥	顯昭
全	荒蕪の馴れて住なる老はつ山々もいかにかはけりかるらん	俊成
全	沙風に雲はれわたる四極山清きいづる舟も月や見るらん	俊定
全	柴津山猶の若葉にかさざれてねらふさつをのたゆみなのよや	俊成
綴古今	四極山梢の若葉をみる月の影さゆるまで夜はふけにけり	俊頼

○笠結島 最要記云、慶長元年八月、豊府主在府内城、問府之名所於  
 老人、答曰、生石浦有名島云、笠結島、俗呼云生石、小島、島廻百步、高數仞



頂有老松數株、遙望之則似古勁結頭笠、故以名笠結島、土御門院十八歲有笠結島御製、是郡中之名所也、府主聞之、即往見笠結詩云

何世海翁遺棄去、傍汀漂泊竹皮簷、旅舟今古往來客、一聽其名笑自肯

碩田翁の古蹟名寄云、かさぬひの島、笠縫の里にも有、笠和郷、生石村にあり、里は此邊すへて笠和郷なれば、大かたにさして言へり、攝津又豊前にも云に、豊前は誤れる也、契沖の論は去る事なれども、笠縫島は、笠和郷に係る所にてかなへり、古圖を見るに、今濱の市に笠縫島とて少そき島の有所より、北の方に笠結と書し、所有、是は慶長元年七月、地震暴波たて沈没せし時になくなれりと思ふ、又四極山の攝津なるも、海になれるなれば跡なし、有ても其地形あら熊のすみさつ雄の狩せし所とも思はれぬ也、すへて名所なごこはかたき理ことばたらむより、大かたにすへき事なり、國々に同名の名所とも澤にあ

ればや、今も此高崎山には、あら熊もあたり来て、住ぬべき山にて、猪鹿しかましろの住めるは、人のよく見聞みきこ所なり云々と、脇蘭室翁の「瀧のやこり」紀中に云此紀行は文化四年十月也生石の濱の此方に小島と云ふあり、笠結といふ名をおふせたれど、あまりに細ければ、おほつかをなし、笠結は、早く海となりしにこそ、「海原となりしあこのしら波にむかしを忍ぶ笠結の島」とあり

鶴谷云、按ずるに笠結島の稱は、高崎山の一名を四極山といふより、好事家の名けたるにはあらざるか、萬葉集卷之に「四極山打越見者笠縫之島、漕隠棚無小船」と詠したる歌あり、されどこは攝津の磯齒津山を詠たるにて、我が豊後の高崎、即ち四極山を詠しにはあらず、歌枕秋の寢覺にも、此島を豊後としたるが、後正誤して攝津と改めたり、又前に掲たる四極山の歌、及び左に掲るものも、我が豊のにはあらざるべけれど、参考の爲めさしと思ひつる



新後撰集  
名 寄  
雲玉集

笠ゆひの鳥たちかくす朝霧にいや清きさかる棚なし小舟  
旅人は美のうらほらひ夕暮の雨にやどかる笠結のさど  
春のきる霞の袖の笠結の鳥もかくれて行く舟なし  
魚取するおきををくらす雨ならはやされあまの子笠結の鳥

土御門院御製  
四三條藤原實隆  
村 井 池

○柞原八幡社 賀來郷由原山中に在り明治三年  
社に列らる祭神は仲哀天皇應  
神天皇神功皇后の三神靈なり社記を按ずるに淳和天皇天長四年  
十月延曆寺の僧金龜豊前守佐宮に參籠し神託の瑞に隨て當國加  
來郷に來り大木の樟樹に神の靈驗あるを感じ其樹下に一祠を建  
て之を朝廷に奏す朝廷右大臣清原夏野を豊後に遣し國司大江宇  
久に勅して神殿を造營せしむ永和三年  
宇久奏して官社に  
悉く建立すといは原山之記に見ゆ預るを得たり云々

嘉祥二巳巳年西三條左大臣藤原良房相公神慮を仰がん爲め勅  
使を申下し大貳長田朝臣并に賀因上人を以て當社に於て法華

八講を修行す則敷地の四至を定め免除せらる又毎年神田を寄  
附し給ふ

大治元丙午年瞻西上人蒙示現當社參籠同四巳酉年玄覺法師大  
乘妙典讀誦得示現仁平三癸酉年鳥羽法皇六十御賀依勅於當社  
修之則爲御賀御嘉例可爲不輸之神領之由院廳之御下文賜之  
寛喜二庚寅年奉幣使として權中納言藤原家光卿下回社參文永  
十一甲戌年十一月廿九日夷敵降伏の祈禱當社に命らる建久以  
降大友家世々修理を加へ氏の神として祭田を寄す  
應永七庚辰年當國守護式部大輔親世普賢堂を祠側に建つ  
天正十二甲申年當國守護左京太夫義鎮洪鐘を鑄て寄進す  
慶長三戊戌年七月十五日府主福原右馬頭直高家臣生島新助を  
遣し本社の別當宮司に對し神職別當の寺院境内并に田畑高五  
十四石五斗六升九合を永々免許し以て神靈を仰ぎ奉るべき旨



の生命を傳ふ

寛永十七庚辰年、國主日根野吉明、講堂を建、其臣平岡某をして、廟祝とし、歴世の教書を輯録せしむ。

豊府畧記云、寛永二年己十一月廿七日、夜の夜、四ツ時、由原山火を失し、風裂しくして、本社末社焼亡したり、然れども神躰佛躰は、共に恙なくして、火災に罹らせ給はず云々、されば天正兵亂の後、造營したる社殿の復た炎上したるものなるべし、日根野氏の講堂を建、云々とあるは、特り講堂に止らず、社殿をも日根野吉明在城の日、造營されしものならん、日根野氏は、元和九年野州壬生より、府内に移封されたるを以て、神社炎上の寛永二年は、入國後二年に當れる年なり。

祠宇高岑、樓觀廻廊、刻桷丹楹の莊麗、國中に甲たり、而して殿宇は、古より三十三年を以て、改造するの例あり、圖田、牒を按ずるに、由原神

領二百四十六町とあり、弘安中尙此の如し、當時の盛大想ふべきなり、神庫には、今尙世々の勅書、國司の寄附狀、其他隣國武臣の願文等、珍重すべき書記録、夥多納むるものあり、

安永中、冷泉民部卿爲久卿、題者となり、由原八景を詠じたるものありしが、後文政七年、又之れに圖畫を加へて、詩を附したるものあり、  
渡邊重名翁の序文あり、  
文長ければ之を引しぬ

神祠櫻花

内大臣 惟 通 久 我

この神の宮居に匂ふ花さくら幾春おなし盛り見すらん

山櫻花發紫宮傍、白蕊如雲覆粉塲、神迹元因移玉坐、芳葩暗蒸御爐香。

四極山新樹

從二位 公

福 三條四  
大納言

こゝに在神もや愛つる四極山、夏を若葉の木々の緑は

神皇遺愛認題歌、此日薰風景更多、雲際新陰催夏木、翠瀨半映紫江



波

放生河遊魚

從一位 通

躬

中院前  
大臣

水ひろき河瀬に遊ぶいろくつは生るを放つ恵みや知

河水放生禁釣集魚相戯日熙々東涯自有同遊在咫尺如隣海上  
鷗

二葉山晴嵐

正二位 實

陰

武者小路  
前大納言

雲拂ふ嵐に高き松杉もふた葉の山のよゝやへぬらん

古木晴嵐拂白雲總岑自與衆山分一聲鳴鶴青天上人在仙宮涯下  
聞

笠結島舟

從二位 光

榮

島丸前  
大納言

雨により雪にやこりて浦舟も名を頼むらん笠結の島

一小蓬萊向海東江帆日々影浮空島邊不獨晴天景雪艇烟蓬圖畫  
中

濱市商家

民部卿 爲

久 冷泉

神わさのおりを待得て此濱の波もより來るあきの市人

征帆日夜向江濱沽客載來百國珍下得一時繁花地沙頭結構少廟  
新

木綿山雪

權大納言 重

孝

庭田

たむけこや神は見るらし所から名も木綿山に積る白雪

日照綿峰宿雪晴勢如廬嶽瀑流清明毫領寫三千尺醉倚欄干賦不  
成

古宮秋月

前中納言 通

夏

久世

宮所ほかに遷し昔をも月は忘れず照すくまなき

神宮經始且何時明月蕭森照舊祠靈地不關陵只變林頭鏡色幾秋  
奇

○龍雲寺 笠和郷白木村の海濱に在り永徳年間の創始にして開



基は貞觀法師なり、貞觀は生國近江にして奥州の住人、安部貞任十世國志には十の孫なりと云ふ、曾て三井寺の圓舜僧都を師とし、修學の後、永徳三年八月十五日、豊後に下り、白木村に留りて、懸崖石壁に諸佛像を刻み、又安部貞任、宗任の二石塔を建て、其側に一寺を營み、龍雲寺と名け、以て安部一族の菩提を吊ふと云ふ。

○善神王社 賀來郷賀來村に在り、乃て一に賀來神社といふ、初始の時を知らず、又祭神を詳かにせず、或は云高良、玉垂神と祭ると、遐邇其神徳を畏敬する者多し、歳の八月祭典を行ふ、名けて賀來の市といふ、四方群集す。

○金光明寺 賀來郷國分村に在、一に國分寺と云ふ、土記に大分郡寺二所、僧尼寺とあり、僧寺一即ち是なり天平十三年の創始なり、寺記云、金堂十八間四面、大尊は行基菩薩の作なり、七重塔は釋迦牟尼佛、觀音菩薩、阿彌陀佛は、勝立の菩薩と共に行基の作なり、樓門の額、金光明寺は、聖武天皇の御宸筆にて、其他經藏、僧坊、完備せしこと、國中第一の大伽藍たりしなり云々日本紀天武紀云、五年十一月甲申、遣使於四方國、說金光明經、仁

王經、又持統紀云、七年十月、始講仁王經於百國、四日而畢、八年五月、以金光明經一百部、送置諸國、必取、每正月上元讀之、其布施、以當國官物、宛之、續日本紀、聖武紀云、神龜四年十二月、金光明經六十四帙、六百四十卷、頒諸國、國別十卷、先是諸國所有金光明經、或國八卷、或國四卷、至是寫備頒下、隨經到日、即令轉讀、爲令國家平安也、天平十二年六月、令天下諸國、每國法華經十卷、拜建七重塔焉、蓋此時始て諸國に金光明僧寺と法華尼寺とを置たるものなり、然れど未だ完備せる者には非ず、十三年正月、故大政大臣藤原朝臣の家、其食封五千戸を返上す、朝廷中二千戸を舊に依て、其家に賜ひ、三千戸を以て、諸國の國分寺に施入し、以て丈六佛像を造るの料に充つ、十三年二月、又每國の僧寺に五千戸、水田十町、尼寺に水田十町を施封し、僧寺には必ず二十僧を有らしめ、其寺を金光明四天王護國之寺と名け、一十尼は其寺を爲法華滅罪之寺と名け、兩寺相去て、教戒を受けしむ、十九年